

令和 6 年第 2 回定例会

西 川 町 議 会 会 議 録

令和 6 年 6 月 7 日 開会

令和 6 年 6 月 11 日 閉会

西 川 町 議 会

令和六年

第二回〔六月〕定例会

西川町議会議録

令和六年

第二回〔六月〕定例会

西川町議会議録

令和6年第2回西川町議会定例会会議録目次

第 1 号（6月7日）

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議会諸報告	4
○行政報告	5
○議案の上程	10
○提案理由の説明	11
○散会の宣告	13

第 2 号（6月8日）

○議事日程	15
○出席議員	16
○欠席議員	16
○説明のため出席した者	16
○事務局職員出席者	16
○開議の宣告	17
○一般質問	17
荒 木 俊 夫 議員	17
佐 藤 仁 議員	27
佐 藤 大 議員	41
飯 野 幹 夫 議員	57

菅 野 邦比克 議員	6 8
○散会の宣告	7 8

第 3 号（6月9日）

○議事日程	8 1
○出席議員	8 2
○欠席議員	8 2
○説明のため出席した者	8 2
○事務局職員出席者	8 2
○開議の宣告	8 3
○一般質問	8 3
佐 藤 光 康 議員	8 3
大 泉 奈 美 議員	9 9
古 澤 俊 一 議員	1 0 7
佐 藤 耕 二 議員	1 1 9
○散会の宣告	1 2 9

第 4 号（6月11日）

○議事日程	1 3 1
○出席議員	1 3 2
○欠席議員	1 3 2
○説明のため出席した者	1 3 2
○事務局職員出席者	1 3 2
○開議の宣告	1 3 3
○日程の追加	1 3 3
○報告第2号	1 3 3
○報告第3号	1 3 5
○報告第4号	1 3 6
○報告第5号	1 3 8
○報告第6号	1 3 8

○議案の審議・採決	1 3 9
○議員派遣について	1 6 0
○閉会中の継続調査申出	1 6 1
○閉議・閉会の宣告	1 6 1
○署名議員	1 6 3

令和 6 年 6 月 7 日

令和6年第2回西川町議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和6年6月7日（金）午前9時30分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議会諸報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案の上程

議第35号 令和6年度4災7251号町道濁又線道路災害復旧工事請負契約
の締結について

議第36号 財産（路線バス車両）の購入について

議第37号 財産（スクールバス車両）の購入について

議第38号 西川町歴史文化観光施設条例の設定について

議第39号 西川町犯罪被害者等支援条例の設定について

議第40号 西川町かせぐ基金条例の一部を改正する条例の制定について

議第41号 令和6年度西川町一般会計補正予算（第1号）

議第42号 令和6年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第 6 提案理由の説明

出席議員（９名）

1 番	佐 藤 大 議員	2 番	飯 野 幹 夫 議員
4 番	荒 木 俊 夫 議員	5 番	佐 藤 仁 議員
6 番	佐 藤 光 康 議員	7 番	大 泉 奈 美 議員
8 番	佐 藤 耕 二 議員	9 番	古 澤 俊 一 議員
10 番	菅 野 邦比克 議員		

欠席議員（１名）

3 番	後 藤 一 夫 議員
-----	------------

説明のため出席した者

町 長	菅 野 大 志 君	副 町 長	内 藤 翔 吾 君
教 育 長	前 田 雅 孝 君	総 務 課 長	佐 藤 俊 彦 君
つ な ぐ 課 長	佐 藤 晃 君	企画財政課長	大 泉 健 君
町民税務課長	吉 見 政 俊 君	健康福祉課長	荒 木 真 也 君
みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡 邊 永 悠 君	かせぐ課長	石 川 朋 弘 君
観 光 課 長	柴 田 知 弘 君	建設水道課長	眞 壁 正 弘 君
病 院 長	武 田 隆 君	病院事務長	土 田 里 香 君
ま な ぶ 課 長	安 達 晴 美 君	監 査 委 員	古 沢 美代子 君

事務局職員出席者

議会事務局長	飯 野 勇 君	議 事 係 長	鬼 越 晃 一 君
書 記	柴 田 敏 那 君		

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○菅野議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これより令和6年西川町議会第2回定例会を開会します。

なお、3番、後藤一夫議員から、会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

◎開議の宣告

○菅野議長 これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○菅野議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、8番、佐藤耕二議員、9番、古澤俊一議員を指名します。

◎会期の決定

○菅野議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日から6月11日までの5日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月11日までの5日間と決定しました。

◎議会諸報告

○菅野議長 日程第3、議会諸報告を行います。

議長報告を行います。

議会諸般の報告をいたします。

5月8日、西村山地方議長協議会定期総会が大江町で開催されました。令和5年度事業報告及び決算並びに令和6年度の事業計画及び予算が承認されました。基本方針として、西村山地方1市4町議会相互間の情報交換及び連絡協調を図り、議会制度に関する調査・研究、行政に関する調査研究と提言などを行い、地方自治の振興・発展を図っていくことが決定されました。

5月15日には、村山地方町村議会議長会の定例総会が河北町で開催されました。総会では、令和5年度事業及び決算が承認され、令和6年度の事業計画及び予算が決定されました。地方議会が持つ立法機能、行政監督機能、さらには財政機能を有効に活用し、執行機関との協調性を図り、村山地方7町議会が緊密に相互連携し、住民に信頼され、存在感のある議会運営を図り、地域振興に寄与することが決定されました。

また、総会の席上、古澤俊一議員がこれまでの議員活動の功績をたたえられ、村山町村議会議長会より表彰を受けられております。今後のますますのご活躍をご祈念申し上げます。

5月21日には、全国町村議会議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、私と大泉奈美副議長が出席しました。

研修会では、3名の方からご講演をいただきました。大正大学教授の江藤俊昭氏からは、「議員のなり手不足は「住民自治の危機」」、弁護士で元流山市政策法務室長の帖佐直美氏からは、「ハラスメントー自治体議員が注意すべきポイントー」、慶応義塾大学教授の谷口尚子氏からは、「将来の地方議会を担うのは誰か？」と題してのご講演でありました。これからの町村議会の活動や議員活動について考える有意義な研修会でありました。

6月3日には、山形県町村議会議長会の臨時総会が三川町で開催されました。総会では、令和5年度の決算が報告、承認されました。また、各地方町村議会議長会から提出された国

及び山形県への要望事項を確認し、その実現に向けた実行運動方法などが決定されました。

以上、議長報告といたします。

次に、西村山広域行政事務組合議会報告を行います。

8番、佐藤耕二議員。

〔8番 佐藤耕二議員 登壇〕

○8番（佐藤耕二議員） 西村山広域行政事務組合議会報告を申し上げます。

3月27日に開催されました令和6年第1回定例会の報告をいたします。

議第4号では、令和6年度西村山広域行政事務組合一般会計予算について、歳入歳出17億383万円とする予算を賛成多数で決定いたしました。計画的な事業の執行と健全財政の堅持を念頭に事務事業の遂行に当たることとし、前年度当初予算と比較して1億2,848万5,000円の増額となるものです。

議第6号では、令和6年度西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター、斎場特別会計予算について、歳入歳出10億4,957万2,000円とする予算を賛成多数で決定いたしました。廃棄物処理施設インフラ長寿命化計画の方針に基づく施設修繕や業務委託などを計画し、前年度当初予算と比較して5,349万9,000円の増額となるものです。

議第7号では、西村山広域行政事務組合手数料条例の一部改正について、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、条例の一部を改正することについて賛成多数で決定いたしました。

議第8号では、西村山行政事務組合クリーンセンター手数料条例の一部改正について、し尿収集手数料を改正することを賛成多数で決定いたしました。

以上、西村山広域行政事務組合議会報告といたします。

○菅野議長 以上で議会諸報告は終わりました。

◎行政報告

○菅野議長 日程第4、町長からの行政報告の申出がありますので、これを許します。

菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 皆様、おはようございます。

本日、令和6年第2回定例会を招集いたしましたところ、9名の議員の皆様からご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今日も山形新聞ご覧になった方もいらっしゃると思いますけれども、西川町のことが県内1番ですということで載っておりました。ご覧になりましたでしょうか。皆さん、見ている。ありがとうございます。じゃ、皆さん、見えていますね。

23年度の企業版ふるさと納税、山形県内で西川町が1番の6,385万円ですということでございます。こちらは、私も副町長の出身であるデジタル田園都市国家構想の担当、まさに2年前まで私ら2人が担当してきたものですから、こちらの西川町の強みが表れたのかなと思っております。

また、職員も入札参加した方に、入札が外れた場合でも町外の会社の方にチラシやパンフレットをお渡ししたり、こういったふだんの努力の賜物なのかなと思っております。

なお、本件に関しましては、飯野議員からも東京や山形市などに行ってPRをしていただき、実績としても加えることができました。

こんな議会と町が一体となっているところもなかなかないのかなと思っておりますので、ぜひ職員も私も副町長も皆様も一緒になって取り組んでいきたいと思っております。

では、初めに、第1回3月議会の一般質問等において議員の皆様からいただきました宿題の対応について申し上げます。

佐藤耕二議員から2ついただきました。

1つ目は、犯罪被害者等支援条例の制定でございます。

こちらは、今定例会にその条例の議案を提出しております。ご指摘ありがとうございます。

2つ目は、老人福祉センターの補助金の在り方でございます。

議論になりました西川町の社会福祉協議会がほかの協議会に比べて仕事が少ない、町のほうが頑張っているということでございます。仕事は少ないけれども、ほかのまちに比べて補助金多い、つまり町民の税金がたくさん使われている、これを問題にいただきました。

このため、町のほうは、今年は貸付金とかいう形で補正予算の編成させていただいております。議論もやはり深めていきますと、社会福祉協議会としては、そもそも老人福祉センターや温泉の経営というのはそもそも難しい状況にあるんだ、本来の交流サロンや社会福祉協議会の役割をするべきだというような形で、事務局からと会長と行政当局と意見交換をしております。

このため、私どもは、本来の社会福祉協議会の業務は行いつつ、無理なものは町でやむを得ず引き受けるという形が望ましいのではないかとということで、調整をしております。

仮に西川町に老人福祉センターや温泉施設の譲渡が実現した場合には、私が責任を持って継続、この温泉、老人福祉センター施設をお守りいたします。改修も機能向上も必要かもしれません。

続きまして、大泉奈美議員から3つ宿題をいただいております。

1つ目は、带状疱疹ワクチン予防接種の補助の創設でございます。

こちらも今定例会に補正予算として提出させていただきます。署名なども自ら集めていただきまして、どうもありがとうございました。

2つ目は、AEDの設置マップの作成でございます。

こちら6月3日に町のホームページで町内23か所に設置しておりますと掲載させていただきました。また、6月6日のタブレット「つながるくん」でも配信をいたしました。私も助かる命は助けたいなと思って、まずどこにあるかを知っていただかなくてはいけないという気づきがございました。ありがとうございました。

3つ目は、町民体育館トレーニングルームの会議室としての活用の点でございます。

町民体育館2階会議室には、今後もカヌー用トレーニング機器を設置し、運用してまいります。バレーボール大会で監督会議用のスペースが必要になる場合には、併設する交流センターあいべの会議室や体育館ホールをご利用いただくようご案内しております。

町民体育館2階会議室は、平成29年9月の新築以来、各種バレーボール大会の監督会議や西村山スポーツ推進委員の研修会の会場として使用はしてきましたが、年に数回程度の利用にとどまっておりました。このような使用状況の中、本町がモルドバ共和国や日本代表チーム、カヌーの選手を受け入れることになり、その環境整備として当時、利用頻度が低かった町民体育館2階会議室にそのエルゴマシーンを設置したところでございます。その結果として優秀な成績を収めることができたと考えております。

これはちょっとあんまり宿題の回答にはなっていないかもしれませんが、恐らくまなぶ課長の安達さんが考えていただくんだと思います。これからですか。これでいいのかな、回答は。すみません、また、不十分であれば、ご質問いただいて、真摯に対応したいと思います。なので、100点満点の回答ではないのを申し訳ございません。

佐藤仁議員からは、5ついただきました。

1つは、水道事業の水沢配水池の耐震化でございます。

こちらは、令和4年度に耐震診断を行った結果、耐震性能を満たしていないという結果になりました。施設自体の耐用年数も間もなく迎えることから、新たな場所に建設するため、令和6年度は配水池の基本設計の予算を行っており、対応を進めてまいります。

2つ目は、寝たきり老人介護激励金の予算化でございます。

こちらは、今後、対象となる皆様と対話会を行い、激励金を含めて、さらにどんな支援が必要なのかをお聞きした上で、予算を確保してまいりたいと考えております。少しお待ちください。

3つ目は、人工透析患者の交通費補助の予算化でございます。

こちら、対象となる皆様と対話会を行い、交通費の助成のほか、町外で人工透析を受ける方が町立病院に転院することが可能なかどうかとか、そういった深い話合いをお聞きした上で予算化をしてまいりたいと考えております。こちらもう少しお待ちください。

4つ目は、公園維持管理委託料の予算化でございます。

こちらは、後ほど全員協議会で議員からのご提案をいただいておりますので、その際にもご説明させていただきます。予算化をする方向で考えております。

飯野幹夫議員からは、町立病院のスマートフォンを活用した予約を受付というようなご提案をいただきました。

町立病院内で検討したところ、タブレットの予約の受付は今のところ難しいということでございます。令和7年度に電子カルテ新システム導入を考えております。これと合わせて予約受付機能については検討してまいりたいなと思っております。これに合わせて、令和7年度でございます。

次に、令和5年度の各会計の収支見込みについて申し上げます。

収支残高については、お配りしました決算見込額の表のとおりでございます。

一般会計、申し上げます。

収支残高は約8億8,000万でございます。このうち令和5年度に明許繰越を財源として1億726万円の繰越額を除く実質収支は7億7,000万円ほど見込まれます。地方自治法に定める剰余金の処分として財政調整基金に4億円の積立処分を行い、残り3億7,000万円は令和6年度に繰越金として計上する予定でございます。

なお、令和5年末の財政調整基金と減債調整基金、いわゆる町の貯金でございますが、こちらは財政調整基金11億円、減債調整基金9億円ほどとなっており、昨年度の同じ時期よりやや増えている、つまり貯金を使っていない状況になっております。これは財政当局も私も

財務省出身でございますので、うまく資金繰りができた結果かなと思っております。

続きまして、町税関係や、また国民健康保険関係なども配信しておりますので、ご覧いただければなと思っております。こちらは水道事業とともに割愛をさせていただきたいと考えております。

次に、令和5年度西川町町立病院の経営状況を申し上げます。

令和5年度は、5月から新型コロナウイルス感染症が一律の感染対策を求められない5類となり、町立病院の自主的な判断による感染対策を継続して事業を行ってまいりました。患者数は5,010人で、前年比4人の減、外来患者数が2万842人で、前年比マイナス804名となっております。これにより収入では前年度とほぼ変わりませんでしたが、コロナウイルスワクチン接種やPCR検査委託料の減少や県のコロナ病床確保対策補助金の廃止によりまして、前年度と比べ1億1,400万円ほど減額となりました。収入は減ということでございます。

次に、決算見込みは、医業収益は前年対比5%の減、医業外収益はマイナス24.3%、収益合計が6億3,399万円、前年対比マイナス13%となる見込みでございます。

一方で、費用は前年比3.4%増の7億4,213万円となる見込みでございます。このため、一般会計から2億7,000万円の繰入れを行ったところでございますが、当期の純損失として1億814万円を見込む赤字決算となりました、残念ですが。

資本的収入は、医療機器購入による国保調整交付金263万円ほど、一般会計出資金と合わせて1,176万3,000円であり、資本的支出は、機器購入費3,256万円、工事請負費1,120万円、企業償還金1,125万円の計、約5,503万円であり、資本的収支が資本的支出に不足する額4,327万円は、当年度地方消費税収支調整額50万円と過年度損益勘定留保資金4,276万円で補填したものでございます。

なお、一般会計繰入れ前の実質損失は3億7,814万円、前年比35.9%の増加となる見込みでございます。つまり実質欠損金は35%増ということでございます。

次に、月山カヌーセンターの起工式について申し上げます。

月山カヌーセンターは、艇庫やトイレ、コワーキングスペース等の機能を有する施設でございます。去る4月27日に月山湖の建設予定地で挙行をいたしました。式には、農林水産副大臣である鈴木憲和様をはじめ、最上川ダム統合管理事務所長様、山形県の観光文化推進部長、町議会議長や地元本道寺地区会長、また、大井沢ふるさと民宿旅館組合長からご参加いただきました。

工事は、来年3月に本体一体の工期を迎えまして、その後、令和7年度、外構工事を一部

させていただきます。そして、令和7年6月末、来年の今頃には竣工する予定でございます。西川のカヌー経験された子どもたちが西川にUターンしていただくために、雇用をつくりたいと考えております。

次に、タブレット端末「つながるくん」について申し上げます。

「つながるくん」は、おかげさまで99.5%の配備をさせていただきました。残り8世帯、これまで町内会会長、区長の皆様に大変ご協力をいただきました。残り8戸はなかなか配備が難しい方々ではございますけれども、命を守るためでございますので、6月末に私も伺いまして、本件、ご説明をさせていただきたいと考えております。

次は、6月5日に行われたミニデイ対話会について申し上げます。

対話会は、役場庁舎で行われまして、町内22地域から41名参加いただきました。議員の皆様からも多数ご参加いただきまして、ありがとうございました。

対話会では、各地域で行われているミニデイの内容やこれからミニデイを行うという地区のお困り事を共有、話し合いまして、各地でミニデイがたくさん効率的に楽しく行われるように開催しました。

この対話会を開催した目的は、福祉サービスの平準化でございます。これまで西川町は、住んでいる場所によってミニデイサービスが極端に受けられる人、受けられない人で格差がついておりました。それもそのはずで、支援内容は、開催した場合の補助金でございました。このため、健康福祉課、特に保健師さんを1名増員しまして、ミニデイのサービスの掘り起こしを地域で行っていった結果、このたびほとんどの地域で開催される見込みとなりました。

このように問題意識を持って対話会を開催し、健康で生き生き暮らせるような事業をこれからも構築していきたいと思っております。

以上、申し上げまして、6月の定例会の行政報告といたします。

○菅野議長 以上で行政報告は終わりました。

◎議案の上程

○菅野議長 日程第5、議案の上程を行います。

議第35号 令和6年度4災7251号町道濁又線道路災害復旧工事請負契約の締結について、

議第36号 財産（路線バス車両）の購入について、議第37号 財産（スクールバス車両）の購入について、議第38号 西川町歴史文化観光施設条例の設定について、議第39号 西川町犯罪被害者等支援条例の設定について、議第40号 西川町かせぐ基金条例の一部を改正する条例の制定について、議第41号 令和6年度西川町一般会計補正予算（第1号）、議第42号 令和6年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、以上8議案を一括上程します。

◎提案理由の説明

○菅野議長 日程第6、提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議第35号は、令和6年度4災7251号町道濁又線道路災害復旧工事請負契約の締結でございます。

本工事を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものでございます。

議第36号は、財産（路線バス車両）の購入についてでございます。

これを購入するため、地方自治法第96条第1項第8号により提案するものでございます。

議第37号は、財産、これはスクールバス車両の購入でございます。スクールバス車両を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものでございます。

議第38号は、西川町歴史文化観光施設条例の設定についてでございます。

西川町歴史文化資料館等の3施設を、歴史的または文化的な観光施設と捉えて、一体的な推進を図るため提案するものでございます。こちらは文化財保存法の解釈の変更もございまして、このような対応をさせていただいております。

議第39号は、先ほど行政報告でもご説明させていただきました西川町犯罪被害者等支援条例の設定についてでございます。

議第40号は、西川町かせぐ基金条例の一部を改正するものでございます。

本基金の名称を、本来使っていく高齢者支援に充てるため明確にするものでございます。

これまで西川町がデジタルやN F T、難しい分野でお金をためてきたものを、高齢者支援に使うというものでございます。

議第41号は、令和6年度西川町一般会計補正予算（第1号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,282万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億9,082万5,000円とするものでございます。

補正の内容は、急を要する事務事業の経費に係る補正及び地方債の変更でございます。

初めに、歳出について申し上げます。

第2款総務費、にしかわぐらし「ワクワク」魅力発見事業負担金やデジタルによる生涯学習・健康寿命の延伸事業負担金の追加など566万4,000円を追加するものでございます。

第3款民生費は、私が電車に乗っている間に見つけた補助金のことでございます。豪雪地帯の地域安全克雪方針策定事業委託や地域住民が主体的に行う通いの場の立ち上げを支援するいきいきお茶のみ会の負担金、老人福祉センター運営貸付金の追加など1,908万8,000円を追加するものでございます。

第4款衛生費は、大泉奈美議員や荒木俊夫議員からご質問ありました带状疱疹ワクチン接種業務の追加でございます。110万円を追加するものでございます。

第6款農林水産業費は、町の特産品P R業務の追加など1,691万7,000円を追加するものでございます。

第7款商工費は、観光庁で最も難しいと言われている補助金を獲得したものでございます。観光庁の特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業や地域観光新発見事業の補助金獲得による実行委員会委託業務や貸付金、町制施行70周年記念花火大会の実行委員会負担金、旧入間小学校体育館売払いに係る鑑定業務の追加など6,649万5,000円を追加するものでございます。

第8款土木費は、公舎の施設修繕費の追加でございます。264万6,000円です。

第10款教育費は、西川小学校冷蔵庫購入により91万5,000円を追加いたします。

歳入、申し上げます。

第14款、先ほど申し上げた観光庁の特別体験提供事業補助金や国土交通省、電車で見つけたものと言ったものです。豪雪地帯安全確保緊急対策交付金など、国庫支出金、国からもらう補助金です。こちらを4,074万4,000円、第15款、県からもらう補助金、県支出金551万1,000円、第18款繰入金1,967万4,000円、第20款諸収入2,550万円、第21款町債150万円をそれぞれ追加し、それでもなお不足する財源2,000万弱は、第19款繰越金を充てるものでござ

います。

地方債の補正は、スクールバス購入事業などの変更を行うものでございます。

議第42号は、令和6年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,086万3,000円とするものでございます。

歳出は、第1款総務費70万9,000円を追加するものでございます。

歳入は、第4款国庫支出金226万1,000円を追加し、第7款繰入金55万2,000円を減額するものでございます。

以上、申し上げましたが、詳細については担当課長がご説明しますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○菅野議長 これでは本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時12分

令和 6 年 6 月 8 日

令和6年第2回西川町議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和6年6月8日（土）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員（８名）

1 番	佐 藤 大 議員	2 番	飯 野 幹 夫 議員
4 番	荒 木 俊 夫 議員	5 番	佐 藤 仁 議員
6 番	佐 藤 光 康 議員	7 番	大 泉 奈 美 議員
8 番	佐 藤 耕 二 議員	10 番	菅 野 邦 比 克 議員

欠席議員（２名）

3 番	後 藤 一 夫 議員	9 番	古 澤 俊 一 議員
-----	------------	-----	------------

説明のため出席した者

町 長	菅 野 大 志 君	副 町 長	内 藤 翔 吾 君
教 育 長	前 田 雅 孝 君	総 務 課 長	佐 藤 俊 彦 君
つ な ぐ 課 長	佐 藤 晃 君	企画財政課長	大 泉 健 君
町民税務課長	吉 見 政 俊 君	健康福祉課長	荒 木 真 也 君
みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡 邊 永 悠 君	かせぐ課長	石 川 朋 弘 君
観 光 課 長	柴 田 知 弘 君	建設水道課長	眞 壁 正 弘 君
病院事務長	土 田 里 香 君	まなぶ課長	安 達 晴 美 君

事務局職員出席者

議会事務局長	飯 野 勇 君	議 事 係 長	鬼 越 晃 一 君
書 記	柴 田 敏 那 君		

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○菅野議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、3番、後藤一夫議員、9番、古澤俊一議員から、会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

◎一般質問

○菅野議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 荒 木 俊 夫 議 員

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

〔4番 荒木俊夫議員 質問席へ移動〕

○4番（荒木俊夫議員） おはようございます。4番、荒木俊夫です。

安全・安心なまちづくりの防災対策について質問をいたします。

国内では地震や豪雨、豪雪、台風、噴火、火災など、大規模な災害が毎年のように発生しております。この1月には最大震度7の能登半島地震が発生しまして、6月、今月にも震度5強の余震も起きております。災害からの復興対策事業が国や自治体により積極的に進められております。また災害発生時から多くのボランティアの方々が支援活動を行っております。

この町で安心して生き生きと心豊かに住み続けるためには、安全・安心なまちづくりの対策が重要であります。

西川町は災害の少ない町ですが、災害はいつ起こるか分かりません。ふだんの備えが重要であります。災害に強い安全・安心なまちづくりの取組について質問をいたします。

質問の1番です。

令和5年第1回定例会で災害ボランティアの受入れ体制について質問をいたしました。丁寧な回答をいただきまして、そのときは健康福祉課、総務課で令和5年9月1日の防災の日までに具体的な受入れ体制についての整備を行いますということでございました。町の積極的な活動により、町の交流人口は非常に増加しております。これは西川ファンやデジタル住民など、いろんな施策によって西川町に関心を持っている方が非常に多くなっているというふうに理解しております。この町で、もしそういった有事があった場合には、多くの方が駆けつけてくださるのではないかとというふうに考えております。そういった場合の災害ボランティアの受入れ体制についてお伺いをしたいと思います。

災害ボランティアはいろんなことがございます。炊き出しであるとか、医療であるとか、心のケアであるとか、あとは後片づけであるとか、たくさんいろんなことがございます。そういった面を含めながら、受入れ体制についてお伺いをいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 おはようございます。ではお答えさせていただきます。

荒木俊夫議員から大きな項目1つに絞っていただいてご質問いただいておりますので、少し詳しくお話をさせていただきます。

災害ボランティアの受入れ体制についての受入れ状況についてご質問がございましたのでお答えさせていただきます。

災害ボランティアは、令和6年度に入って人事異動により新体制となったことから、仕切り直して5月16日に災害ボランティアに関する機関、社会福祉協議会、町、町は健康福祉課と総務課でございます、この3者で打合せを行い、認識合わせを行ったところです。

こちらの打合せでは、近年実際に大きな災害があり、受入れ実績のある河北町、大江町の現状を確認しながら今後の西川町の災害ボランティア受入れの具体化対応策づくりの進め方を確認したところでございます。

以前の一般質問でも二度ですかね、ご質問をいただいておりますが、その際にも、災害ボランティアの受入れ体制の実施主体は社会福祉協議会でございます。一義的には災害実施主体でありますボランティアセンター運営マニュアルを策定するものでありますが、今現状、まだ本運営マニュアルは成案化されておられません。とてつもなく残念なことです。

これまで町議会からは、社会福祉協議会に対して昨年議員のご提言で、社会福祉協議会

の実施体制の低調な旨をご指摘をいただきました。昨年12月の議会で、佐藤耕二議員からも他の町村の社会福祉協議会に比べて、徴収しているお金は高いのに、政策の実現は低調、このようなご指摘をいただきました。しかも、今回の荒木議員からの二度にわたって本マニュアルをつくるように求められているにもかかわらず、今現在策定に至っておりません。

社会福祉協議会の実行力が政策の実効性が問われております。

残念ながら、町は社会福祉協議会に対して運営権、求償権など持っておりません。町とは別組織です。このため、いよいよ町としても発言力を社会福祉協議会に対して増さなくてはいけない状況だと感じております。具体的には、町として、債権者の立場を取らざるを得ない。このため、今定例会の補正予算に社会福祉協議会への貸付金を入れております。求償権を持った上で、実効性のある取組を社会福祉協議会に求めなくてははいけません。

町職員もほかの職員も、また社会福祉協議会の皆さんも、ほかの社会福祉協議会の現状を見ていただいております。先ほど西川町の社会福祉協議会は低調というふうに申し上げましたが、そのとおりです。私の評価も同じです。なぜなら、私も東日本大震災で、西川町と同水準の規模の山元町、七ヶ浜町、そんなところを見てきました。いろんな政策を立場の弱い方々に伝える役割はやはり頼ったのは社会福祉協議会でした。しかしながら、西川町においてははどうでしょう。社会福祉協議会の骨格、高齢者福祉の対応をする大きな柱となる事業、交流サロン、社会福祉協議会、厚生労働省が求めているものです。これ西川町で誰が実施しているのでしょうか。社会福祉協議会ではありません。町が実施しています。このような極めて低調な社会福祉協議会に対しては、ぜひ議員の皆様からも参考人招致などをして、実効性を求めるところまでいっているのではないのでしょうか。

荒木俊夫議員、佐藤耕二議員、議会提案、これも具体的な対応には至っていないわけです。

ぜひ議会軽視にもつながるおそれがありますので、社会福祉協議会の参考人招致をぜひご検討いただきたいと思います。とっております。

そうはいっても、本運営マニュアルは成案化しなくてははいけません。これは問題だと、町としても考えております。このため、新しい体制、対話を重ねまして、マニュアルについては社会福祉協議会において6月の理事会において成案化すると伺っております。

西川町の社会福祉協議会は、本業をなかなか集中できずに、これまでは老人福祉センター、海味温泉の経営も担っていたので、割くことができなかったと、事務局長も会長もおっしゃっております。現在、社会福祉協議会においては、海味温泉に関する経営の見直しを進める中で、本来やるべき事業に注力していこうと、変わろうという決議を行うと伺っております。

す。この流れの中で、災害ボランティアを受入れする業務も、業務見直しに関する協議会を立ち上げようとする動きも始まったと承知しております。本業に集中するために、ほかの海味温泉や老人福祉センターの経営を切り離す、そんな議論だと聞いております。

以上のことも受けながら、町としましては、実際に災害ボランティアを受入れする役割分担を明確化するためにも社会福祉協議会との災害ボランティアに関する協定締結を行いたいと考えております。成案化された災害ボランティア運用マニュアルに基づいた訓練を年度内に実施する、これをお約束したいと考えております。

加えて、事前の災害ボランティア登録においては、今後、町民のみならず、町外の方々から応援をいただくことを考えております。西川町にはデジタル町民650名ほどいらっしゃいます。その方は、年に6回以上、6回も何回も西川町を訪れていただいております。その方々にもボランティア登録、もう町のことをもう少しで熟知できるような状況になりつつありますので、災害ボランティアと役場職員を間になるような、そんな役割を担えるための研修も実施していきたいと考えております。

以上です。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 社会福祉協議会の今の実態というか、経営内容等についてもご説明をいただきました。西川町の赤本といたしますか、西川町の地域防災計画、これですね、これに、町長がおっしゃったことが書いてあるわけでございまして、この災害ボランティア受入れ整備計画が定めされております。大規模な災害が発生しまして、被災者に対する救援活動が広範囲または長期に及ぶ場合においては効果を発揮するように災害ボランティアについて期待をしているところであります。活動が円滑かつ効果的に行われるような環境整備を図って、相互協力のシステムを構築して受入れ体制の整備計画をつくるというふうになっておりまして、主な実施機関としましては、健康福祉部、これは災害の場合の健康福祉部ということで、実際的には健康福祉課、先ほど町長が健康福祉課が主になりますと、それと西川町社会福祉協議会というふうに定められております。

その中で、実際の受付について、ボランティアの対応については社会福祉協議会となるというふうに思うのですけれども、やはりここは先ほどありましたように、行政と社会福祉協議会がよく協議しましてやっていかないと、なかなか進まないのではないかとということで思いますので、健康福祉課がやはり中心となって、担当課として挙がっていますので、進めるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は荒木健康福祉課長。

○荒木健康福祉課長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、実際は社会福祉協議会がボランティアの受入れのコントロールをするところになろうと思います。ただ、流れ的に言えば、一旦有事が起きた場合、災害対策本部を立ち上げます。災害対策本部を立ち上げて、ボランティアの受入れが必要だというように判断された場合、災害対策本部内に災害ボランティアのセンターもしくは受入れ窓口を設置するという、ここまでは町の仕事だろうというように思います。それは、統括している総務課の危機管理、そして健康福祉部、我々はボランティアセンターの窓口ですので、そちらの役回りかなというように思います。そして、センターが立ち上がったら、実際社協さんを中心にして動くというような流れになろうかというように考えます。

ただ、ご指摘のとおり、社協さん、事務局長含めて3人しかいません。いませんので、当然ながら町も積極的に関与していくということと、これまで荒木議員からは、今回で5回目でした、この質問、全部で。2年間にわたってこの災害ボランティアセンターに関しての質問、今回で5回目でなかなか進んでこなかったということも事実でございます。ですので、今後は、健康福祉課も社協さんや全体を統括する総務課との間に入りながら、実際のボランティアセンターの立ち上げマニュアルの成案化とか、あとは、実際、マニュアルをつくただけでは動きませんので、それを実際動かしてみて、それが本当に動くのかどうかということとを協力していただける地域などを探しながら、町長答弁のあるように、年度内に訓練までいけるようなサポートを行いたいというように考えているところでございます。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） ありがとうございます。

実際の災害の場合は、活動する場合においては手分けをしなきゃいけないので、その場合については社会福祉協議会なりがなると思います。ただこの計画ですね、体制整備計画というのは災害前にきちんとつくっておかなきゃいけないというところがございます。計画の内容についても赤本に書いてありますけれども、受入れ体制の整備として、災害時におけるボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう日本赤十字社その他のボランティア関係機関、団体と連携し、協力体制を整備すると、これ体制整備。また活動従事希望者とのボランティアコーディネーター等の養成、これを促進していくと。あとは広域的な組織化に努めるというふうになっておりまして、実際の受入れ窓口の整備をした場合については、ボランティアセンターの設営マニュアル、これはボランティアセンターを設営するところでマニユア

ルがあると思いますけれども、あとは設営訓練の実施、設営に必要な資機材の充実、受入れ体制の整備ですね。あと、災害ボランティアの登録については、先ほど町長からの説明ありましたけれども、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から災害ボランティアの登録について検討すると、先ほどご説明ありました。

こういった計画についてはやはり課長があったように健康福祉課中心にならないとなかなか進まないのかなというふうに思っていますので、今回、5月16日に健康福祉課、総務課、社会福祉協議会と打合せを行ったということでありますので、これからの計画がかなり進んでいくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○菅野議長 答弁は荒木健康福祉課長。

○荒木健康福祉課長 お答えいたします。

これまで再三にわたる議員からのご質問で遅々として進まなかったことは一義的には社協さんのほうにありますけれども、町としてもサポート体制が不十分だったということもございまして、その辺のところは関係する機関連携して進んでまいりたいというように考えております。努力させていただきたいと思います。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） ありがとうございます。力強いご回答いただきましてありがとうございます。

やはり、社会福祉協議会は先ほどありましたように、今職員が3名ということでありまして、職員も少ないですし、ほかに人を雇うような財力もないということもございまして。ぜひこれは町の支援があつて、きちんとした計画があれば動けるのかなというふうに思いますので、ぜひ町のほうの支援をしていただいて、計画をつくっていただきたいなというふうに思っています。まず計画をつくっていただきたい。

社会福祉協議会は社会福祉協議会としての役割もあるわけでもございまして、その中でしながらこの業務を進めていただきたいというふうに思っております。業務調整を頻繁に行っていただくことをお願いをまず申し上げたいと思います。

先ほど町長のほうから災害ボランティアの関係について、町外のデジタル住民の方、これ6月4日現在だと675人となっているんですね。かなりの数だと思います。こういった方が駆けつけてくださるのかなというふうに思っています。

これについては前にも聞きましたけれども、町民の今登録者というのはどのぐらいなっているのか教えていただけますか。

○菅野議長 答弁は荒木健康福祉課長。

○荒木健康福祉課長 お答えいたします。

今年の第1回定例会でも申し上げたとおり、大体100名ございますが、そこからちょっと伸びてはございません。名簿を見ますと、町内の方のみの登録になっている状況でございます。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） ありがとうございます。100名。町民の方、関心を持ってくださっているんだというふうに思います。ただ、このボランティアの方も被災するおそれが大分あるわけでございまして、この数を全て期待することはなかなか難しいということで、先ほど町長からあったようにデジタル住民の方、つまり町外の方、県外の方、こういった方に助けを請うしかないのかなというところも出てくると思います。

ここは今、村山盆地の断層帯、寒河江のほう走っていますけれども、そういった意味でいくと、どの程度被災するか分かりませんが、被災した場合にはなかなかボランティアで助けに行くということは難しいのかなと思いますので、この辺も含めて、ぜひ行っていただきたいというふうに思います。

あと、訓練も行っていくということですが、訓練の計画は多分これからおつくりになるんだと思いますけれども、ぜひ、充実した計画をつくっていただきたいなというふうに思います。

今、災害ボランティアの受入れ整備計画についてお伺いしたんですけれども、災害防災計画の中には災害の応急対応計画、応急対応対策計画ということで、災害ボランティア活動計画というのもあるんですね。赤本に定められておりますけれども。第23節にあるんですけれども、この災害が発生した場合に、災害応急対策を迅速かつ適切に実施するため、災害ボランティアの活用を図り、様々な支援ニーズに対応できるよう、支援活動について定めますということでありまして、これについては主な実施機関としましては総務部、総務課とあと財政関係ですね、あと健康福祉部。先ほど言ったように健康福祉課。あと西川町社会福祉協議会が主な実施機関というふうに掲げられております。

計画の内容につきましては、ボランティアに協力依頼する内容ということで、災害、安否、生活情報の収集、伝達から炊き出しや災害物資の配分などかなり広範囲にあります。ボランティアの受入れということで、まずボランティアセンターの設置、県への派遣要請、これは県のボランティア支援本部ですね。あと活動拠点の提供などということでもあります。

先ほど申し上げましたボランティアの受入れ体制整備計画とこの災害ボランティア活動計画、これも多分まだないと思うんですけども、これはあるのでしょうか。

○菅野議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

活動整備計画、書面等にての整備計画そのものは現在のところございません。

以上です。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） ありがとうございます。多分、受入れ計画がないので、その先の計画はまだだというのは当然だというふうに思います。ですから、受入れ計画をつくって、今度受入れして、活動計画になっていくというふうに順番に進んでいくことだと思います。

これについても、計画づくりについては受入れ計画をつくって、そして活動計画もつくっていくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○菅野議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

議員ただいまおっしゃられたとおりでございます。受入れ体制、そして活動計画等と、初期の段階での活動というのも当然、ボランティアの中での、広い範囲でいえば出てくるとかと思えますし、そういった面から議員おっしゃられたとおりの内容で今後進むと、進めていくべきものというふうに認識いたしております。

以上でございます。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） ぜひ、私も職員のときに東日本大震災を経験しまして、避難所の運営とか、避難所に県外から来られた方いらっしゃいましたので、避難所の運営とか、救援物資の配分とか、いろいろ担当させていただきましたけれども、やはり、備えがあればそのときに、有事のときに自信を持って対応できるのかなと。ただ全てが計画の中に盛り込むというのは非常に難しいんですけども、予習をしておけば対応できるということでもありますので、ぜひこの辺についても総務部が中心なのかどうかですけども、ぜひ、この活動計画もつくっていただいて、前に進めていただければというふうに思っております。

あと、先ほど町長のほうからあった社会福祉協議会に関する内容については、私、通告しておりませんので、お聞きをしておきまして、その中で今後どのように我々として動けばいいのかも考えながらやっていきたいなというふうに思っております。ぜひ今後、災害ボラン

ティアの受入れ体制整備計画、災害ボランティアの活動計画が整備されまして、訓練や支援体制が充実して災害に対応できる体制がつくられることを期待いたします。

1 番の質問を終わらせていただきます。

質問の 2 番に入らせていただきます。質問の 2 であります。

今年も昨年に引き続き猛暑が予報されております。昨年県内では熱中症の救急搬送患者は 1,111 人で、過去最高を記録しております。米沢市においては部活動から帰宅途中の女子中学生が路上で倒れて搬送後亡くなられるという痛ましい事故も起きております。

家庭や学校、地域において命を守る対応が求められております。

小・中学校では、各教室や中学校の体育館には冷房設備を設置していただいております。熱中症対策の一つとして、今、国や県で積極的に進めておりますのがクーリングシェルター、指定暑熱避難所についてであります。

これは、改正気候変動対応法の中において熱中症特別警戒情報が発表された期間中においては、市町村が定めたクーリングシェルターを開放することとしております。クーリングシェルの活用は、熱中症予防に有効であるとの報告もございます。町のクーリングシェルター指定について伺いをいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 クーリングシェルの指定についてご質問ございましたので、お答えいたします。

本町では現在クーリングシェルの指定はございません。議員おっしゃるとおり、先々月、令和 6 年に気候変動適応法を 4 月に施行されました。これを受けまして、町のほうでも早速指定をしていきたいと考えております。

今後本町では、交流センターあいべ、産業複合施設の通称トラス、間沢にできるトラスですね、それと水沢温泉館の 3 つの有人施設で、かつ既存の公共施設をこの夏の猛暑が訪れる前までにクーリングシェルターとして指定してまいりたいと思います。

なお、このクーリングシェルの指定がなされた後、特別警戒アラートが発令された場合には、防災行政無線や全戸配布のタブレットつながるくんで告知して、指定施設への避難を促してまいりたいと考えております。

○菅野議長 4 番、荒木俊夫議員。

○4 番（荒木俊夫議員） ありがとうございます。

まだ新しい制度でありますので、これから指定をしていただけるということでもありますけ

れども、何か、マークが、こういったマークだそうでございます、これについてはこう、町が指定していくと。県の現在の、これ6月3日現在ですけれども、県内全体では146か所というふうになっていると。近隣でいきますと、寒河江市さんが11か所、河北町さんが8か所、朝日町が3か所、中山町が4か所というような指定の状況でございます。

今町長からありましたように、指定するについては町が指定するということでありまして、ただ、経費とか何かについては基本的には施設が持つことになるわけですが、ただ、広報がやっぱり一番大事なのかなというふうに思っています。こういったところにこういった猛暑の場合は避難してくださいよと、広報しないと、せっかく指定をしていただいても施設を活用できないというふうになります。そういった意味において、広報を十分していただく、そのためには啓発ポスターやパンフレットなども使う、また、町は全戸にタブレットがございますので、タブレットで広報していただければ、皆さん理解していただけるのかなというふうに思っております。

先ほど言ったようにクーリングシェルターについては県内に熱中症の警戒アラートが発令された場合に施設を開放していただく。クーリングシェルターとしては施設を開放する場合、見やすい場所に町が指定したクーリングシェルターの旨、ここはクーリングシェルターですよ、不法ではないです、入ってくださいよというようなものが必要です。これはのぼりになるのかポスターになるのか分かりませんが、ぜひ分かりやすいようにつけていただきたい。

あとこれは、利用見込み人数において、着座できる休息場所の確保が必要であります。22人しか入れないところに100人来られても困るわけでございます、そういった意味もある程度皆さんに広報しておかないとできないのかなというふうに思っています。

あと冷房設備、その場合にはその施設にぜひ熱中症に関する啓発ポスターやパンフレット置いていただいて、施設だけでなく、ふだんの生活の中においても気をつけていただくように周知をしていただければというふうに思っております。

これから3か所指定をしていただけるということでございますので、事故がなければ一番いいわけでございますけれども、そういった意味においては防止策が、町としては取っていくんだということで、今後ともお願いしたいなと思ひまして、安全・安心対策に前向きに今後とも取り組んでいただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員の一般質問を終わります。

◇ 佐 藤 仁 議 員

○菅野議長 続いて、5番、佐藤仁議員。

〔5番 佐藤 仁議員 質問席へ移動〕

○5番（佐藤 仁議員） おはようございます。5番、佐藤仁です。

今日は2つ大項目ありますので、ひとつよろしくお願ひしたいというように思います。

まずはじめに、1番目ですけれども、コーポ睦合・外壁等の修繕及び維持管理についてということで、昨年と一昨年、コーポ睦合について一般質問しました、それを踏まえて今後の維持管理について質問をさせていただきたいというふうに思います。

質問1です。

昨年の令和5年の4回定例会の一般質問で、外壁等の修繕計画を質問したところ、現在整備中の住宅が18戸あり、そのうち空き室が4戸未満になる見込みが出たら改修を進めたいというような答弁がありましたが、現在の状況と今後の計画及び方針をお聞きします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 佐藤仁議員からコーポ睦合の外壁改修等の状況と今後の計画、方針などについてご質問ありましたので、お答えさせていただきます。

令和5年度の転入者でございますけれども、町に来了転入者は1.5倍となった結果、転入者と転出者の差である社会動態がプラスマイナスゼロとなりました。これは、西川町ができて以来初めてのことでございますが、この結果はアンケートにしっかり基づいたニーズに基づいた住宅戦略が寄与したものだと考えております。

アンケートで雪の心配が軽減される町営住宅であれば住みたいというようなご意見もありましたものですから、新築住宅の建設を進めてまいりました。吉川に建設した1LDK10戸は満室となり、転入者8名、町内引越し2名、3LDKは海味に建設したもの8戸のうち、残りは1室となりました。転入9人、町内引越しが10名でございます。

このように、新しい住宅は残りは1つという望ましい状態になりました。しかしながら、この住宅を建設するに当たって山形新聞では低調だというふうに書かれたわけですね。これ

に関して、私らは抗議しました。記者に対して、ちゃんと調べているのかと。こんな内覧会も終わっていないような住宅をあえて早く募集するというようなことはほかの自治体ではしていません。早く住みたい、見なくても住みたいという方がいたから最初にもう、完成すぐの時期に内覧会も行わないで住宅募集を行いました。その結果を受けて1か月たっても低調ですみたいな、書かれましたので、町民の皆様には大変ご心配おかけしました。結果はご覧のとおりです。

12月の答弁時には、新築18戸の住宅のうち空室が4戸未満になれば外壁改修が必要だという旨を回答をさせていただきました。やろうかなというふうに私も思っていたところですけども、町営住宅全体の空室は先日25年後マイホームですね、4戸を起工式を行った影響もあって、町営住宅をこれから出て戸建てに住みますというような方もいらっしゃるわけでございます。その結果、12月の答弁時、町営住宅全体としては、から、6戸も増えてしましまして、空室が6戸も増えて、ただいま12戸空室がある状態でございます。

コーポ睦合の空室は、1戸増加しまして6戸となるなど、空室が増加している状況です。このため、つまり12戸空室があるうちの半分、6戸はコーポ睦合になるわけです。

議員ご指摘の外壁改修工事につきましては、仮に実施する場合、今工事をすれば物価高騰の影響もあって約7,000万円の経費がかかる見込みでございます。この財源は、コーポ睦合の維持修繕等に関する経費に使う維持管理基金から取り崩すことになります。こちらの基金は4月1日の時点で約4,000万円たまっております。この基金は、当然外壁改修だけではなくて、浴室や台所、そしてトイレの改修など、入居者が快適に生活できる環境を整備するために活用するものでございます。

私が国家公務員の財務省のときに、国家公務員住宅を担当したときがございました。そのときも、積み立てた予算をどうやって使うかというふうになったときに、私自身は外壁改修をしたほうがいいんだろうなというふうに思った、ハードを整備する側からするとですね、そう思ったのでございますが、対話会をしてみると、入居者のご希望が一番求めがあったのはガス釜を給湯付の浴室に変えてほしいとか、水回り、特にトイレ、ウォシュレットをつけてほしいとか、水洗化してほしいとか、こういった内装に関するご要望が誠に多くございました。このため、基金の取崩しに当たっては、入居者の希望を踏まえた修繕を行う必要があります。入居者との対話会を通じて、ニーズを把握して、町内会長にも申し上げておりますけれども、意見調整の場を設けてもらえるようお願いしているところでございます。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

私どもちょっと調べたところ、これ、みどり団地のGとHが、5月20日の時点のホームページだったので、これは1室、37号室空いています。あと、吉川のほうは、これ5月1日のしかちょっと載っかっていなかったんで、3室、まだ空きがありますよというような広報なっていて、今は満室。これはいいことなので、大変いい傾向だなと思います。ただ、私の感覚としては、4掛ける2で8とプラス10ということで18を対象かなというふうなことで理解していたんですけども、ただ、全体的なことを考えれば、やっぱりいざ事業を起こすとなれば、全体的なことを考えて、先ほどの25年のあれが、町営住宅が移動してきた、それが今度空くというようなことをいろいろかみ合わせれば、ちょっとちゅうちょするようなことだと思います。

ただ、コーポ陸合に関しては、大概、あそこ40部屋あるわけですね。大体2部屋が今までですと体験の部屋ということで確保しなきゃならない。大体30室ぐらい満室、普通はね。ですから大体8割程度はなっているので、民間からすれば8割の入居率が高いのか低いのかちょっと私分かりませんが、コンスタントに、そして長く入っている方もいるということで、そんなに何ていうの、経費倒れするような建物でもないのかなというふうには思っています。

やっぱり、足場をかけて直すとなると、前にも話しましたが、やっぱり外壁の面積がでこひこあるもので、例えば3,000平米にしたってね、平米1万かかれば3,000万です。2万かかれば6,000万ですね。そういうことを考えれば、非常な金額になると。基金が今、去年ですと2,900万ぐらいで、800万に対して、3,600万から4,000万ぐらいあるとはいうものの、どこかでお金を捻出して繰出しをしないとイケないと。まるっきり基金も空にするわけにもいかないというようなことだと思います。

ただ、前にもちょっと話したかと思いますが、RCの建物、鉄筋コンクリートの建物です、やっぱり維持管理をしないと、中性化が進みます。大体言われているのが年に0.5ミリぐらい中性化で、コンクリートが中性化していくと。コンクリートというのはpHが一番強くて12とか13のpHなるわけで、それがだんだん7に近づいていくというようなことで、ここら辺で言えばしょうがなく、もろくなるという意味ですね。そういう、なので、メンテをしていきなさいというようなことで、耐用年数が47年を何ぼでも増やそうというようなことがメンテをしていく意味だと思います。見栄えもさることながら、その、建物の維持に関して、やっぱりコンクリートの保護をやっていないと、鉄筋までむき出しになったりす

ると大変困るということだと思います。

それで、令和2年に調査をしていると思いますけれども、その外壁とか、その他いろいろ、屋上の防水は前にもやったということですが、そういう調査の結果というの、外壁に関してどういうふうな調査結果が出ているのか、課長、分かると思うんですが、お願いします。

○菅野議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 ただいまのご質問で、建築基準法第12条第1項の調査報告書の結果かと思えますけれども、こちらのほうは、当然、既存の不適合は当然ございません。要是正ということで外壁関係の項目が挙がっております。ただ、調査報告したのが令和3年度でありまして、3年たっていますので、今年度、また調査報告の年度ですので、その辺の結果を見極めたいというふうに考えているところでございます。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

3年に一度となると、今年やって来年度に報告書が上がってくると。今年上がってくるといいますか。

3年に一度なので、3年前と今回3年後の比較検討ができるわけですね。どういうふうな結果が出てくるかと。それを見ての判断ということでもいいのかというふうに思います。

そうすると、ただ工事はすぐやれるわけじゃなくて、やっぱりある程度管理業務の委託もして、きちんと今度、仕事やる場合は再調査をきちんとやらないとできないというようなことで、委託料もまたお金が発生してくるというようなことで、どんどんお金がかかるわけですが、それはしょうがないですね。仕事やる以上はそういう流れでいかないと駄目だということだと思います。

いろいろな絡みがあって、見栄えと、あと耐用年数をいかに上げていくかと、両方いろいろ考えなきゃならないです。この前、先ほど25年の町営住宅の地鎮祭があったという話を今町長されましたけれども、今までの25年、7万円で25年するとちょうど2,100万でやっているわけ、その2,100万の中にも25年のうちには1回は屋根と外壁のメンテをやりますという、そういう費用も入っているわけですね、7万円の月の賃貸料には。ということは、やっぱりコーポラ合もそういう意味で基金を積み立てているわけですので、これ、建物1993年です。平成5年の建物です、竣工がですね。31年間たっていますので、やはり長もちさせるためにはある程度のメンテにお金をかけていくということ、もちろん内部の、いろいろ、入る人の

考えを優先ですけれども、財務省の立場のと、先ほど話ありましたけれども、私も3棟ほど、財務事務所の建物担当したことがありますけれども。新庄とか、山形市内もありますけれどもね。何となく分かりますので。やっぱり入る人から見れば、外観よりは中に入って自分の暮らしを優先にしたいというのがこれ本音です、だと思います。それは分かりますので、ただ長い目で見ればこの投資をやって人を呼びつけると、そしてその建物に入居していただくというようなことは、やっぱり投資はある程度仕方がないだろうというように思いますので、たまたま今年度調査結果が出てくるとのことなので、それ比較検討していただいて、どこまで直せばいいのかと。どこまでメンテをすればいいのかというのは検討していただいて、生かしていただきたいなというふうに思います。

それでは質問2に移ります。

一昨年、令和4年第2回の定例議会の一般質問で入居者は高齢者の方や介護認定を受けている方もおり、階段手すりの設置について質問したところ、現地を見て判断しますというような答弁がありましたけれども、今後の方針をお聞きします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 昨年の第2回定例会で階段の手すりについてご質問いただきまして、私は直接現場を見て判断させていただきますというふうに申し上げました。

昨年の9月議会終わってから、10月にコーポ睦合の自転車置場清掃に入居者の方と一緒に建設水道課職員とともに掃除してきました。その際に、入居者の方からも、直接手すりに関するご要望もいただきました。また、その方とは楽楽教室に伺った際にも直接手すりどうなんだみたいなこともお話をいただきました。

住みやすい環境、特に高齢者の方ですね、を整えることは当然町の役割であります。西川町賃貸集合住宅維持管理基金も積み立てておりますので、町のほうで修繕をさせていただきます。

一方でと言わせていただきますけれども、一方で、入居者からは、掃除と一緒に伺って、気持ちよい汗をかいた後に、いろんなご意見をいただきました。木の伐採と、金網フェンスの修繕、あと駐車場のラインとか、クモの巣のもっと定期的な清掃とか、いろんなご意見をいただきました。

このため、町としましては、先ほどの基金もありますので、させていただきますけれども、いろんな方から個別にお願いされたものですから、その、コーポ睦合は入居者で構成される町内会が自治組織がございますので、この要望の優先順位をぜひつけてほしいと町内会長の

ほうに申し上げさせていただきました。可能な限りご要望に対応してまいりたいと思っています。

掃除をしたときにでも佐藤仁議員に町内会の皆様からご質問もいただいてありがとうございましたというふうにも言うておりましたので、要望さえいただければ、いつでも補正予算を出させていただければなと思っております。優先順位を考えて対応します。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

確かに手すりのほかに木ね、南側の桜の木がかなり成長が、肥やしがいいのか分かりませんが、3階くらいの風呂からでも視界を遮られるほど伸びています。ですから3階から景色がいいなんて眺められないみたいなね、形で伸びています。ただ花が咲いたときには非常にいいんでしょうけれども、一長一短あると。あと金網は道路端のほうの金網とか非常に景観が悪いですね。そこら辺もいろいろあると思います。

今町内会の話出ました。あそこも唯一アパートに関しては町内会組織になっています。町内会もやっぱりいろいろな地区からも来ている、なかなか町内会長も分かってはいるんでしょうけれども人を集めての討論というのなかなかできづらいというようなところがあります。ですから、非常に町内会長を責めるわけにもいかないの、町はそれに、ちょっと中に入っていて、調整をしていただいて。やっぱりもう、私もちょっといろいろ聞いて話をしているわけですが、お互いにざっくばらんに話し合いをする機会取っていただいて、もしか、今度、アンケート、例えば人が集められないのであればアンケートとか、そこら辺取っていただいて、集計をして、やっぱり優先順位を決めてやっていただきたいというふうに思います。

こと、てすりに関しては、私もちょっといろいろ写真を撮って、課長にもちょっと案を出したりしていますけれども、1階から5階までは落下防止を兼ねたステンレスの手すりがあるんです。あれを何とか、途中途切れますけれども、何とか使って上がれるんです。ただ問題は、1階周りです。1階の通路あります、アスファルトの。それが建物までが2メートルぐらいのあります。そこが何もたづくところがないと。それとあと、建物に入ってから1階に上がる階段が4段だか5段あります。高床式ですので。そこもないです。その、奥、1階の通路ですね、そこら辺までがあれば何とかその上は既存のてすりを使って行けるのかなと。皆あればそれはいいですよ。ただ、お金もかかります。そうすると、大体その、10メートルぐらいです。10メートルとすると、例えば1万だとすると10万、2万だと40万、4、ABC

Dありますので。掛ける4ということになります。これは物によってもあと業者によっても違うのでお金は何とも言えませんが、目安としてですね。

あと、1階のその2メートルの範囲は、やっぱり住民から聞くと、あそこ、雪降った場合に、雪投げると。ただ両サイドにあるとできない、片方だけあれば片方には雪が片づけられるので、というふうなことはちょっと話をしたところですので、外はステンレスでも内部はアルミとか、そこら辺で、コスト下げる分にはステンレスが一番高いので。ただ、住宅と違って取付けが大変なんです。住宅だと木造だとビスで進められるんですけども、相手コンクリートなので、手間が結構かかると。

ただ、ABCで東側からABCDです。Cが身体者というか、体、意外と不自由な方、不自由というか、あそこ、比較的ね、点字ブロックもやって、誘導もして、玄関入って手すりもステンレスついています。2部屋、1階周りが普通はドアですけども、引き戸になっています。そのときのステンレスの手すりね、つけたときの単価なんかも調べれば分かると思うので、そこら辺はぜひ検討をお願いしたいなというふうに思います。

いかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ありがとうございます。

お金の問題とは、大した問題ではないというご指摘なんですけれども、効率性を含めれば金網とかいろいろ伐採とかやるときに一緒にやったほうがいいというのは効率的な話なんですけれども、私の中で、なんか、行政というのは、何ていうか、戦みたいなのところがあって、戦みたいなのがあるというのは、今ここを守る陣地だということと攻める陣地だというのがあって、私の中で、ちょっと住宅のコーポ陸合のところは、今守るところなのかなというようにちょっと認識があって、そこはちょっと大変優先順位を正直上げられなくて申し訳ないというのがあります。でもこれは仕方ないんですね。マンパワーがあるもんですから。佐藤光康議員からも残業のことを言われたりしていますので、ありがたいご指摘をいただいていますんで。

多分、この設置、私がいと言ったら、彼ら80時間、時間失うと思うんですよ。建設物価資料単価を計算して、私は国有財産行政していたとき、私がイエスと言ったら多分80時間失うんだなというのはちょっと眞壁さんに申し訳ないと思っていますんで。

今お金の問題、先ほど申し上げましたけれども、そこだけというふうになると、お金の問題じゃなくて、もはやマンパワーの問題があって、そこはちょっとこの前の、そうですね、

水道部門もちょっと持っていて、そこが手薄なものですから、優先順位を上げれるように頑張りますけれども、今はすみません、はい、やりますとは言えなくて申し訳なかったです。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 分かります。仕事1つやるにも4つやるにも大した時間は変わらないです。例えば手すりだけを検討するのと先ほど言っただけのいろいろなものやる検討するにも、時間は掛ける4倍かかるかというとかからないので、まとめてそうやっておけば、やれば、非常に効率的に検討し、また仕事もできるというの分かります。あとそこら辺で、高齢者ということではいろいろありますけれども、そこら辺は何回も何回もで申し訳ないですけれども、よろしく検討をお願いしたいと。

やっぱり前にも言いましたけれども、これから西川町、高齢者世帯、あと1人暮らし世帯、どのくらいいるか、今後のそういう動向なんかも調査をして、どういうふうな住宅事業をやっていけばいいのかと。今、単身とか何かいろいろあります。だからその今まで頑張ってきた人がちょっと自分の家では住めないと、そうすると町外に出ていくということになると非常に申し訳ないと。そういうためにも、いろいろな調査をしなきゃならないんでしょうけれども、高齢者の方がずっとこう、安心して町に住めるような、バリアフリーに対応した集合住宅とか、そういうものもやっぱり、前も話しましたけれども、検討していただいて、なるべくこう、今まで頑張ってきた人をなるべく西川町にとどめるというようなことはぜひお願いしたいなというふうに思います。

この質問に関して、最後に町長お願いします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ありがとうございます。

そのとおりでございまして、高齢者の方に住みよい生活、住環境を提供するというのはそのとおりでございます。今、私のほうで頑張っているのは、頑張っているというか、先ほど戦みたいなんだと申し上げましたけれども、健康福祉分野にいい人材集めましたんで、健康福祉分野のソフト事業、高齢者の方にまず感謝の気持ちを込めて寄与するには、お金のことは気にしないでいいんで、どんどん高齢者福祉やろうというスタンスで今、おりますので、ソフト面では提供させていただいていると思います、今年、来年とですね。

ただちょっとハード面は、何というか、組織って難しいんですよ。私みたいなのがみんないればそれは何でもやれるでしょう。内藤副町長も加わりましたけれども、何でもできるでしょうとありますけれども、それぞれ得意分野とか優れた能力というのが個々に違いますの

で、その、重点分野に兵力を傾ける、戦力を傾けるというのは、これは町の方針でありますし、お金を取るというところを今、頑張っているわけですね。お金を取って今財政規模を2割以上もう私になって増えました。そこのお金を取るという部隊を今精鋭部隊を集めているわけです。ですので、もう少し、そうですね、時間がたてば、この案件に関してはもう1年以内に、できればやりたいんですけどもね、この案件に関しては、1年以内に意見調整をして、もう、1年以内に完成したいというふうに思っています。それは私の気持ちです。ですが、その部隊を編成に当たって、今の建設水道課では無理がかかるんじゃないかなというふうに承知しているので、その辺を分かっていたいただければと思います。今年の募集をちょっとチャレンジングに、一般職、行政職5名程度というふうに申し上げましたので、そこは今、西川町のニューディール政策を行っているわけですね、需要をつくって、雇用を集めるというような、このニューディール政策を今行っていますので、その中でこの、もちろんこの仕事も需要になるわけでございますので、ご理解ください。すみません。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

コーポ陸合に関してはよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

続いて、質問、大項目の2番に移ります。

新規就農者に対する町としての支援体制についてということで質問いたします。

地域おこし協力隊の方々をはじめ、今後、西川町において農業、例えば果樹や稲作、野菜など行おうとしている方がおります。また増えることを願うわけですが、町としての支援体制について質問をいたします。

質問1、1しかありませんが、町外または県外から西川町に移住し、農業を始めようとする場合、ゼロからスタートする場合がほとんどであり、農業機械や居住地の確保、及び修繕等初期費用が多額になります。さらに事業によっては収穫し、収入を得るまでは数年かかることもあることから、新規就農者に対し、特に居住地の確保など、町としての支援体制の現状と今後の方針をお聞きします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 新規就農者に関しての町としての現状の支援体制と今後の方針をいただきましたので、お答えさせていただきます。

新規就農者への支援、町の独自支援を申し上げます。

1つ目は、新規就農者が農業用機器、こちらを購入する際の費用の3分の1の支援でござ

います。

2つ目は、新規就農した場合の奨励金10万円でございます。

3つ目は、借家を借りる場合に、月2万円の家賃補助及び月5,000円の水道高熱費の補助を2年間受けられる制度、以上、3点が町の独自制度でございます。

また、居住地の確保での町の独自事業としましては、移住サポートセンターによる町営住宅や空き家等のあっせんでございます。

2つ目は空き家バンクを通じて空き家を購入した場合には、20万円の支援を受けることができます。さらにご承知かと思いますが、国の奨励制度、支援制度としましては、先進農家などへ研修を受ける場合、年間150万円の支援が2年間受けられる就農準備資金、2つ目は、農業経営を開始してから経営が安定するまでの間、年間150万円の支援が3年間受けられる経営開始資金、3つ目は、地域おこし協力隊が任期終了になった場合、空き家を改修する必要がある際には、国費により2分の1の支援を受けることができます。

以上が、これまでの支援でございますけれども、今後の方針としましては、昨日もたまたま東京に行く電車で見つけた補助金がありましたということ申し上げましたけれども、雪国ならではの農家の支援を行う観点から、小規模な物置を建設する、これ西川町においては必要だと思います、その費用の4分の3を国2分の1、町4分の1の支援を新たに実施するため、国に補助金を申請しているところでございます。これも、新規就農者にかかわらず、農家の皆様から要望をいただいた件でございます。こちら、農水省ではなくて、国土交通省の補助金なんですけれども、これを今たまたま見つけて、健康福祉課が申請しているところでございます。

これらの支援、組み合わせて、新規農業者支援を実施してまいります。

○菅野議長 佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

いろいろな支援がある、各課にまたいでいろいろな支援があります。今特に農業者の担い手のところで、予算にもありますけれども、2万円プラス5,000円というの、これ2年と言いましたけれども、これ2年なんですか、予算には掛ける1と書かれていたので1年なのかなと私、見ていたのでしたけれども。

もうちょっと言ってからちょっと確認します。すみません。

今、いろいろな支援町長のほうから言っていただきました。ちょっと確認します。ちょっと時間もらって。

みどり共創課のほうは今言ったようなことで2万5,000円掛ける2年ということ、あと農機具関係が3分の1、上限100万とかいろいろあります。あと新規就農者では開始型で150万で3年いただけるというようなことだと思います。

それで、そのほかに1,000万の件があると思います。

これは、県の補助に対して国が倍、その残りが個人負担ということで、例えば1,000万借りると、例えばの計算で、国が500万、県が250万、本人が250万と。ただし先ほど150万3年もらえると、これもらうと500万まで減額なる。そうすると、250万、例えば125万、125万と。ただしこれは、個人の部分はお金を借りなさいと、融資を受けなさいという条件だと思います。お金持っていて、いや、駄目だと。融資を受けてやりなさいというような制度です。

これは、金融機関によっては無利子ですか、こういうことで間違いないのか。先ほども2年、1年も含めて渡邊課長のほうに確認したいと思います。

○菅野議長 答弁は渡邊みどり共創課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えします。

まず、2万5,000円の支援については、町長からも答弁ありましたけれども、内訳としては家賃補助2万円、高熱費補助5,000円になりますけれども、今年度の予算としてはお一人活用される方がいらっしゃったので2万5,000円の支援を今年度の予算としては1年分要求しているという形になります。

経営開始のための1,000万円の資金については、佐藤議員ご認識のとおりでして、1,000万の資金を県が負担した分の倍は国が負担すると。ただし、例えば佐藤議員おっしゃったとおり、国が2分の1負担して、県が4分の1負担したら、残りの4分の1は個人が負担しなければならなくて、しかもその個人の負担の分については融資を受けろという制度の立てつけになっております。ただし、その融資の分については無利子の融資になりますので、個人で出す場合と比べても自己資金出す場合と比べてそこまで不利になるものではないというふう

に認識しております。

○菅野議長 佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

なんか、借金をしているとあまりよい気分じゃないんですけども。借りるのが条件だというのがちょっと我々の認識では。非常にそれ、助かる人のほうが逆に、ほとんど多いのかなというように思います。それで無利子なので、非常に助かるという方がほとんどだというふうには思います。

それと、みどり共創課のほかに、今いろいろ補助をやっているところがあります。ちなみに、農業関係は1次産業ですけれども、2次産業に関して、かせぐ課のほうでは、飲食業とかそういう形に対して150万の補助あります。これは審査によってはこれが100万になるのか75万になるのかちょっと分かりませんが、でも、基本的にはこれは、2次産業、3次産業が対象で、農業関係にはこれは該当しないという。でも、補助率が10分の10なわけですよ。非常にいいですが。これは、そういうことで間違いないのか、ちょっと石川課長のほうに確認したいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は石川かせぐ課長。

○石川かせぐ課長 今ご質問のとおりでございます。議員のおっしゃるとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

○菅野議長 佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 10分の10なんですけれども、これは店の改修とか何か、オープンするための使えることで、補助率が10分の10というのは非常にいいですよ。2分の1ということは100万もらっても200万自分で出さなきゃならないというようなことなので、10分の10というのは非常に魅力的ですが、1次産業、農林業には該当しないというようなことです。

それで、先ほど町長からもあったように、空き家バンクに関しての補助がいろいろあります。これは、町なかだと思えますけれども、空き家バンクの、先ほど20万がありました。これは10分の10です。20万上限。いろいろ、買った人がもらえるというようなことです。

あともう一つは空き家を購入した場合の中の要らないもの、それを片づける費用も、最高で5万まで出ます。10分の10。ただ3万であれば3万しか出ない。実費です。これ、でもありがたいです。

あと、購入した場合は、それを購入してそれをリフォームした場合、先ほど言ったように、上限100万ですけれども、補助率は2分の1ということで、自分のお金はどうしても、もちろん、自分住むところなので、それ当たり前といえども、ここにあります。

あと、地域おこし協力隊の方に関しては、任期が終わって、自分の住むところのリフォーム関係の、これあります。任期が終わってまた移住する場合ですね。それは上限が書かれていないので、上限なしだと思います、の、2分の1。1,000万かかれば500万もらえるということなるんだと思えますけれども、そのものはまた自己負担もなるということで、まずは住むところに関しての、非常に、何ていうの、農家をやろうとしている方に対して住むところ

の補助というのは非常に手薄なのかなと思います。

やっぱり先ほども話したように、例えば今うちのところで果樹をやる方がいます。やっぱり果樹となるとよく、今、桃栗三年柿八年とよく言われますけれども、3年間は収入ないわけですね。それに今度住むところ、先ほど小屋に対していろいろ今度4分の3まで補助って非常にありがたいと思うんですけども、住むところ、どうしても直したりしなきゃならない。ただし、収入は早くて1年とか3年とか4年後だと。150万というのが3年間もらえます、認定なればですね。でもそれはやっぱり自分も暮らしていかなきゃならないし、それを育てるための経費もかかるわけです、それにも金を使わなきゃならないということはなるべく手元にお金を残しておかなければならないとなると、その、住居に対する補助というものをもうちょっと手厚くできないものなのかなというふうに思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問ありがとうございます。

確におっしゃるとおり、その点は農業支援者にかかわらず、ここは薄いところかなというふうに私も認識しております。

このバランスが難しいんですよね。圏外入居者によくほかの町で、宮城県の事例だと入居しただけで土地購入代100万円ですよとか、移住支援金100万円ですよという自治体もあったりして、これまた難しくてですね、100万円あったら高齢者に使うべきだろうって、光康さんから言われるわけですよ。そのとおり、光康さん、そのとおり。私もそう思っているからこれができないんですよ。でも今石川課長も、つなぐ課、かせぐ課のほうで今お金のため方を頑張っていますので、こういった支援を少し、高齢者、もうちょっと福祉サービスが充実したらですね、私の3ステージ目ぐらいで、日本一支援が厚い町とかというふうになればいいなと思っています。

ですので、とはいえ、今できることは何かというふうに考えると、もうちょっとつなぐ課のほうで移住者に対するニーズ調査というのが必要なかなと思っています。少なくとも今私らに來ているお話とすれば、今彼らが喜ぶことと、地域課題の空き家が解決されるというのがセットな政策だったら私はすぐ取り組んでもいいなと思っているんですね。そのためですね、今、今度地域活性化起業人でファンドマネージャー1人招聘しまして、デロイドトーマツ出身の飛驒信金で私が金融庁と一緒に仕事した者なんですけれども、その方を起業人で招聘して、また制度に詳しい内藤副町長を添えて、国交省の外郭団体のMINTO機構でま

ちづくりファンドをつくるような支援があるんですね。これは先ほどおっしゃったように、この空き家を活用したいというふうなことに對して、じゃ、どういうふうに空き家を使っていきますか、住むだけですか、ビジネスにしますかとか、そんなところで補助率が変わったりするファンドがあるんですけれども、それを使って、その今検討をまさに起業人を招聘して、していっているところでございますので、一応、そういった地域課題に結びつくものの政策は企画して、もしよろしければ秋ぐらいにご質問いただくと回答が出せるのかなという段階であります。

○菅野議長 佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

なかなかはい分かりましたとはいかないのは分かって質問するわけですが、こと農業に関しては、やっぱり現状を見ると、やっぱり離農する方が増えています、年々ですね。やっている方も引き受けてくれと言われても手いっぱいだというのが現状です。田んぼ引き受けてくれ、畑引き受けてくれ。気持ちはやまやまだけれども、できないというのが現状で、だんだんやっぱり休耕地が増えていくと。理想は、やっぱり町に住んでいる方が、例えば両親がやっていて、自分も引き継いでやっていくとなれば農機具なんかもあって、もちろん住むところもあるわけですので、それは理想だと思います。ただ、うちのところにも今来ている方も、県外から来て、やろうと志は持ってやってくれる、やっぱり応援したいと。何とかうちの地区に住居を構えてやろうとしている人もいます。やっぱりそれは入るにはリフォームをしなきゃならないとか、それは自分住むところだから、それは言われればそれまでなんですけれども、例えば何とか支度金みたいな形で、何十万とか、あと、今、2分の1を4分の3までなので、4分の1ぐらいは何とか自分で出してくれとかね、そういうふうな対応の仕方もあるのかなというふうに思います。

やっぱりそういうふうなことをやって、彼は今、いろいろ昨日も電話来たりしていましたけれども、やっています。やっぱりうちを求めるとなると、いろいろな経費がかかるわけです。20万もらえんとはいうものの、売手、買手のいろいろな取引があります。建物が古くなればなるほど、きちんとした、町はそれ以上はタッチはできないので、ある程度の人に入ってもらって、後々問題起きないようなことをちゃんと、書類取って残しておかなきゃならないという面もあります。ただ誰もただではしてくれません。それは、不動産屋さんに私もちょっと同級生いますんで、聞いたりしていますけれども、そのときはお手伝いしますからとかと言っていましたけれども、でもやっぱり幾らかはかかるということで、そういう面で、

全額とか何ぼとか言わなくてもちょっと補助率とかのそこら辺を何か今後考えていただいて、そうすると、やっぱりいろいろな、彼らはいろいろなつながりがあって、西川町でこういうふうなことで農業やろうとしている者に対してはこういうふうな町独自の補助とか、国と混ぜ合わせてやっているの、住居も求めて農業しやすいんだとなれば、やっぱりそれを呼び水にして県外から、町外から人を連れて来られると。来いと言わなくても来たいというようなことになれば、やっぱりこの、耕作放棄地等の問題も少しでも解消して、そして個人ではやっても後々法人にして、雇用を増やしてとか、いろいろ発展していくわけなので、そこら辺はぜひ前向きに。今やろうとしている人に対しても、今度の見通しなんかも町からもちょっと話をしていただければ、彼らも意欲が湧いてくるのかなというふうに思いますので、ぜひ、そこら辺をお願いして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○菅野議長 以上で、5番、佐藤仁議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は11時15分とします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 佐 藤 大 議 員

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

〔1番 佐藤大議員 質問席へ移動〕

○1番（佐藤 大議員） 1番、佐藤大です。

議長より許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

まずは、菅野町政のこれまでの2年間の成果について、お伺いしてまいります。

この4月で、本業の国家公務員の傍ら民間としても起業し、マスメディアからは21世紀型

の理想的な公務員像とされる存在の通称でありますスーパー公務員として紹介されていましたが菅野町長が就任されて2年になりました。

西川町長に就任されてからの半期2年間の町政を振り返っての質問をさせていただきます。

令和4年第2回定例会においての所信表明におきましては、町の政策決定において、区などからの要望、続いて予算化、議会承認、政策の実行の順で行ってきた従来のやり方に加え、予算化の前に町民の皆様との対話を付け加えていきたいとお考えでした。

また、政策に当たっては選択と集中、そして、継続と展開を意識して予算編成や町の方針を決めていきたい、政策実行に当たっての財源確保として、提案型の交付金事業や地域での提案型実証事業での交付金にチャレンジすると申しておられました。

選挙公約では、町民との対話重視を掲げておりましたとおり、就任初年度の令和4年度で59回の対話会を実施しております。

昨年度は、正確な数は把握しておりませんが、数多くの対話会が実施されました。今年度になってからでも3月までに10地区との対話会をしているなど、また、民間との対話会も数多く開催されており、対話会の回数の多さは実感しております。

先月は、商工会会員との対話会が実施され、商工会員として参加いたしました。当日頂きました資料の自治体通信には、加藤鮎子大臣とともにスペシャルインタビューが紹介されるなど各種メディアで取り上げられ、日本でも注目される町となっております。

また、昨年春には、デジタル田園都市国家構想交付金獲得にチャレンジして9億5,000万円獲得したとの報告がありました。今までチャレンジすることをやらずに不戦敗に終わっていたことが、職員の皆さんが熱意を持って果敢にチャレンジされて大きな成果を上げているのを実感しております。

町長は、就任後の2年間の成果として、財源の調達、関係人口づくり、人口動態の定量的な成果、実績についてどのように感じておられるのかお伺いをいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 スーパー公務員だった菅野です。

どうもご質問いただきまして、ありがとうございます。

4年間のうち2年間の経過しまして、その2年間の定量的な成果についてご質問ありましたので、お答えいたします。

選挙公約に関しましては、マニフェスト大賞優秀賞をいただいたとおり、ほぼほぼ終わっ

ております。残り2つございますけれども、頑張っていきたいなと思っています。

定量的な成果といたしましては、就任前の令和3年度と5年度を比較する必要があると思っております。人口は減り続けておりますけれども、人口減少抑制はできております。転入者は、令和3年度78名だったのに対し、令和5年度は114名でした。1.5倍になっております。転出者、令和3年度マイナス124名だったものがマイナス114名、やや鈍化しております。この結果、社会増減はプラスマイナスゼロと2年間でなりました。

また、予算規模について申し上げます。

当初予算、令和3年度54億円で行っていました。今年度令和6年度は75億円で行います。20億円以上予算を増やしております。

一方で、貯金の取崩し、具体的には財政調整基金や減債基金を取り崩してまいりました。その取崩し額令和3年度は4.9億円だったのに対し、令和6年度の取崩しは3.2億円に抑えております。つまり、当初予算の規模は21億円増やしたにもかかわらず、支出を21億円増やしたにもかかわらず、貯金のほうの取崩しは1.7億円減少させているという、お財布のひもはしっかりしているなというふうに感じております。

これを支えたのは、財源確保の職員のハードワークでございます。チャレンジ補助金、つまり、申請しないと頂けない補助金でございます。官公庁やデジタル田園国家構想実現交付金や農水省の農山漁村の活性化交付金などでございます。こちらは、令和3年度ゼロだったものに対して10億円の国庫支出金を得ることができました。ここが最も支出を増やすことができた要因でございます。

また、外部の資金調達も頑張りました。レッドオーシャンと言われている個人版ふるさと納税、担当者がとても頑張っていただきまして、令和3年度1.5億円に対して今年度は3.4億円となりました。今年も好調でございまして、5億円の確保を目指してまいりたいと思っております。

続いて、企業版ふるさと納税。こちらは、昨日山形新聞にも2面に掲載されておりました。西川町が当社調べでは県内一番ということでございました。令和3年度200万円の寄附に対して令和5年度は6,380万円、39先から頂くことができました。

続いて、関係人口、関係企業でございます。

連携協定などは、就任前は4社でございました。こちらが、現在、31社連携先がございす。

デジタル町民は、ゼロ人だったのに対して今は、556人でございます。デジタル町民は、

デジタル町民NFTというものを発行しましたが、ぜひ山形新聞さんに聞いてほしいと思っています。NFTは、これから、ウェブスリー分野は自治体が関係人口で重要な政策になります。また、日本が後れているウェブスリー分野での自治体でウェブスリーを活用した事業がやりやすいこれから環境になってくると思われます。骨太の方針で推進方針を国が出しているからでございます。

骨太の方針が出る前の昨年5月に、我が町はデジタル住民NFTを発行しました。申込者は1万4,000件弱でございました。

西川町より100倍ぐらい知名度のある安芸高田市、1年遅れて先月デジタル住民票を発行しました。申込数1,400件です。知名度が恐らく100分の1ぐらいなのにデジタル住民ウェブスリー分野では私らの町は勝ったんです。10倍の申込件数を受けることができました。これは、先行メリットとそれを憂う、その市場でウェブスリー分野で日本の行く末を憂う方々の共感で集まったお金であり、住民票、関心の高さだったと自負しています。これからもウェブスリー分野でどんどん稼いでいきたいと思っています。

これを最後に申し上げますけれども、定量的なものということで、お金や人数などに行きがちですけれども、対話会の回数というのは私は重視しております。令和3年度は12回ほどであったものが昨年度は59回に増やすことができました。

これもつなぐ課を戦略的に配置して設置して町民との対話、関係企業との対話、デジタル町民との対話を重視してきた結果かなと思っています。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） ありがとうございます。

昨年、議員の視察研修で岩手県内を回ってまいりました。その一つに、菅野町長が公務員当時立ち上げた北上市の株式会社更木ふるさと興社の視察を組み入れ、現在でも携わっていますCFOである町長より説明をいただきました。

地域会での金融機関との幅広い関わり合いがあることから、会社の最高財務責任者を担ってられるのかなと個人として感じてきたところであります。

桑の葉茶の製造、販売に成功し、本来は生糸が主産業であったのが、糸は駄目だ、これからはさなぎだと私に話をしてくださった言葉が後で目からうろこになりました。さなぎは副産物で鯉の餌ぐらいしか需要がないと思っておりましたが、製薬会社の冬虫夏草サプリメントの冬虫夏草を培養する培地としての活用が高く売れるという視点の転換で成功している点に感心してまいりました。

質問の2であります、このように経営者としての一面をお持ちの町長ですが、社長になっている西川町総合開発株式会社が2年連続での黒字、また、副会長になっている観光協会の売上が4倍以上と業績を伸ばしておりますが、経営者としての成果はいかがだったんでしょうか、お伺いしてもよろしいでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 更木にお越しいただいてありがとうございます。財務責任者でございます。

私が社長になっている総合開発と副会長である観光協会の売上が伸びているということでお話しさせていただきました。

議員おっしゃったとおり、総合開発は先日株主総会を迎えまして、1,000万弱の黒字となりました。これまでの主力だったビール事業や売店の販売だけではなくて、今回新たにサウナを中心とした温泉館事業がこれが好調でございまして、また、町民の皆さんからもお褒めいただいていますけれども、レストランがおいしくなったということをしていただいています、その売上げが、売上げというか黒字化になったというのが西川町総合開発の黒字になった要因でございます。

残念ながら今年は第三セクターとして配当はできませんでしたが、来年度大きなシステム更新も控えているもので、配当のほうは控えさせていただきました。

観光協会は売上が4倍以上1億円を超えております。若い事務局長や若い働き手が次々と雇用できたということで、町が推進する、先ほど10億円稼いだというのがありますけれども、これをうまく総合開発や観光協会、また、町内企業や町外企業にも委託事業として流せた成果なのかなと思っております。

こういった売上げの成果に加えて、私が重視しているのは2つでございます。

1つは、雇用者数でございます。新規雇用者。総合開発のほうでは昨年5名、新規採用5名させていただきました。観光協会のほうは2名雇用させていただきました。今年も観光協会で新たに1名加わったり、総合開発でもさらにもう既に2名加わっておりまして、雇用の拡大を進められているということが成果としてはあるかなと思っております。

もう1つは、地域課題解決型の事業の創出、創設でございます。

西川町総合開発では、地域課題解決部門をつくりました。例えば、先ほど農業のお話ありましたけれども、最初から農業を営むというのはハードルが高いものでございます。ですが、私たちの町は山菜王国でございますので、その山菜の園地の保全も町として行わなくてはけません。山菜の事業はご承知のとおり分業化が進んでいて、園地を整備する、取ってくるの

はお父さんの仕事、加工するのはお母さんの仕事、男が最初に亡くなりますから、お父さんが亡くなった場合にどうするかというところで、私らの町は、総合開発とともに個人の園地も引き継がないとか、そんなことを話しておりまして、そういった地域課題の解決事業をこれからも拡大していこうと思っています。

○菅野議長 1 番、佐藤大議員。

○1 番（佐藤 大議員） ありがとうございます。

結果ですので淡々と聞いてまいります。

質問3であります。

民間の活動においてもままα s さんの手作りお寺縁日とかハロウィンイベントなどのイベントの開催や、また、三山電車保存会によるクラウドファンディングの成功など、すっだいことを応援してくれる町としての取組が具現化してまいりました。

町に活気が出てきたと実感しております。

つながりや町民活動など、数字には表せない成果はどのように感じていらっしゃるのでしょうか。お伺いをいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ありがとうございます。

やりたいこと補助金というのと、あと、各地区に25万円差し上げてやりたいことを実施してくださいというような事業を進めさせていただきました。

その成果もあって、議員おっしゃったとおり、ままα s さんの活動や今まで地域で収まっていた活動が地域の外に超えて、ほかの地域の方と交わって新しい活動を行っていく傾向が三山電車保存会もそうですけれどもあったなと思っています。

また、私の好きな月山なんばこは、これの売上が2倍になったということで、これ水沢のお母さんが廃校で命がけで失明の危険を顧みずにつくっていらっしゃる商品なんで、これを何とか広げたいと思って、今年はやりたいこと補助金の高齢者版というのも創設させていただきました。これにこちらのゆずりはの会の皆さんは今度ラベルを変えていただくとかそんな瓶じゃなくてももうちょっと軽い物にするとか、そんなことでもっとどうやったら売れるのかということを考えていただいております。

最後に、トラスという施設ができますので、こちらは、町外の方、町内の各地区で交わってシェアキッチンなどもありますので、これでますますこういった市民活動にお金を投じていきたいと思っています。

○菅野議長 1 番、佐藤大議員。

○1 番（佐藤 大議員） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。

菅野町長のこれからの町政運営についてであります。

令和 6 年度は新たに副町長をお迎えし、新年度がスタートいたしました。副町長を採用するに当たり、デジ田に精通している交付金獲得をお任せできる副町長をお迎えしてこれからは町立病院、高齢者福祉に力を注ぐとおっしゃっておりました。

町立病院はさきの議会で質問をいたしましたので、高齢者福祉についてお伺いいたします。質問の 1 になります。

これからは高齢者福祉を充実していくとのことですが、なぜこのタイミングなのか、また、具体的は取組はどうかをお聞きいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問いただきましてありがとうございます。

高齢者の支援をなぜ今なんですかということですが、今、後れたというふうにも思われるかもしれませんが、西川町は、先ほど来申し上げているとおり、チャレンジしている補助金というのが就任前まで少なかったんです。決まったことを決まった時期に書類を提出したり対応するという組織形態でございました。

ですので、まずは、職員のマインドを変えていきたい。それからでないとなかなかすぐには対応できないなというふうに思っておりますので、最初の一、二年は稼ぐほうに力点、資金調達に力点を置いて人事配置をしておりました。

気持ちの面では、高齢者に対して西川町をこれまで守っていただいた感謝、先人たちの感謝とお礼を込めて早く実施したいところでございましたが、こういったタイミングになってしまいました。

健康になってほしいという地域課題の解決という側面もございます。残念ながら西川町は動脈硬化や高血圧の指数がやや平均より多く出ております。こちらを是正して生き生き入院せずに暮らしていけるようなまちづくりをしなくてはいけないと思っております。

高齢者支援を行うには、ほかの町も苦労していると思うんですけども、補助金がないというのが一番のこの国の問題なんです。いろんなデジタル系の補助金なら、私と内藤副町長がそこ出身だったのでなんぼでも持って来られる自信はあるんですけども、高齢者福祉となると厚生労働省をまず頼ったりするわけです。その補助金もなかなか出ないものですか

ら、私たちは、だからこそ得意なデジタル系を何とか高齢者施策に上げたいということで、こういったタブレットを配付させていただきました。

ですので、これを配備させていただいたおかげでいろんな高齢者に回す補助金がこれから取れますし、間もなく採択結果がまいります。その頭の軟らかさを組織改革につなげられなければいけないと思っておりまして。ですので、先ほど申し上げたとおり、人材育成がうまくいきましたので、また、成果としても資金調達ができたのでいよいよ一般財源を使わなくてはいけない、けれども、なるべく補助金を利用して高齢者福祉のほうに充てていきたいなと思っております。

○菅野議長 1 番、佐藤大議員。

○1 番（佐藤 大議員） 分かりました。

今までやっぱり補助金がなかったということで、もっとも高齢者福祉に関する補助金がないということで、デジ田をうまく利用するという、なかなか頭の切替えがうまいなと思って聞いておりました。

昨年の第3回の定例会の質問の答弁で、かせぐ課を配置して町で稼いで高齢者支援の基金をつくり高齢者のために使うとの答弁がありました。本定例会において、西川町かせぐ基金を西川町高齢者支援等かせぐ基金に改める議案が上程されております。本基金はどのような使い道になるのかお聞きいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 高齢者支援基金に今回名称変更させていただいて、目的基金化するように明確にしたものでございます。

なかなか難しいんです。正面切ってお金を稼ごうとするとなかなかないわけなので、関係人口がいるという町の強みやNFTに明るい町だという知名度を生かして、NFTで貯めたものとか森林環境譲与税でつくった行政財産サウナを売却して今、1,000万ちょっと貯めております。これは全額もちろん高齢者支援に使わせていただきます。

その使い道でございますけれども、今定例会で上程しています行政予算の中にもございます。

1 つは、大泉奈美議員からいただいたワクチン接種、これたしか50歳以上の補助をさせていただきたいなと思っております。また、いきいきお茶のみ会活動、お茶飲む拠点のハード整備やソフト事業を行いやすくするために、どこに住んでいても同じ高齢福祉政策が受けられるようにこの補助金も財源を基金から出そうと思っています。

そこで、一言だけちょっと申し上げさせていただくと、ぜひ社会福祉協議会関係者に聞いてほしいと思っています。昨年までは、交流サロンという事業を行っていました。それを名前を変えたんです。名前を変えました。これは、交流サロンというのは、ほかの町の方に聞いてみてください。ほかの町で交流サロンどこがやっているんですかと、ああ社会福祉協議会さんがやっているやつですねと答えるはずです。しかしながら、西川町の社会福祉協議会は極めて低調、情けない。求償権もなく何とも私らできないのが歯がゆく思っています。です。で、こんなサロン事業を今まで町がやっているのは、これはよくない。ですから、名前だけ変えさせていただきます、いきいきお茶のみ会に。サロンと言うと社会福祉協議会さんが頑張っていると全国の皆様が誤認するからです。

ですから、これは町の事業ですということで、いきいきお茶のみ会という親しみのある名称に今回変えさせていただいて、基金はデジタルで副町長と私ら職員が頑張って稼いだものを充てていきたいと思っています。

○菅野議長 1 番、佐藤大議員。

○1 番（佐藤 大議員） 分かりました。

先ほどの荒木議員のときも社協のこと出ましたけれども、やっぱりもうちょっと事業をちゃんとしっかりやっていただきたいと私も社協との対話会で感じてきたところであります。

何で町がしなければならないのかという、本来だったら社協でやるべきことやらないからやるんだみたいな感じになっていると思いますけれども、その資金に充てると。とにかく、町としては高齢者に向けての施策に対してぜひ使っていただく、希望しております。

デジ田の交付金獲得においても、職員の士気を高め意欲的に挑戦する姿が見えてきました。町を支える職員も生き生きとしてきましたが、今後の組織改革と人材育成の取組はどのようなお考えなのか伺いたします。質問の2であります。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ありがとうございます。

今、組織改革と人材育成のご質問ございましたが、おかげさまで組織改革の視察もいただいているところでございます。

この組織改革、よく問われるものですから、先週発行されたシュウカンチョウソンのほうで真面目に8ページぐらい書きましたんで、それを視察来る前に読んでほしいというふうに言っています。それで、おかげさまで視察も関係人口と組織改革を目的に5,000円の視察料を取ってもたくさん来ていただけるような状況になっています。

今後の組織改革でございますけれども、私らまだまだ途上でございます、最終的にはティール組織を目指しています。今も、ティール組織に近いような状態になっております。ティール組織というのは、組織の目標と個人の目標が一致していて、しかもある程度意思決定権と予算を差し上げているというところでございます。

このため、議会の皆様にもご理解いただいて本当にありがとうございます、3月の議会、負担金が出ました。負担金。なぜ負担金になっているか。ティール組織に、ティール組織というのは官民連携、職員の方が協議会方式になってそこに負担金を落として自ら予算を執行すると。ある程度の裁量権を持たせた新しい形態で実証しています。

これは、デジタル田園都市国家都市構想や今の国のトレンドであると考えております。会計検査院も先日一緒に半日、地方行政の会計検査院はどんなものかなと思ってずっとついていきますけれども、やはりそういったちゃんとした支出をティール組織でもすれば、会計検査院も納得いただいて、うまく、あまり多く説明することなく通りましたので、これも会計検査の面でも国のデジタル内閣官房のところでも推進している政策なのかなと実感したところでございます。

こういった組織の中で一番大事なのは、充実感であると考えております。

先ほど申し上げたとおり、予算の確保や意思決定権差し上げていますので、実効性は担保されると思います。あとは、そのやった分の組織が成果が評価されるかどうかです。

私らの町は、係長、課長補佐に関わりなく人事評価で成果を上げた者に対しては勤勉手当のほうでプラスを差し上げているところでございます。今年の6月からこういった支給になりますけれども、議員の皆様もご理解いただいて予算を組ませていただきました。ありがとうございました。

今まで、補助金を取ったら、あるいは事業をうまく成功したら胴上げしたり、私がたたえたり、一緒に飯食うとか言ってたたえることしかできませんでしたけれども、今回の予算案を通じて賞与の面で差し上げることができたというのは本当にありがたいと思っています。

最後に、このティール組織やお金をうまく取るにしたのは、この流れの早いこの日本においてしっかりした情報収集や早く意思決定をするというのが大事だと思って、その組織を立ち上げました。

やはり今、国の情報を取るには、国の関係者と仲良くなければいけません。そのために私も国、内藤副町長も国、渡邊課長も国の役人でもございましたので、この若い3人がうまく情報を取ってきて、どこが補助金のブローシャなのか、今はこども家庭庁です。こちらのほう

にシフトして、どこの補助金が余っているか、そして、つなぐ課で何で町民の方はお困りなのか何が得意なのか、関係企業がどんな共同事業ができるか、これは国の補助金のタイミングもありますし地域課題のタイミングもありますので、地域課題をしっかりといつでも事業化できるように情報を把握しておくという、つなぐ課の役割が重要なのかなと思っています。

○菅野議長 1 番、佐藤大議員。

○1 番（佐藤 大議員） ありがとうございます。

私も去年から議員にさせていただきましてずっと見ていたんですけども、議会でやっぱり町長が発言するのを聞いておりまして、これは職員たちにティール組織を構築するんだろうなというふうに感じておりました。

一般質問でも職員の体制ということで上げたんですけども時間切れで最後まで聞けなくて、最後にティール組織を目指しているんでしょうねというふうに聞こうと思っていたんです。そうしたら、今年になってからです、町長のほうから職員をティール組織でやってくんだという話が出てまいりまして、やっぱりそうだったんだと思っているところであります。

やっぱり先ほど町長申したように、まず決断が早くてということは仕事も早くなるということで、それがやっぱり目に見えてきているなと感じたところであります。

質問3であります。

この先の任期満了の2年後に重視する数値目標は何なのかをお伺いいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 2年後に重視する数値目標について、ご質問ありましたのでお答えします。

2026年、2年後には生産年齢人口の増加を目指します。

本来であれば、8年後の2030年に生産年齢人口の増加の目標を掲げてまいりましたけれども、今の人口動態を見ますと、2年後には生産年齢人口増加が達成される可能性があると思っています。

「帰ってきてけローン」の成果もその辺りに出てくるのかなと思っています。

ちなみに、2030年には自然減、出生減も合わせて人口増加に取り組めないか、次の公約を考えるときにそこら辺りを重視していきたいと考えております。

予算規模に関して、2026年は80億円台を目指します。また、財政調整基金は20億円、これを維持します。

最後に、たくさん使って大丈夫なのかということでしたけれども、私もしっかり財務官

僚としての血は流れています。将来の借金の負担比率、国のアラーム基準は18%、ごめんなさい実質公債比率です。実質公債費率は、国のアラームラインは18%です。18%を超えると、私の出身である財務局や財務事務所からちくちくヒアリングがたくさん増えてしまいますので、そうすると財政課長が苦勞するので、そこは守りたいなと思っています、現在は12%ほどですが、借金をするのは大体16%以内で収まるように財政運営をしてみたいと思っています。

○菅野議長 1 番、佐藤大議員。

○1 番（佐藤 大議員） よろしく願いいたします。

さらに、その先を見据えた目標などお持ちなのでしょうか、お伺いをいたします。

○菅野議長 問4 でいいですね。

菅野町長。

○菅野町長 先に言ってしまいました。すみません。

さらに先の、仮に私が次の期も任せていただけると想定した場合、2030年が任期切れになります。2030年には、総人口の増加を目指します。

○菅野議長 1 番、佐藤大議員。

○1 番（佐藤 大議員） 総人口の増加、了解しました。

前回の一般質問では、町立病院の存続においては、令和9年の黒字化が大きなポイントだと答弁されました。

町全体としても、これから何年もの先を見据えた政策に取りかかっています。町長といたしましても、今期だけではなく選挙もあることですが、その先まで首長として町のかじ取りを担っていくお考えかと思われませんが、いかがなのでしょう。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 将来のことではあるんですけども、私が選んでいただける地域がありましたら、西川であればいいなと思っていますけれども、ずっと、もし政治家として役に立つやつだなと西川町民の方に思っただけのようであれば、ずっと続けたいなと思っていますので。

目標となると今、言えませんが、何とか2030年に総人口の増加、町立病院も残した上で達成できればいいなと思っています。

○菅野議長 1 番、佐藤大議員。

○1 番（佐藤 大議員） ありがとうございます、分かりました。

これからの町政も熱い情熱を持って果敢に取り組む意欲にご期待を申し上げます。

以上でこの質問は終わります。

続きまして、水沢地区に建設予定のブレジャー施設について質問いたします。

ブレジャーとは宿泊して業務に取り組む出張と一緒に余暇を楽しんでもらう政策のことです。ブレジャーは、ビジネスとレジャーを組み合わせた造語であり、働き方改革の一環として2021年3月に国土交通省から発表されました。国土交通省観光庁は、働き方改革に伴って働く自由度の高さを生かせるブレジャーを導入いたしました。

仕事のついでに旅行や観光を楽しめるブレジャーを組み込むことによって、現代のニーズに合う働き方を実現できるようになりました。

ブレジャーは単に従業員の満足度向上に役立つだけでなく、滞在するその地域の観光業や飲食業を利用する方々が増え、地域の収入も増えていくことから、地域の活性化や地方創生として効果もあります。

このような制度を、町はいち早く着目して、手軽に泊まれる施設があればという思いがあったようです。

そこに、旧西部保育園跡地を借りて飲食業を起業されるという話が進んでいるこの時期とタイミングが重なって、飲食業と併せて宿泊業の営業を行うということを合意を得て、また、地元地区から水沢区からの地元のにぎわい、活性化につながるとの要望もあり本事業がスタートしたと起業者の方からお聞きしております。

本町においては、当初予算に繰り込み本年度着工いたしますので、質問してまいります。

質問の1です。

水沢地区の要望に応じる形でこの事業が予算化されましたが、それも踏まえた上で予算化の経緯をお聞きいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 水沢のこれから建設する、予算も通していただきましてありがとうございます、こちらの施設についてご質問ありましたのでお答えいたします。

昨年、町民の方から地元水沢地域でにぎわいをつくりたいということをお祭りの直会のときやほかでもあったときにお話を伺いました。

それで、町内会長も俺らも同じ考えだというようなことをおっしゃっていただいたので、地域の方も応援していただいている事業なんだなというふうにそのとき認識いたしました。

西部保育園の跡地、こちら今、未利用になっておりまして、こちら、飲食店を開業したいという相談でございました。

その際、町の観光情勢や飲食宿泊業の減少など、現状について説明するとともに、区とも相談しながら進めてはどうかというふうに助言を彼らにしたところです。その後、今年の2月に水沢区長からも区としてこれを応援したい、宿泊機能も備えた飲食店事業の実現に向けた要望書を頂きました。

本件の事業内容と、これ1億円ほどかかるものですから、補助金がないといけないなと思ったところ、デジタル田園都市国家構想交付金の拠点整備タイプが活用できるのではないかというふうに考え、令和6年度当初予算に盛り込んだところでございます。

こちらは、すごいのが採用して数か月の担当者がこの補助金を書いたということです。先ほど水沢区から要望があったのは宿泊機能付き飲食店ということでしたけれども、何でこれブレッジャーというふうにしたかと思惑に思われるかもしれませんが、これは、交付金をもらうための作文でしかありません。国の方針では、ブレッジャー、ビジネスとレジャーを組み合わせた出張先の滞在日数を確保した余暇を楽しむ施設、これを国として応援したいということで、国のほうはこれを応援する、でも、町は同じなんですけれども呼び方は国に合わせなくちゃいけないということで分かりづらい事業名になっていることをお許しいただければなと思っております。

第7次総合計画においても外に開かれてみんなをつないでパートナーシップを大事にする西川町を実現させる、こんな関係人口の増加にも寄与する事業かなと思って進めてまいります。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） そのブレッジャーがやっぱり肝なんだなと。それがやっぱりデジ田から交付金をもらうにはそこがやっぱり肝だったんだなと分かりました。

この宿泊機能を備えた仕事と観光に対応できる拠点施設の整備事業ということで、1億2,705万円の予算が計上されております。

財源は先ほど言いましたデジ田で6,352万5,000円、残りは過疎債で6,350万円となっております。ほぼ国からの資金で賄い、実質町からの負担金は過疎債の3割、約1,900万円になるようですが、賃貸とのことですので長い目で見て実質回収できるのではないかと、このように感じております。

質問の2であります。本施設であります宿泊施設付き飲食店は、予算6原則でどのように評価したのでしょうか、お聞きいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問ありがとうございます。

本施設の予算 6 原則でどう評価したかということでございます。

まず、ニーズベース。これは、具体的にやりたいという事業者さんと、あと、応援したいという区のご要望があったので、これは丸かなと思っています。

地域課題の解決につながるかということでございます。こちらは、私も経験しておりますけれども、やはり温泉街以外でベッドでビジネスホテルクラスの宿泊が欲しいというようなご提案もいただいていますし、あと、利用者からも観光客の皆様からも多数こちらはいただいております。このため、地域課題の解決にはなるなと考えております。

続いて、経済効果のほうは、今まで隣の市に流れて行った方を拾うだけではなくて、これでは二、三人雇用が生まれます。水沢区からも何人かいただけるということでございますので、経済効果もあるかなと思っています。

あと、関係人口については、近くオープンする T R A S に少なくとも 5 社の方が短期滞在型でテレワーク施設として使っていただけるということでございますので、少なくとも 5 社の方が今までは隣の市で寝泊りはそちら、仕事は西川でという方がここでよりつながりが深く密にできるかなと思っています。

5 番目は持続可能性でございますけれども、こちらありがたいのは、町がやろうといった事業じゃないということでございます。地域の町民の皆様、区の皆様がこれでやっていこうという意思決定をして要望をいただいた事項でございますので、こちらは持続可能性は、人の面では確保できるかなと思っています。また、財源の面でも、こちらは集落支援員をできれば配置して置きたいなと思っています。そうすると、国からの特別交付税がまいりますので、持続可能性は特別交付税制度がなくなる限り大丈夫なのかなと思っています。

財源確保も同じです。3,000 万でしたっけか、実質負担が。2,000 万ですよ。2,000 万はもう家を建てるのと同じようなお金ですので、この分はもう確実に回収できると、5 年です。と思っています。

○菅野議長 1 番、佐藤大議員。

○1 番（佐藤 大議員） 分かりました。

6 原則コンプリートでなかなかいい施策であると思います。

質問の 3 です。

今、話題性のある本町への視察者の数が増えているとお聞きしております。

町長は以前から、町内の宿泊施設での受入れ人数が少なく、いっぱいのはきは寒河江のビ

ジネスホテルなどを紹介しています。手軽に泊まれる宿泊施設があれば便利になると申しておりました。視察者、関係人口、西川ファンが増え、さらにサテライトオフィスを設置する会社、先ほどのような方の需要が見込まれると思いますが、どのような運営体制を想定しているのかお聞きをいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 店舗経営をしていくプレイヤーは、申出のあった方を中心に区のほうにお願いしており、決まっております。現在、実施設計を委託する中で開業予定者と設計業者、町の三者で対話を重ねております。

飲食店と宿泊機能、2つの機能を持つことから、本件と同様の事例を参考にしながら来店者のトウセンや経営形態などについて効率的な管理設計ができるように盛り込んでいるところでございます。

実施設計業務は、7月末を工期としていることから、今後設計内容が固まり次第水沢区とも共有して、適切な運営体制を構築をしていきたいと思っております。

本件については、町の総合計画の基本方針に沿って地域に求められる新たな事業を生み出す環境づくりを掲げておりますので、こちらを進めまして、道の駅にしかわにも近いですし、トラスにも近いですので、外部からの人の流れを受け入れる施設としていきたいと思っております。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） テレワーク施設がビジネスだけでなく、地域の方々の憩いの場としてお茶飲み会の場として利用もありではないかなとこう思っております。いろいろな利用方法で地域の拠点としてにぎわえばと思っているところであります。

手軽に宿泊できビジネスと絡むことなくブレッジャーにこだわることなく、観光目的での宿泊でも実質利用できるのですから、関係人口も増加し、また、起業者の営業形態の考え方にもよりますけれども、町内の飲食店では少ない夜間営業なども取り入れていただければ、人の流れも変わり新たなにぎわいにつながるのではないかと期待しております。

起業者の方は、何であなただけ町から建物を建ててもらって特別な待遇を受けるんだと言われることがあるとおっしゃっていましたが、実際は町の思い、そして、起業者の思い、そして、起業するタイミングがマッチしていてどちらもウィン・ウィンの条件で進んだ事業であって、町の施策に取り組むスピード感が速いということでもなし得た結果だと感じてきました。

これからの事業がうまく展開していただいき、地方創生に一役買っていただきたいと願っているところであります。

以上をもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○菅野議長 以上で、1番、佐藤大議員の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩します。

再開は1時10分とします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時10分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 飯 野 幹 夫 議 員

○菅野議長 続いて、2番、飯野幹夫議員。

〔2番 飯野幹夫議員 質問席へ移動〕

○2番（飯野幹夫議員） 2番、飯野幹夫です。一般質問をさせていただきます。

今日2つの議題で質問させていただきますけれども、初めに、ゼロカーボンシティ宣言に対する西川町の取組について。

町は、令和6年4月15日にゼロカーボンシティ宣言を行い、森林保全と誰一人取り残さないまちづくりを目指して、ソフトバンク株式会社と事業連携協定を締結していますが、具体的な取組をどのように進めていくのか、取組について質問を申し上げます。

質問1です。

事業連携の内容として、1つ目に、ネイチャーポジティブ、脱炭素化の実現を目的に、町が抱える森林保護における課題解決を図る。2つ目に、誰一人取り残さない町を目指し、町民のウェルビーイングの推進を図るという2つを掲げておりましたが、具体的な取組策はどのようなものかお伺いいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 ソフトバンクとの連携事業内容としてネイチャーポジティブや脱炭素先行地域を目的に森林保護の件、あとは、誰一人取り残さない町を目指した町民のウェルビーイングを図るという2点の具体的な取組についてご質問があったと承知しております。お答えさせていただきます。

本年4月15日、ソフトバンクと町は、ネイチャーポジティブと誰一人取り残さない町を目指して町民のウェルビーイングの推進を図ると、2点について事業連携協定を締結いたしました。

1点目、ネイチャーポジティブについて、お答えいたします。

まず、ネイチャーポジティブとは何かご説明いたします。

ネイチャーポジティブとは、自然生態系の損失を食い止め、回復させていくことを意味しております。ソフトバンクとしても、西川町の美しい自然を保全していくことに価値を見いだしたのだとありがたく受け止めております。

具体的な取組内容については、町の事業として先週完了いたしました森林解析結果をもって来週からソフトバンクとの協議を開始するため、まだ正式には決まっておりますが、有効活用されていない森林を活用してネイチャーポジティブに資する取組を実施していくことを検討してまいります。

また、2点目については、町民がどのような生活状態にあるか、何をもってウェルビーイングと感じているのか、お一人お一人の、あるいはその家族の状態の可視化、まずは高齢者から行っていく予定でございます。

健康の促進、医療といった生活必須要件の効率的な実施に限らず、買物、趣味増進といった産業発展にも資するような取組としていく予定になっております。

高齢になっても生き生きと暮らせるまちづくりができることは、それを見て育つ若者にとって魅力的なものとなりますので、このような取組により人口流出の防止と移住者の増加にもつなげていくことを最終的な目的と考えております。

以上の考えに基づき現在ソフトバンクとは、まなぶ課、つなぐ課、健康福祉課で所有している町民がどのような分野で活躍しているのか、例えば文化活動、スポーツ活動、趣味、サークル、イベントなど何で楽しんでいるのかといったデータを収集するとともに、どんなことでお困りなのか、どこにお住まいの方が病院にどういったことで通っておられるのかとか、そんなデータを収集いたしまして、町民のデータを収集し、横串を指してつなげ

ていったり課題解決の進めていく調査を今、進めております。

引き続き、取組を具体化するためソフトバンクと協議してまいります。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。

今、町長の答弁の中に、森林改修結果というふうなところのそれを考慮して取組をしていくというふうなお話がありましたけれども、森林経営改修の結果については、もう具体的に結果が出ているのかどうか、分かる範囲で結構ですのでご回答いただければというふうに。

○菅野議長 答弁は渡邊みどり共創課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えさせていただきます。

森林解析については、航空レーザ測量、飛行機を使った測量という手法を用いまして解析していただきまして、先週成果品の納入まで終わりました。

具体的には、どこの地域にどれぐらいの森林の資源があるか、特に林業の関係で言いますと、森林資源大切になるのは本数ではなくて体積であるわけです。その体積までも分かってくるような3Dのデータが出てきましたので、それを基にここの森林は豊かであるとか、ここの森林はそうではないとかというのが分かってきますので、そういったことを基にソフトバンクといろいろ考えていきたいと思います。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。

その結果を踏まえて、2つの取組、課題を解決するために今、先ほどの答弁の中に町民が何で楽しんでいるのかそういうデータも今、収集を3課またいでやっているというふうな話もお伺いしましたので、ぜひ有効的な提携というふうな形で事業を進めていただきたいというふうに思います。

2つ目の質問に入らせていただきます。

昨年4月、私、議員にならせていただいてから初めての質問で、山形県はゼロカーボンシティやまがた2050というものを宣言しているわけですがけれども、西川町はどのように考えていますかという質問をした際に、今、渡邊課長からもちょうと話一部ありましたけれども、西川町は非常に広大な森林資源により一酸化炭素吸収はかなり有利な環境であるというふうな回答で、ゼロカーボンシティ宣言に取り組むことに対する回答はなかったわけですがけれども、今回ゼロカーボンシティ宣言を実施するに至った理由というものを、もしよろしければお答えいただきたいと思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えさせていただきます。

確かに飯野町議が令和5年6月議会でご質問いただきました。ゼロカーボンシティの宣言についてでございます。

こちらは、その当時はゼロカーボンの達成時期やゼロカーボンのための取り組む事業の内容が固まっていないことから、私なりの認識ですけれども、大江町のように具体的な内容が決まっていなくて宣言している、効果のあるような事業が私なりに見るとなされていないというのが町でも実施されているのが気になったので、そのときは検討中ということで回答させていただきました。

その後、検討を重ねた結果、県の目標値よりも高い2030年の時点でゼロカーボンを達成する脱炭素先行地域として申請するエリアとして睦合を除く旧西山村及び旧本道寺村を選定したこと、また、脱炭素に関する事業の計画が評価された結果、昨年全国で2例しか認められていないバイオマス産業都市認定を受けるなど、2050年にカーボンニュートラルを達成するための道筋が見えてまいりました。

どうせというかゼロカーボンシティを宣言するには、私は、やっぱり実行力がないということになるんだというふうに自信を持って言えるような状態にならないとそのような宣言は意味がないと思っております。

こういった背景から2050年にカーボンニュートラルを達成するめどが立ちましたので、4月15日にゼロカーボンシティ宣言をさせていただきました。

引き続き脱炭素先行地域やバイオマス産業都市構想、ゼロカーボンシティ等を踏まえ、2050年のゼロカーボンニュートラルに向けて取り組んでまいります。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。

私も想定したとおりの回答で、町長の実行力から言うと、やはりきちんとした成果というものが見えないうちに変な回答をしないというふうな形が町長の考え方だなというふうな形で予定したとおりの回答というような形です。

今、町長のほうから話に出てきました脱炭素先行地域、これに対して第3の質問として私のほうで掲げておりましたので、質問3のほうに移らせていただきたいというふうに思います。

脱炭素先行地域に対する西川町の取組により電気料金の低価格供給とか、ペレットストー

ブの設置とか、太陽光発電の設備設置への補助金など想定したアンケートを行っておりましてけれども、町民の関心度はいかがだったのでしょうか。また、アンケートを調査するに至って、そのアンケートの調査の中身のほかに新たな町民からのこの取組に対する補助事業などの要望とかそういったものがあつたのかどうか、お伺いさせていただきたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 昨年度から行いましたアンケート結果についてご報告いたします。

脱炭素先行地域を目指すため、睦合地区を除く旧西山村及び旧本道寺村にある世帯に対して再生可能エネルギーの利用意向などを調査するアンケートを実施いたしました。

その結果、先行地域内の約56%の町民の方から回答をいただきました。この回答をいただいた方のうち約84%の町民から脱炭素先行地域を目指すことについて、賛成またはどちらかといえば賛成との回答をいただいたところでございます。84%の町民の方からご支持いただいたのかなと思っております。

また、新たな取組や補助事業に対するご要望でございますが、こちらのほうはありませんでした。引き続き町民と対話しながら脱炭素先行地域や2050年ゼロカーボン達成のための必要な取組を行ってまいります。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。

町民からは84%ですか、アンケートでも賛成もしくは事業を認めますよというふうな回答をいただいたというような形だったんですけれども、その中に私、前回の一般質問でも質問させていただきましたけれども、町民に対するメリット、先ほど例えば補助金とかそういった制度もあつたと思いますけれども、電気料金の低価格、これの供給がたしか1,700世帯というふうな形でレジメには書いてあつたというふうに認識していますけれども、そのとき、私は全町民がもっと活用できるような形にできないのかというふうな形で質問したというふうに思いますけれども、その辺のところについてはお考え変わられたのかどうか、ちょっと取組のところの変化などお伺いできればお聞かせ願えればと思います。

○菅野議長 答弁は渡邊みどり共創課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えします。

町長からも答弁させていただきましたとおり、先行地域については旧西山村及び旧本道寺という形になりますので、先行地域の補助金を活用できる地域はそこに限られてきてしまう

ということになります。

ただ一方で、電気料金につきましては、これは補助金を使って下げるというわけではございませんので、小売電力事業者との面談というか電力会社と一緒に検討することが必要になってきますけれども、恐らく少なくとも一般世帯については町内分ぐらいであれば東北電力より若干安く提供することはできるであろうという回答は事業者からはもらっているところでは。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） そうしますと、今の課長の答弁ですと、脱炭素先行地域エリア外でも電気料金に関しては何とか対応可能かなというふうなことの認識でよろしいという形ですか。

○菅野議長 渡邊みどり共創課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 飯野議員のご認識のとおりです。

ただし、電力の契約は現状東北電力さんといいただいているところですが、今回共同提案という形でやまがた新電力さんとさせていただきますが、やまがた新電力さんに切り替えていただく必要はあります。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 電気料金については理解させていただきました。

では、別なところの、先ほど私お話しした例えばペレットストーブとかそういったものの補助金というのは、県からとか町からも補助金出ている部分ありますけれども、プラスアルファの補助金はその先行地域以外では活用対象にはならないというふうな認識をしなければならぬということですね。

○菅野議長 答弁は渡邊みどり共創課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 飯野議員のご認識のとおりです。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。

このところは、地域エリアというふうな部分を含めると国の補助金等も考えると、なかなか活用できないという部分はネックになっている部分もあると思いますけれども、その辺のところの対応も今後ぜひ考えていただきたいなと思ひまして、次に質問に入らせていただきたいというふうに思います。

質問2つ目です。

町道の水沢・岩根沢線の管理についてですけれども、どのように対応なのかというような形でお伺いさせていただきます。

質問の前にですけれども、過去にもこの町道についてはナラ枯れ、それから、倒木、それから、冬季の雪崩に対する危険、こういったところを指摘、要望させていただきましたけれども、その都度本当に素早く対応いただき地区民も大変感謝しております。ここで地区民に代わって併せてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

さて、質問1です。

この町道なんですけれども、ちょうど下小沼地区から先のところの部分に1か月以上前から路上へ水道管が破裂した形で水の噴出がしてあります。これに対してどのような措置、対応を実施する予定なのかお伺いしたいということと、また、その給水地区に対するその破裂によって水道水の安全な水質は供給できているのか、確保できているのか、この辺のところを質問させていただきます。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご指摘いただいてありがとうございます。

私もこの町道水沢・岩根沢線は月山自然水を確保する道でもございますので、重要だと考えております。

このため、昨年の大みそかは、最後の3月31日の視察というか現場確認はこの町道だったなというのを大泉課長と行ったなというのを思い出します。若水も取るので大丈夫かなというので見に行ったのを記憶しております。

破損している箇所については、もちろん承知しております。3月25日に建設水道課の職員が調査いたしましたところ、町道水沢・岩根沢線の小沼地内の漏水箇所を水源の水を浄水場に引き込む水道管から漏水であることを確認いたしました。水道管には、石綿セメント管が使われております。400メートルにわたって布設替えを行うため、今年度の当初予算で工事の予算を計上しております。

本工事に関しては、5月16日に入札を行いまして、株式会社石橋組が落札しております。6月6日から工事を行わせていただきまして、8月9日までの工期で工事を進めております。水質について申し上げます。

水源の水を浄水場のろ過水については、常時濁度を監視しております。濁度については異常なしでございます。また、定期的に水質検査を水道法に求められた検査をしております、その結果については町のホームページに公表しておりますが、安全な水道水を供給できてい

る状況でございます。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。

私も噴出の箇所を動画を撮って眞壁課長のところに走り込んでいった経緯を今、思い出しまして、これに対しても質問する時点でその前から町も確認していただいて、きちんとした対応をしていただけるというふうなことに對して改めてお礼を申し上げたいと思います。

また、水質、供給水についても、汚濁はないというふうに確認もできているという形で、安心したというような形でございます。ありがとうございます。

次の、質問2に入らせていただきます。

この町道ですけれども、部分的な損傷ですけれども、ガードレールは穴あき、ひどいところは米沢の工芸品のお鷹ぼっぼみたいなぐるぐる巻きになったり、ガードレールが、穴あき、それから、接触、破損による部分損壊、ガードレールの支柱も損壊というふうな形でそういう状況でありますけれども、町道を管理する町当局として今後どのような対応を考えているのかお伺いしたいというふうに思います。

なお、路上及びガードレールの状態は、あの状態で一般的に車を走らせる上で基準をクリアした状態なのかどうか、また、あそこを歩く人もいますけれども、歩行者に関しても安全の確保というふうな形は十分に確保されているのかどうかを含めて質問をさせていただきたいと思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご指摘いただいたガードレールの部分破損等については、今年4月に役場職員が現地の確認をいたしましたところ、除雪作業によるものと経年劣化によるもの、また、その両方の原因が考えられると推定しております。

明らかに除雪のものでしたら、小山の県道がありましたけれども、そちらのほうは県のほうに明らかに除雪だということでこちらから証明することができましたので、県のほうにお願いして直させていただいたところです。

今回の件については、ご指摘いただいて5日、ちょっと直前になりますけれども、5日に町の建設クラブと破損したガードレールの改修工事の対応について対話をさせていただきました。既に破損しているガードレールについては、当該道路の除雪業者と費用負担に関する協議を行いまして、予算の範囲内で優先順位の高いものから補修をさせていただきます。

これからは、降雪期前に町と除雪事業者とで除雪作業前のガードレールの状態の確認をさ

せていただいた上で、これから原因をしっかりと確認をしていく土壌というか前提をつくっていきたいと思います。雪解け後には、改めて町と除雪事業者で状態を協議、確認してまいります。

1つ目、除雪の作業が原因であることが明らかである破損については、それは当然ですが、除雪作業者の責任で修繕をする。

2つ目、経年劣化が原因である場合には、その年数に応じて優先順位をつけて町でしっかり修繕をしてまいります。

3つ目、両方。両方が原因と破損でありましたら、町と除雪事業者と協議の上で修繕を行うという方向で今、話を進めております。

ただ、除雪道路はその幅や勾配、雪捨場の有無によって状況が異なることから、7月下旬に予定している建設業者との対話会において本件を議題に出させていただいて最終的な方針を決定していきたいと考えております。

ガードレールの設置基準についてはございますけれども、安全基準や修繕基準といった補修の目安となる明確な基準は当方持ってございませんでした。

ただ、支柱の破損がひどく、ガードレールとしての機能を失った蓋然性が高いものについては、トラロープで規制を行って一時的な作業は行っております。こちらについては、ご指摘をせっかくいただきましたので、しっかりルール基準を建設業者とともに設けて、適切に運用をしてまいりたいと思っています。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。

この質問をするに当たって、私も以前、山形の会社に勤務していたときは、西川町はすごい冬場の除雪体制がすごいきれいで大変上手に掃かれていて、冬季の雪道を安心して安全に走れる町だねというふうな形で、よく私、町外の方からも言われた記憶があります。

また、今、町長から話出たように、除雪時のものと、それから、経年劣化によるものというふうな形で話ありましたけれども、町民の冬季の道路、これを確保するためにやっぱり早朝より作業されている除雪オペレーターの方々に対して常にそういった町外の方からも町の除雪に対する上手な体制に対することに対してやっぱり感謝しているところでありますけれども、ただ、問3のほうでも書かせていただきましたけれども、町長から今、答弁あったとおりやはりこれ自然破損ではなくて、やはり林業作業などに伴う重量物を搭載したトラックの多走行、それから、除雪者の排土板による接触、こういったものが起因としたガードレー

ル及び路面破損というふうな形で、私の素人目でも分かるというふうな形の状態です。

それを修復及び破損、修繕に対してどんな対応を実施するのかというのが今後の町の課題というふうな形で、今、町長から答弁いただきましたので、ちょっと1点だけ確認したかったのが除雪で作業委託するわけですけれども、発生する事故というのは誰も自らやりたくてやっているわけじゃないんですけれども、損害保険の加入というものが確認しているかどうかということ1点と、それから、除雪の委託業者または道路使用業者に対して損害賠償責任というものをやっぱりしっかりやる体制ができているかどうか、この2点だけちょっとお伺いしたいと思います。

○菅野議長 飯野議員、これ問3に入ってよろしいですね。

○2番（飯野幹夫議員） はい。すみません、問3です。

○菅野議長 では、答弁は菅野町長お願いします。

○菅野町長 除雪作業時における事故発生に対する損害保険の加入についてご質問がありましたので申し上げます。

まず、1点目の損害保険の件でございますけれども、作業時に発生する事故に対する損害保険の加入の有無については、昨年度の除雪作業委託者に聞き取りを行ったところ、全社加入をしておりますと。ただし、契約によって保障内容は各社異なることを申し添えます。

続いて、除雪委託者または道路使用者だけにとどまらず町道の道路付属構造物を破損した場合には、道路管理者として原因者の方に補修を求めているところでございます。

補修されていない箇所については、引き続き原因者と協議を行って早急に補修を求めていくというような進め方になります。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） では、保険に関しては全社加入は確認したというふうなことなんですけれども、加入内容については、それぞれいろいろあるような回答なんですけれども、例えば、壊したものを直すための損害賠償責任とか人に接触して対人賠償責任とかそういったものの上限の確認、内容の確認というものもしっかり今後行っていないとやっぱり大きな事故が発生した際にやっぱり保証できなくなるというふうな形では委託業者さんも町も困った状態になるというふうな形になりますので、この辺のところをしっかりと確認していただきたいというふうに提案させていただきますけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 ただいまの対人、対物の損害賠償保険につきましてですが、当然確認を

していくということでございます。

対人の場合は無制限ということですが、対物の場合は会社でまちまちということでございます。

使われ方もまちまちでありまして、やはり高額にならないとどうしても使わないといったようなことをお聞きしますので、その辺も含めて対応のほうを対話を持ちまして、いろいろと相談しながら壊した場合に直していただけるような方法を探っていったって徹底していきたいと思っております。

以上です。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。

今、課長からの答弁で対人は無制限、これは確認していると。それから、対物も加入するのは確認している、ただし、その内容はまちまちというふうな回答だったと思いますけれども、委託する上でやはり対物も幾ら以上というふうなことをきちんと基準を設定して業者委託するというふうなやり方にぜひ変えていただきたいなというふうに思います。

それから、この小沼地区というのは、実は降雪量からいうと大井沢に匹敵するぐらいの雪の量が降ります。ですから、オペレーターの方も先ほど上手にやっていたと言いましたけれども、一晩で降る雪の量を考えると去年は少なかったですけれども、常々だとガードレール以上の積雪も年に何回もあるんです。そうなってくると除雪が非常にやりにくい、ましてやカーブは多い、道路は狭いというような形で、あとは、過去に経年劣化したのか除雪によるものなのか、それから、あとは巨木の倒木によって破損したものかちょっとまだ分からない点あると思いますけれども、そういう部分がもう頻繁に道路にはありまして、オペレーターの方が指針となる白赤のポール、これもまともに立てられないような状況というふうなことも考えられますので、ぜひオペレーターの方にもきちんとその辺のところ、ここは排雪場所、ここはガードレールの場所というふうなものを分かるようなことを、今後は委託する上で町としても、やっていただきたいなというふうに考えますけれども、その辺のところの見解はいかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 ただいまのスノーポール等のご意見でありますけれども、当然やはり除雪をする上で目印というのは、視界を確保する上から大変目印となりまして大事なものですので、たとえ立てられるところがなかったら鉄筋を差して、毎年固定的なところに差して目

印をつけるといったようなことで今までも対応しているところであります。

冬季のスノーポールにつきましては、当然ガードレールもそうですけれども、目印となるものをきっちり確保して安全な除雪ができるように環境を整備してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。

私も含めてですけれども、自分の物とか自分の土地に対して損害を与えられた場合は、誰もそのまま放置するというふうな方はいないと思います。

町を管理する、町道を管理する担当課としては、今後はしっかりとして委託業者とも話し合いをしながら管理をしていただきたいということを最後にお話し申し上げまして、私の質問というふうな形にさせていただきます。

ありがとうございます。

○菅野議長 以上で、2番、飯野幹夫議員の一般質問を終わります。

◇ 菅 野 邦 比 克 議 員

○菅野議長 続いて、一般質問の通告順は私ですので、会議規則第51条の規定に基づき、議員として議席に着き発言するため、議長席を大泉副議長と交代します。

大泉副議長、議長席にお着き願います。

〔副議長 大泉奈美議員 議長席に着く〕

○大泉副議長 議長を交代いたしました。

10番、菅野邦比克議員の質問を許します。

菅野邦比克議員。

〔10番 菅野邦比克議員 質問席へ移動〕

○10番（菅野邦比克議員） 10番、菅野邦比克です。

今日は、2つの件について質問させていただきます。

最初に、野火火災や山林火災防止の広報活動についてということです。

今年の4月以降県内で野火による火災や林野火災が毎日のように発生しました。鎮火に莫

大な費用と労力がかかったと推察されます。我が西川町での発生はありませんでしたが、しかし、まだまだ届出のないごみ焼きがあるようです。野外焼却は法律で禁止されています。町はどのように広報など行っているのか質問します。

質問 1。

ごみ焼きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）があり、法律に違反して野焼きやこれらの焼却行為を行った場合、処罰として5年以下の懲役もしくは1,000万以下の罰金、その両方が課せられます。法人は3億円以下の罰金が課せられます。

4月以降に発生した、途中経過だと思いますが58件のうち33件は枯れ草や切った枝、ごみなどを焼却中に燃え広がったものと見られています。

野焼きは、生活環境の悪化を招く原因にもなりますので、広報をどのように行っていて町民が安心して暮らせるようにしているのか質問いたします。

○大泉副議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 ご質問いただきましてありがとうございます。

町のごみ焼却などの広報、火災のおそれがあるものですから、その広報活動についてご回答をいたします。

町では、林野火災や野火火災の防止の観点から令和6年度次のような広報を行っております。

4月1日、全戸配布のお知らせにおいて、春の火災予防運動期間の広報としてたき火の禁止を呼びかけ、消防署西川分署との共同で消防かわら版を発行し、野焼きの違法性について周知を行いました。

春の火災予防運動期間においては、西川消防団の協力によりまして、運動期間中のサイレンや予防広報巡回の重点指導、重点実施を行っております。また、防災無線によりまして、4月30日に林野火災等の多発警報発令との広報、また、全戸配布されているタブレットつながるくんにより5月14日に山火事防止のための広報、さらに5月19日、26日には大井沢入間地内において山火事、山岳遭難事故防止等の街頭指導を行ったところでございます。

○大泉副議長 菅野議員。

○10番（菅野邦比克議員） ありがとうございます。

広報も大変多くやられているようでございまして、大変ありがとうございます。この工法というのは、常平生やっておかないと気が抜けるもので、実際に、今年は山林火災なかった

わけですけれども、以前に消防の演習後、間沢川で山火事がございまして。そういう場合もありますので、できればこれから暑くなる夏場とか秋場、こういうふうなものにかけてぜひ広報を忘れないうちにしてもらいたいというふうに思っています。

今回の県内の火災についても、野火の火災を知らずまた同じような野火火災が発生しているというようなことですので、多分、私は関係ないのでごみを焼いたほうがいいというようなことがあるのかなというふうに思っております。

私も、朝、臭いが随分してくるのもあるわけですけれども、これ、町に対して野火をする場合は通報するというふうな案件になっているわけですけれども、これ案件はございましたでしょうか、住民からです。

○大泉副議長 答弁は吉見町民税務課長。

○吉見町民税務課長 ただいまの菅野議員からのご質問にお答えいたします。

通報と件数ということでございますが、令和5年度については4件の通報がございました。それは、内容を確認いたしましたところ、日常的に行っている人というところで、近所の方がやはり見るに見かねて通報されたということで、駆けつけた職員は消防署員とともに野焼きの禁止を呼びかけております。

以上でございます。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） その方というのは、今は燃やしていないということで理解してよろしいのでしょうか。

○大泉副議長 答弁は吉見町民税務課長。

○吉見町民税務課長 その後の通報はありません。

以上です。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） ありがとうございます。

前ほど自宅でごみ焼きするという方は少なくなってきたようではございますけれども、やはりごみの中にプラスチックを燃やしたような臭いが時々ありますので、多分プラスチックは家庭で焼却してはいけない法律上の問題がありますので、これは町民にちゃんと知らせておかないとごみと一緒に焼けばいいという感じの方もいないわけではないので、その辺はぜひまた文書で例えばペットボトルとかそれも一緒に燃やすなんてことはいけませんよというような広報とか、万が一の場合、さっき申し上げたんですけれども、これ違反になるよと、罰金もこれ

ぐらいあるよというようなことですがけれども、今まで罰金を課された方はいらっしゃるんですか。

○大泉副議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

罰則、罰金になりますと当然、町の範疇ではございませんので、警察署の所管となりますので、私どもといたしましては全く認識しておりません。

以上でございます。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） そうしますと、町で連絡を受けた場合は、警察とかそういうところに連絡するという形になるのでしょうか。

○大泉副議長 佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

先ほど町民税務課長が議員のご質問にお答え申し上げた中でございましたけれども、通報等があつて役場のほうに通報があれば、職員と西川分署の職員が現地に駆けつけるということで、現地での指導という形で行っております。加えまして、万が一延焼したりとか何かしたりとした場合は、当然消火活動ということで消火活動に勢力を注ぎますけれども、その後の原因確認、住宅火災も当然でございますけれども、原因確認等については警察署、そして、消防署という形でその火災の原因を確認した上で、ただいまご質問ありました法に照らして罰則が課されるのかどうかとそういう形での流れになるというふうに認識しておりますので、私どもは関係機関と一体となりながら消火活動をして町民の生活、安全確保に努めますけれども、その後の該当者の処分等については認識していないというところでございますので、よろしくご理解ください。

以上でございます。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） ありがとうございます。

参考に申し上げますと、今回の南陽市の山火事では、自衛隊のヘリコプター出動は7基、岩手、宮城、秋田、福島4県のヘリコプターが出動いたしました。第6師団のヘリコプターも最大9機が空中から消火を行ったということです。避難指示が148世帯の410名と。投入された人員というのは、ヘリコプターと人員は陸上自衛隊で延べ16機、消火しました。消火防水ヘリが8機。上空からの放水量82万4,500リットル、433回。すごい数の放水回数で

す。陸上自衛隊の方が延べ168人、消防職員92名、消防団員が延べ769人というふうなデータが出ておりまして、一度はやっぱり私ぐらいというような方で、これはちょっと原因は分かりませんが、一度火災が起きるとこういうふうな被害といいますか経費と人員が投入されるというようなことで大変な被害になりますので、やっぱりそれぞれ一人一人気をつけていただければありがたいです。

そのためには、広報をしっかりとやっていただいてぜひやらないでくださいというような日常的な広報が一番大事かなというふうに、各機関一生懸命やっておりますけれども、西川町が今、野火の火災がないということで、大変皆さん真面目にやって町民の方も頑張っているようですので、それは感謝申し上げたいと思います。

問2に移ります。

野焼き焼却の例外としている行為もあります。推奨するものではありませんが、まだまだその区別が分からない方もいると思いますので、野火や山林火災を防ぐ広報などどのように取組をしているのか質問をいたします。

○大泉副議長 答弁は吉見町民税務課長。

○吉見町民税務課長 ただいまの菅野議員のご質問にお答えいたします。

先ほどのご回答と同じでございますが、野火や山林火災を防ぐための広報活動につきましては、総務課危機管理係と連携しながら広報活動を行っておるところでございます。

以上でございます。

○大泉副議長 追加答弁で菅野町長。

○菅野町長 せっかく議長からご質問いただいたので、私も何かしなくちゃと思って、昨日、動画で野火、林野火災も危険ですので、大井沢の火事のことも踏まえて、昨日動画で私からという意味でタブレットで配信させていただきましたし、昨日の夕方私から町民の方に語りかけるような広報をさせていただいております。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） 吉見課長に質問します。

私、野火の例外があるのでということで申し上げたので、野火やっても推奨するものではないけれども例外がある、ただし町民の方もその辺の区別が分からないのではないかなというように質問させていただきましたので、もう一度ご回答をお願いします。

○大泉副議長 答弁は吉見町民税務課長。

○吉見町民税務課長 失礼いたしました。

いま一度、改めましてご回答申し上げます。

野焼きに関しての法律、先ほどございました廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で、例外もご指摘のとおりございます。

農業や林業、その他おさいとうなど、そういった伝統行事だったり、キャンプファイヤーなどの、あとは日常生活の中のたき火、大変小規模なたき火というのは法律の中で認められている行為であります。

ただし、ご指摘のとおり実際にたき火をなさっている方や野焼きで通報を受けるような方については、どこまでが許される行為でどこからが許されない行為かというところの線引きということは分かっていらっしゃる方も確かにございます。よって、通報の際にはその辺のところもしっかりと説明しつつ、ただ、近隣住民の方にご迷惑がかかることであってはいけませんので、それは厳重に指導しているところでございます。

以上でございます。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） ありがとうございます。

野外焼却の例外というふうな行為は、あります。

今、吉見課長さんから申し上げられたとおりなんですけれども、国、地方公共団体が施設管理上必要な焼却、それから、災害予防、応急対策復旧のために必要な焼却、風俗慣習上宗教上の行事を行うのに必要な焼却、いわゆるどんと焼きとかそういうようなことだろうと思います。あとは農業林業、または漁業を営むためにやむを得ないとして焼却する、例えば、農業者が行う稲わらの焼却、林業者が行う伐採した枝の焼却、漁業者が漁網に付着した海産物、流木等の焼却、それから、たき火、これキャンプ場みたいなものです、こういうようなことは例外として認めているということなんですけれども、なるべくクリーンセンターとかそういうところに持って行っていただいて焼却をお願いしたいということで、先ほども申し上げたとおり野外焼却は推奨するものではありませんというふうなことなんです。

西川町は、空気もうまいし水もうまいということで、そこに県外から来た方が煙くて困ったなんて言われると大変なので、ぜひそういうものを徹底してもらえばありがたいかなと。

これから一番問題なのが、秋のもみ殻を燃やすわけなんですけれども、これも肥やしにすれば一番いいんでしょうけれども、やっぱり燃やされる方も、県内でも相当ありますので、できれば西川町では牛の畜産関係も大々的にありますので、そちらのほうに持って行っていただければ大変喜んでもらえるかなと思いますので、その辺も徹底してお願いできれば大変あり

がたいというふうに思っています。

ですから、西川町に来たらまずほとんど煙は見えないよというふうなことにしていただければ大変いいかなというようなことです。

それから、やむを得ずそういうので燃やす場合は、とにかくバケツに水をいっぱいくんでおいて、そして、終わったら水抜きしてちゃんとして帰っていただきたいと。でも、ぼんぼん燃えながら、人がいないというときも私も見ますので、ちょっと危ないなというような気がするところもあるんですけれども、その辺はこれからいろいろ広報とか出していただければありがたいかなというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

今年、あまりにも火災が多くて、大変な思いをされた方がいろいろいっぱいいらっしゃいましたんで、そういう法律上のものもありますよというようにことを分かっていたいただければそれだけでもありがたいかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

野火火災、山林火災の防止については以上で終わりたいと思います。

次、2番目に移りたいと思います。

町からの補助金は税務申告の説明をとというようなことで、現在、町で取り組んでいる解体費用の補助金50万円は一時所得になると。町からの補助金は、申請時や交付時に説明をすべきと考えます。特に、解体費用50万円と他の一時所得がある場合は税務申告が必要となります。分からないでそのままにしておくで後日申告のやり直しや追徴金が発生する場合があります。これらについて質問いたします。

町では補助金50万円を交付した場合、他の一時所得がある場合に合算について説明を行っているのかどうか質問したいと思います。

町からの補助金はいっぱい出ていますので、その都度やっているかどうかというのはちょっと私も分かりませんが、多分解体費用が50万円というのは、その辺でちょん切りしているのかなと。その他の物がなければ何も申告はいらないんですけれども、50万円とあと何かもらったとき、超えた分の2分の1は申告するというようなことなんですけれども、その辺について、問1で質問したいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

○大泉副議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 空き家解体補助金、例えばという事例でいただいたと思いますけれども、補助金50万円を交付した際に、他の一時所得がある場合に合算して税対象になるという説明を行っ

ているかどうかというご質問かと思います。

ご指摘のとおり、解体費用の補助金50万円は一時所得になります。個別に説明は行っておりません。

そもそも一時所得の該当者は少ないこと、一時所得はご存じのとおり宝くじや競馬で50万円以上、ちょっとすいません、たしか50万だと思ったんですけれども、当たったときは一時所得の申告が必要になるんでございますけれども、そもそも一時所得の該当者はこの町では少ないということでございます。他の所得区分に該当する方が断然多いということを踏まえますと、行政としての対応は通常範囲、説明を特段しなくてもいいのではないかと考えております。

また、解体費用補助の申請者の多くは高齢の方が多く、これもまた所得申請に関する影響はないと考えております。

総じて解体費用の助成金50万円に限らず、補助金の助成を受けた場合、一時所得として申告する必要がある場合と農業所得のように事業所得に算入すべきものがあります。ここに取り扱いに違いがありますし、申告納税制度上、収入が発生した場合には所得税、住民税の対象により本人により申告いただくことになります。

ですので、今のところ個別にお知らせする必要は特にないものと、私も前職税務署の関係もしておりましたが、特段こんなことに個別に広報しろと国からも言ったことはありませんし、やっている自治体も聞いたことないので、これが通常の対応なのかなと思っています。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） 今までも説明はないかと思いますが。

私もこの質問を取り上げるに、家でも去年ちょっと直した件あって補助金4万円ちょっと頂きましてありがとうございました。この件について、一時所得じゃないのというような、50万円以下は申告はないわけですが。

引がかかるのは生命保険の満期で50万円のプラスがあったというような場合と重なった場合とか、我々には分かりません。でも、説明をしておいたほうがいいんじゃないかなというように思っているんですけれども。10年ものとか、前の生命保険一時払いしたやつなんかは50万を超える場合があるんです。

それと、例えば解体補助金が入った場合だと50万円がまるまる、2分の1ですから25万は申告しなくちゃいけないというような。そのときに何も役場から教えてもらわなかったという場合も、あるかないかちょっと分かりませんが、そんなことで一時所得の該当する

ものというのは、住まいの給付金、今はもうリフォームの補助金もありますし、いろんなの住宅の補助もあります。

それから、厳密に言うともふるさと納税の返戻金も一時所得になるんです、だけれども、これは3割以内ですので、166万も買えばそれは申告必要でしょうけれども、何もそこまでふるさと納税する人はいないでしょうからそれは問題ないかと思いますが、中にいればそういうようなものもありますよというようなことでございますので、西川町としてはこれからも解体補助金についていろいろ出されると思いますので、一言文書に書くか書かないかは別問題として、何かありますかと、あったら税務申告ちゃんとしてくださいよぐらい一言言ってもらったほうがいいのかななんて。それはうるさい、面倒くさいからいいやというのか何だか分からないけれども、町民にやさしいというかそういうものなんだろうなという気がします。

そのほか、マイナンバーの健康保険証として申し込んだマイナンバーのポイント、これも一時所得になりますので、50万円の給付を受けてマイナンバーにしてポイントをもらった、後からこれはというおそれもあるので、税務課さんの皆さん忙しくなると思うけれども、そういうのは該当にないですかと言えば多分ないというのが一般的だと思うけれども、税務署の方は非常に分かっていらっしゃるし、町長一番分かっていると思うけれども、税務署に行くと公的資金が入ったなんて全部分かるのね、行っただけで、分かります。恐ろしいくらい分かります。

ですから、説明をしておいておかれたほうがいいのではないかなというような気がします。でないと追徴金、後で呼ばれますんで、その辺は親切かどうかとかというのはちょっと分かりませんので、ぜひ確定申告時にやるのか、申請が来たときにこういう場合もあるので十分注意してくださいよと言っておっしゃるのかどうかというようなことについて、やってただけなのかやらないのか、ちょっとどういうお考えなのか、課長、お願いします。

○大泉副議長 答弁は吉見町民税務課長。

○吉見町民税務課長 菅野議員のご質問にお答えいたします。

解体費用の50万円について、納税相談時に説明するか否かということでございますが、先ほど町長からの答弁にありましたとおり、申告納税制度というのが原理原則にございますので、それを捉えますと町民の方々が自らが申告いただいて納税いただくというのが原理原則と思っております。

以上でございます。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） そのとおりですね。

申告は自分でやると、こういうようなことですので、解体費用がそんなに何十件もないので、もしおられたらそこでちょこっとうるような場合あるのでというような説明でもされたほうがいいのかなという感じがしておりますので、町民のためですので、その辺はお願いしたいと思います。

次、2番目に、今の税金に関してですけれども、これ追徴来たとか何とかというのは今まで来られたことはありますか。

○大泉副議長 吉見町民税務課長。

○吉見町民税務課長 ただいまの菅野議員のご質問にお答えいたします。

その一時金として50万円の補助を受けて、さらに別の一時金があつて追徴課税されたという実績があるかないかという問いでございますが、そのような実績はございません。

以上でございます。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） ありがとうございます。

西川町の町民は皆さん正確に正しく申告されているというふうに理解しておりますので、1件もないというのは大変すばらしいなというふうに思っております。

これからいろんな補助金出るとしますので、住宅補助金とか様々100万円とか何百万とかとあると思いますので、そのときに何か一言ちょこつと話してもらえればよいような気がしますけれども、申告は申告で自分でやるというようなことですので、それはそれでいいんですけれども、知らない方も結構いらっしゃるんでないかなというふうに思いますので、その辺を時間があればちょっと説明してもらって、解体費用とかいろいろな住宅の補助金とかというものを話されたらどうかなという感じがしますので、町民の方は意外と分からないですね。

ですから、そこを行政でちょこつと、自主申告なんですけれどもちょこつと説明していただいたほうが親切かなという感じがしておりましたので、しないということですので、それはそれでよろしいんでしょうけれども、時間があつたらぜひ説明をお願いしたいと思います。

私は、今日はこういう広報活動とかこういう啓蒙活動みたいなものですので、そういうちょこつとしたものですけれども、ぜひ各課でいろんな補助金とか様々あると思いますので、

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の質問は終わりたいと思ひますが。

○大泉副議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 私は、税務関係の仕事をしていました観点から、先ほど吉見課長が原理原則申請主義というのはそのとおりでございますけれども、せっかく議長からご指摘いただいたのでございますけれども、町民税務課には以下のようなことをお願いしております。

今回の制度は該当しないんですけれども、さすがに今回の使われる方というのは、当然それはもう国保対象者なので、そもそも確定申告とかそういった税務相談というのはされる方だと思っております。ですので、それが50万円超えたからといってすぐ手間がかかるというものではないと思ひます。

しかしながら、私らみたいなサラリーマンで確定申告がいないという方が50万円超えたら、これは確定申告に行かなくちゃ大変だなという方においては、自営業者じゃないなサラリーマンだなとなったら、それはさすがに一言あるんだろうなと思っております。

そういうふうをお願いしておりますので、ちゃんとそこら辺はもう少し西川町の職員はスキルが高いものですから、その人に応じてさすがに手間だろうと、2月に確定申告しなくちゃというような方だったらお話をするかなと思ひています。それぐらいのスキルを西川町職員は持っていると思ひています。

○10番（菅野邦比克議員） ありがとうございます。

これで質問を終了します。

○大泉副議長 以上で、10番、菅野邦比克議員の一般質問を終わります。

議長を菅野議長と交代します。

菅野議長は議長席にお着き願ひます。

〔議長 菅野邦比克議員 議長席に着く〕

○菅野議長 議長を交代いたしました。

◎散会の宣告

○菅野議長 これで本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時29分

令和 6 年 6 月 9 日

令和6年第2回西川町議会定例会

議 事 日 程（第3号）

令和6年6月9日（日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員（９名）

1 番	佐 藤 大 議員	2 番	飯 野 幹 夫 議員
4 番	荒 木 俊 夫 議員	5 番	佐 藤 仁 議員
6 番	佐 藤 光 康 議員	7 番	大 泉 奈 美 議員
8 番	佐 藤 耕 二 議員	9 番	古 澤 俊 一 議員
10 番	菅 野 邦 比 克 議員		

欠席議員（１名）

3 番	後 藤 一 夫 議員
-----	------------

説明のため出席した者

町 長	菅 野 大 志 君	副 町 長	内 藤 翔 吾 君
教 育 長	前 田 雅 孝 君	総 務 課 長	佐 藤 俊 彦 君
つ な ぐ 課 長	佐 藤 晃 君	企画財政課長	大 泉 健 君
町民税務課長	吉 見 政 俊 君	健康福祉課長	荒 木 真 也 君
みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡 邊 永 悠 君	かせぐ課長	石 川 朋 弘 君
観 光 課 長	柴 田 知 弘 君	建設水道課長	眞 壁 正 弘 君
病院事務長	土 田 里 香 君	まなぶ課長	安 達 晴 美 君

事務局職員出席者

議会事務局長	飯 野 勇 君	議 事 係 長	鬼 越 晃 一 君
書 記	柴 田 敏 那 君		

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○菅野議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、3番、後藤一夫議員から、会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

◎一般質問

○菅野議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 佐 藤 光 康 議員

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

〔6番 佐藤光康議員 質問席へ移動〕

○6番（佐藤光康議員） おはようございます。6番、佐藤光康です。

今年の1月、町はキャッシュレス決済ポイント還元事業を行いました。この取組をどのように総括するか、今後の町の施策をよりよいものにしていくために欠かせないものと考え、質問いたします。

質問1です。

キャッシュレス決済ポイント還元事業に幾らかかったのですか。また、予算をオーバーしたとしたら、その財源は何でしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 おはようございます。

では、佐藤光康議員が欠かせないというふうにおっしゃっていたキャッシュレス決済ポイント還元事業について、幾らかかったのか、予算オーバーしたらその財源は何ですかという問いに答えさせていただきます。

令和5年度10月補正予算で、佐藤光康議員も含めて全員が賛成してキャッシュレス決済ポイント還元事業が始まりました。令和5年度の5月議会では、事業者支援のためにプレミアム商品券などを発行してはどうですかというようなご質問を、6月議会で佐藤光康議員からご質問いただきました。これはそのとおりだと思ひまして、佐藤光康議員も事業者支援を重視されているんだなということを承知いたしましたのを記憶にございます。

また、一昨年は、1万5,000円のこちらは町民、高齢者支援に限定した形で実施させていただきました。ですので、キャッシュレスポイントは基本的には事業者支援、佐藤光康議員がおっしゃったとおり、おとしは、町民の皆様というか高齢者の皆様に限定して1万5,000円を1人当たりお配りをさせていただきました。

令和6年1月に1か月間実施したキャッシュレスキャンペーンの事業費は4,861万3,125円です。この内訳申し上げます。

キャンペーンの運営費、広報、チラシなども作らせていただきました。その12月議会でご指摘いただいたとおり、なるべく町民の皆様にお知らせするようにということを承りましたので、個別に相談会などを複数回開催させていただきました。その経費は合計846万3,340円でございます。利用者の皆様へのポイント還元額は4,014万9,785円になります。つまり、還元率が30%ですから、その経済効果たるやその3倍と承知しております。

また、その際になぜこのタイミングかということをご質問いただいたのを記憶しております。佐藤光康議員が1月なんて、大井沢のことだったかと思ひますけれども、使わないぞというようなご指摘をいただきました。要因は2つありまして、これは国が昨年秋以降の補正予算で成立した、こういった事情もございます。秋以降にしか使えません。こういった民宿の方が使える夏、夏とかがよろしいんじゃないかと私もそう思ひましたけれども、実際としてはできないわけです。

また、こちらは公共政策事業を打つ際の上策でございますけれども、事業が落ち込むときに政策を打つというのがこれは上策なんでございます。そういう意味からすると、1月に実施したものは、需要が旅館業者も私らの町の事業者さんも冬で需要が落ち込む時期です。このときに政策を打つというのは、タイミング、行政の公平性というふうに考えた観点からしますと最適な時期だったのかなというふうに思っております。

財源の件、ご質問ございました。事業費には、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と、県の令和5年度LPガス等物価高騰対策地域活性化支援事業補助金のほか、事業者支援となりますので、デジタル田園国家構想交付金を含めた町の商工振興対策費、こちらは光康議員がもうご承知かと思えますけれども、3月に昨年当初予算から組まれているもの、こちらを財源としております。

予定していた金額で収まりましたけれども、こういった額が万が一超えた場合にはどのような対応をするのか、こちらもリスク管理の観点から考えておりました。事業者支援の政策目的のキャッシュレス決済でございます。もし、オーバーしていた場合には、企業版ふるさと納税を利用していきます。

事業者支援としてご寄附いただきました8社から2,000万円以上、事業者支援で充ててくれというようなお金を頂いていました。具体的には、森興産株式会社、2つ目、リッキービジネスソリューション株式会社、3番目、株式会社どりーむずかむとうるー、4つ目、株式会社クノウ、5番、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、6つ目、シー・スリー・アイ株式会社、7つ目、リンベル株式会社、8つ目、東武トップツアーズ株式会社などの不足に際しての財源を用意してございました。しかしながら、こちらは使わなくて済むようになったということでございます。まだ、企業版ふるさと納税は、先日の新聞報道にありましたとおり、県内第1位でございます。合計6,400万円、39件寄附を頂いて、順調に伸びております。

当然想定範囲内にこちらのほうは収まりましたので、西川町は今年、町制施行70周年でございます。この町制施行70周年事業に、これら事業者支援での企業版ふるさと納税を使わせていただくなど、今定例会で補正予算を計上しています。

以上です。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 丁寧の説明いただきまして、ありがとうございます。

昨年、第5回臨時議会でキャッシュレス決済ポイント還元キャンペーンの補正に上がりまして、委託料3,000万ということで一応議会の承認を得たということになるわけです。今の説明では4,861万円かかったと。ポイント還元は4,100万ぐらいで、運営費もかかって800万ちょっとかかったということの説明がありました。一応議会では3,000万円の予算を承認いたしました。私も賛成しました。残り1,861万円です。これがふるさと納税は使わなくて商工課あたりから出したような話をちょっとお聞きした感じに受け取ったんですけれども、こ

れはお支払いなさったのでしょうか。

○菅野議長 反問権で質問……質問ではない。

じゃ、答弁をお願いします。

○菅野町長 今、ご質問がありましたが、これは誰にお支払いしたということでしょうか。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 反問権ということですね、今のは。

○菅野議長 いやいや。

○6番（佐藤光康議員） 質問の意味を聞いているということですから。

委託先、当然ポイントが4,100万ぐらいだということですから、当然それは町が支払う必要があると思いますけれども、払ったかどうかということです。

○菅野議長 かせぐ課石川課長、お願いします。

○石川かせぐ課長 おはようございます。

議員おっしゃるとおり、委託先のほうにお支払いしたということです。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 一応3,000万円の最初のキャッシュレス還元キャンペーンのは私たち議会では承認しました。ところが予算オーバーした分は、私たちは、議会にも上がっていないし賛成もしていないということです。普通のほかの町聞きましたけれども、例えば真室川町、2,000万かかって予算つくったけれどもオーバーしたので1,000万の追加を補正に上げて議会の承認を得て払ったということが聞いています。大体ほかの市町村もそうです。うちの町はなぜ議会で承認を得ることをしなかったのですか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えいたします。

そもそも商工事業費ということで、商工事業費の予算は昨年3月議会でご承認されましたよね、そちらを使っています。ですから、町の振興事業、こちらの財源を充てております。これはもう町内での事業者振興に使うお金だというふうにご承認いただいたものを、当然のように使っただけでございます。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 以前に決めた予算の商工費の事業振興費から使ったということですが、当然それは議会で承認を得る必要があると思います。ですから、そこら辺のきちんと議会に、今までキャッシュレスポイント還元キャンペーンで幾ら町がお金かかったのか

とか、何も説明が全くありませんでした。そういう説明を含めて、こういうお金を使いますということを報告すべきだと思うんです。やはりお金の、具体的にはやっぱりしっかりと議会に出すということが必要だと思いますけれども、いかがですか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 私は、佐藤光康議員もよく対話しなさいということで、私ら承っています。当然町民の皆様とも対話しておりますし、一昨年、私就任時から比べると5倍の対話会を開催しているわけでございます。それは承知していますよね、5倍の対話会。

しかしながら、佐藤光康議員においては、議員の勉強会に出席されておられません、一度も。であれば全員協議会でご質問されたらよろしいのかと思います。私らは、質問される興味がありそうな分野は、議員との日頃からの対話において、こういったことを全員協議会でお知らせしたほうがいいんじゃないか、そんなことを築いて、ご説明を真摯にしていまいりました。

しかしながら、今回のご質問も、1年を通した議員の活動でもそうでしたけれども、質問の前に、あるいは3か月おきの定例会の間にどれだけ各課長と対話されたでしょうか。その中で、一言これどうなっているんだというようなことを課長のほうにおっしゃっていただければ、私らは全員協議会でお知らせもできましたし、ほかの9人の皆様からは、個別にお聞きされたのでお答えしようと思いました。少なくとも議会の特質上、決算議会というのが9月でございます。こちらのほうでしっかりご審議いただくか、もしくは報告として報告すべきだというふうに、今、思われたわけですね。そうでしたら、全然全員協議会のほうでご説明させていただきますので、ぜひもっと対話を行政当局と行ってほしいなって、ちょっと残念に思っています。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 対話、本当に大事だと私も思っています。

問題は町の予算です。お金をどう使うかという話です。それは議会に出して議会の承認を得ることが最低の民主主義の常道ですから、ただの対話でないわけです。ですから、ぜひしっかりとそこで議会での承認を得るということを、議会をしっかりとそこに出すということ、承認を得るということでしっかりとやっていただきたいと強く求めて、ちょっと時間ありませんので、次の質問に移ります。

次に移ります。

この事業の目的は、物価高騰で苦しんでいる町内の事業者さんの支援であると説明しました。その効果をどのように考えていますか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答え申し上げます。

本件は、町内の事業者支援の効果ということでご質問いただいたかと思います。当然3月に、昨年3月であれば佐藤光康議員はご賛成いただきました。その当初予算に本事業者支援は盛り込んでいるわけでございます。その点を改めて勝手に使ったようなふうに言われますと、私もそういう行政局と意識しておりませんので、ぜひそこは対話をして、あ、ここに入っているのか、こういうところを見なくちゃいけないとか、当初予算でこういうところを見なくちゃいけないんだというのをお互いに学びにもなりますので、ぜひそこは一緒に勉強していきませんか。よろしくお願いします。

今のご質問にお答えしますと、通常の商品券であれば、1万円であれば、発行すれば1万円の経済効果でございます。しかし、今回は30%の還元ということであれば、効果のほうは単純に3倍ほどになりまして、約1億3,383万2,616円と推定されております。こちらのほうは、これから石川課長が、商工会からのこちら要望を受けて私らさせていただきましたので、商工会のアンケート結果を石川課長がお持ちですので、商工会に代わってお知らせをしたいと思っています。

ちなみに、ヒアリングベースにはなりますけれども、こういった事業者さんも複数ございました。1月の売上げは一番落ち込む時期ですと。そんな中で、売上げが3倍になりました、町内の業者です。売上げが3倍になりました。町と町外の方が半々ぐらいの町外からもたくさん買物いただきましたし、地元の方からもふだんより多い購買率、約2倍とおっしゃっていました。客単価2倍ということでございます。その店では、1回当たり1,000円だと、1回当たりの客単価がこれまでの1月は1,000円だというところが2,000円になりましたというようなご報告を受けました。詳細なデータは、商工会からのアンケート、石川課長からお話しさせていただきたいと思います。

○菅野議長 追加答弁は石川かせぐ課長。

○石川かせぐ課長 それでは、ご質問のほうにお答えをいたします。

今、町長のほうからありましたけれども、そのほかに、効果として申し上げる定量的なことを言えば、まず最初に、キャッシュレス対応の店舗、取り組む以前の店舗数については46店舗、今回のこの事業をきっかけに、新たに32の店舗がキャッシュレス対応ができる導入ということを行ったというふうな結果、いずれ導入を考えていた事業者にとってはよいきっかけになったというふうにお話があります。

そのほかについても、冬の時期にして一定の売上げが確保でき、また、客単価も上がったというふうにお答えをいただいている方が8割に上っております。

また、町内外から数多くの来店があったことは、当然なんですけれども、キャッシュレスユーザーを取り逃すことなく確保することができる、改めて店舗での業務の効率化、いわゆる現金を扱わずにQRコード等での決済が行われたということで、店舗の運営上の業務の効率化にもつながったというふうにお聞きしております。

こうしたことから、この取組の目的であります事業者の支援ということについては、利益、いわゆる収益の部分、併せて新規顧客の確保、また遅れてはおりますけれども、町内のデジタル化の推進、そういったことに関して事業者の支援についての効果があったというふうに考えております。

以上です。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 私も商工会のアンケート、見せていただきました。今の売上げ、六十数件の回答で売上げが増加、横ばい、減少とかというアンケートありましたけれども、その数をちょっと教えてもらえますか。アンケートの結果です。

○菅野議長 石川かせぐ課長。

○石川かせぐ課長 今、先ほど申し上げましたとおり、売上げにつきましては、減少というふうなところは、昨年比での減少という店舗は数字がございません。同率の店舗、または上昇したというふうにお答えをいただいた店舗、アンケートにお答えいただいた数字としては8割というふうにつかんでおります。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 課長、大丈夫ですか。商工課のアンケート、私見ましたけれども、売上げの数が回答した方が六十数件ありました。増加16です。こういう円型のグラフありましたよね、アンケートに。

〔発言する者あり〕

○6番（佐藤光康議員） もらっていませんか、そうですか。商工会の会員に配られたんです。商工会の会員に配られました。私、それ拝見しましたけれども、六十数件の売上げに関して回答があって、増加が16、横ばいが37、減少が8となっていました。ですから、減少もあったということですよ。円型グラフで私見たんですけれども。

○菅野議長 資料ありますか。

○6番（佐藤光康議員） ありますね。ちょっと止めてもらえますか、時間。

○菅野議長 ちょっと時間止めてください。

○6番（佐藤光康議員） じゃ、確認します。

今の……いいですか。

○菅野議長 時間動かしてください。

佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 今、ちょっと確認しましたがけれども、キャッシュレスをやっていなかった方のお店ということですね、お店の数だということですね。キャッシュレスに入っていなかったお店の数ということで、増加が16、横ばいが37、減少8ということになってますね。

いろんな商工会の皆さんの意見が出ています。私も読ませてもらいました。ちょっと一部読みますと、「特定の店だけが売上げ増加したんじゃないか」と。「町民に還元されていたのか」と。また、「1店舗だけが大幅に売上げ増加しているようだったので、次回の対策に期待します」「やってみないと分からないことはたくさんありますので、今回のことを経験に、次回のキャンペーンでは、西川町に母体のある商店が潤うようにお願いしたい」もう一つ、「キャッシュレスを行ったほかの市町村への事前調査をやっておらず、失敗の事業だったと言わざるを得ない」「他の市町村では大型点を対象にしないとか、地域だけのシステムをつくったり、地元の商工会が潤う内容で実施したよい例がたくさんあったのに」といういろんな意見が、そういう批判的な意見も出ているわけです。こういうのもしっかりと受け止めていただきたい。

もう一つ、商工会のアンケートにもありましたけれども、一部のお店では、キャンペーン対象外のごみ袋、たばこが売られているということもありましたが、町ではどのように周知徹底したんでしょうか。

○菅野議長 石川かせぐ課長、答弁をお願いします。

○石川かせぐ課長 今の質問にお答えをいたします。

そういった声を私どものほうの商工会、または町のほうにも寄せられたこともありまして、ルール遵守をそれぞれの事業者の方に度重ね求めてきたというふうに対応しております。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） このキャッシュレス還元事業で、もう一つお聞きしなければならないことがあります。

ネットワーク 4月号のいどばた会議、町長書かれていますけれども、年末にある販売店の撤退情報が持ち込まれた。当時、これを公開することはできなかった。町としては、生活に大きな影響が出るために、しっかり対応しなくちゃならない。何とかキャッシュレス事業を企画し、何とか解決することができたというふうに書いています。え、こういう目的だったので、またびっくりしましたけれども、この事業ってこれは本当なんでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 目的がそれでは、それだけではございません。もちろん町民の皆様に利用店舗をどのようにしたらいいのかというようなアンケート、ぜひ入間地区でも取ってみてください。できるだけ多くやりたいってほかの地区でも言われています。ですので、令和3年度に私ら事業者を絞って、私になる前に、私になる前の小川町政の時代に、商工会会員の限定にしますというような政策を打たれたわけです。そうしたら光康議員、苦情あったと思いますか、相当ありました。何でここが使えないんだ、何でここも使えないんだってご質問ありました。苦情ありました。そういうことを受けて、ああ、西川町ではやっぱり全部対象にしくちゃいけないんだというふうに、行政の職員はその当時そういうふうに思ったことでございます。

しかも今回の件は、私もじかに睦合の高齢者の健康まつりなどで、佐藤仁議員もご参加いただきましたけれども、そのときに全部対象にしたほうがいいですかという人がほぼ全員でした、ほぼ全員。そうすると、利用者の方に、今回の分は、今回の目的は事業者支援なわけです。事業者支援なものですから、事業者支援の予算を使わせていただきました。じゃ、できるだけ利用者の目線を持たなくていいのかということであれば、そういうことではないんです、そういうことではないんです。

1年前考えてみてください。1万5,000円の高齢者のみを対象にした商品券、こちらはほぼ全店舗にいたしました。これまで苦情がたくさん町民の皆様の声が寄せられたおととしと比べると、昨年の前回の高齢者支援のときには、町民の皆様からの声は、クレームはほぼありませんでした、ほぼありませんでした。ここはご認識いただきたいなと思っています。

しかしながら、事業者の方はその商品券はどういうふうに思っていたかということ、これは手間がかかるというようなご意見もいただきました。令和5年8月2日の商工会の要望で、「観光客を中心に関係人口、交流人口が増えているにもかかわらず、町内事業者の多くは物価高騰で利益減少に直面しております。お客様への柔軟な対応が難しく、売上げを逃がしている状況にあります。このような中、商工会としましては、利益確保に悩む事業に対し、消費促進を図りつつ、新たな時代に対応すべく事業所のDX化を強く推進していきたいと考え

ております。つきましては、町内事業者への消費促進につながる取組を要望いたしますので、よろしく取り計らいくださいますようお願い申し上げます」という切実なご要望を商工会会長から、私らいただきました。そうすると、今回は事業者支援かつ町民の皆様が使いやすいようなところも考えて、このような対応させていただきました。

西川町は、まだまだデータ整備が未熟な町でございます。今回の件というのを、どのように総括していくか、あるいはよいところはどこか。そして、今、タブレットを全戸配備しているわけです。そうすると、今回残念ながらスマートフォンをお持ちにならなかった高齢者の皆様に、今度行き渡るようにしたらどのような政策が必要かというのをマーケティングしているところなのかなと思っています。残念ながら、ほかの上山市は、寒河江、山形市、中山町も進んでいます。そういうところは、真室川もそうです。いろいろやって、データを集めて、このような位置にいるわけです。今、西川町の現在地というのは、その黎明期にあります。消費者支援策のキャッシュレス事業においては黎明期、これは極めて対応が遅い情けない自治体なんです。これを解消するには、いろんなことを試して、私らの町の強み、困っている方、中山間にお住まいの高齢者にどう支援するか、そんなことを、今、西川町では模索している状態なのかなと思っておりますが、今回の定期、定例予算でそういったもう一個チャレンジングな事業を、キャッシュレス関連に事業を入れておりますので、そのときにもぜひご審議いただきなさいと思っております。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 町民の中には、やはり町内の大型店あたり、コンビニとかそういうところでも使いたいという方がおられるわけです。例えば河北町では、大型店舗を含む全取扱店で3,000円の商品券、町内事業者のみを2,000円券、分けて商品券5,000円を全町民に配付しています。電子でいいという方は電子、紙でいいという方は紙、どちらでもいいということでやっています。ですから、やっぱり先ほど町長が言われましたように、できるだけ町民の意向に沿った形で、いろんな施策を工夫しながらやってもらいたいということです。

今、先ほどいどばた会議で、町長、ネットワークで書かれたある販売店の撤退情報の話はありませんでした。こういう中身を町長が中学校の入学式とかミニデイとか老人クラブなんかでも名前を出してお話ししているわけですね。私もこの販売店に行って、こういう事実が本当にあるのかどうかお聞きしてきました。お忙しいところを、店長さんとマネージャーさんが応対してくれて、丁寧に応対してくれました。撤退するという事実はありませんと、ないということでした。この販売店は、電話でこのネットワーク4月号について町に抗議し

たそうですけれども、どんな内容の抗議があったのですか。また、町はどんなふうに対応したんでしょうか。

○菅野議長 これ個別質問ですか。

もし答えられなければ、別の質問に移してください。

○6番（佐藤光康議員） 答えたくないということみたいです。

私が聞いた内容は、何でこういう撤退の情報はないと。ちょっとこういうネットワークの文章では困りますということを町にお話ししたそうです。職員の方は大変すみませんでしたという謝りをなされたという話でした。

その販売店は、文章の訂正をしてもらえないかと、ネットワーク4月号の記事の訂正文を出してもらえないかという話をしていました。これに関してはいかがでしょうか。

○菅野議長 これ、光康議員、個別の質問になるんですよね。

個人的なですか。

○6番（佐藤光康議員） 個人的ではなくて、ネットワークで町民全ての方に分かるような形で説明していますから、当然事業者支援ということでの、今、質問ですから、当然そこら辺は目的が全然撤退しないためにやったというようなこと書いているわけですから、当然2番の事業者支援と関わってきますから。答えてください。訂正分を出されるのかどうか、そこら辺どういうふうに町は考えていらっしゃるのか。

○菅野議長 答弁。

事実はないということですのでけれども、役場に確認しましたか。

○6番（佐藤光康議員） 町報に町長が、そういうある販売店の撤退情報と書いているわけです。そこで当然私は確かめて販売店にお聞きしたわけです。それで販売店さんはこれは事実と違うと言っているわけです。ということは、当然町は間違い、だって、ある販売店が言っていることうそだと言うんですか。じゃ、ある販売店の言っている情報はうそだということを町は言いたいんですか。

○菅野議長 町の総務課に確認されましたか。

〔発言する者あり〕

○6番（佐藤光康議員） 苦情という問題じゃないと思います。町長がこういうこと書いているわけですから。やっぱり町民の方々をうそと言うんですか。信用、そこが……

○菅野議長 じゃ、町長答弁してください。

○菅野町長 限られた時間での答弁になりますので、ぜひまず事実確認を町にさせていただきた

いなというふうに思っています。ただ、そうすれば、ここの部分のここに関してどうなんだというようなことを言えるじゃないですか。ぜひ対話をさせていただければと思います。

総括して申し上げますけれども、私ら行政は、どんな情報でもしっかり共有して経営層で守っています。苦情をクレーム、いかなる情報であっても、私、見えています。これはよい企業であれば当然です。よい企業があればあるほど、悪い情報は早く、いい情報もしっかり把握します。こんなのは私にしてみれば、時限爆弾を入間公民館にしたぞというふうに言ったら、それも頭に入れて対応しなくちゃいけない、役場にもそうです。私らここに人が倒れているぞとか、そういう情報があったら、ちゃんと対応しなくちゃいけないじゃないですか。誰が責任取るんですか、情報与えられた私らは。それを、リスク管理の問題だと思いますけれども、それをある、そういった前提で、そういう可能性もあるという前提で行政の政策を打つ、あるいは業務の執行及び優先順位を上げて行う、これは当然のことじゃないですか。いろんな情報を西川町、皆さん、いただきます。その情報を総合的に勘案して行政を行う、これが大事なのかなと思っています。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 非常に残念です。町長は利他という言葉掲げています。他人の幸せのために頑張って生きようということです。ですから、間違ったら誤りは訂正するということは最低の道だと思うわけです。ですから、ぜひ。

質問3に移ります。ちょっと時間ありませんので。

この事業の財源は、国と県の物価高騰支援地方交付金ですが、物価高騰で苦しんでいる町民にとってはどのような効果があったと考えますか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 今のお話は、あれですか、国と県の物価高騰対策地方交付金の話でよろしいですか。分かりました。

では、国の物価高騰対策交付金の話で、町民支援に何を行ったのかというようなご質問がありましたので、回答させていただきます。

まず、1つ目は、2次交通対策です。こちらです、2次交通対策。こちらは、令和4年度の議会の政策提案で、月山ライナーの路線拡充の提言がありました。こちらに基づいて、2次交通対策100万円を拠出しております。

続いて、2つ目は、町立病院です、町立病院。こちらは900万円、電気代の高騰費として、町立病院維持のために、これもまさしく町民の皆様のためだと思っております。使わせてい

いただきました。

続いて、生涯学習施設あいべなどの件でございますけれども、以前、令和5年9月の議会で佐藤光康議員からいただいて、これもやらなくちゃなと考えたのを記憶しております。生涯学習団体へのあいべの使用料の無料化をご要望されました。今、まさにこれをしたいんですけれども、そういう段階ではなくて、電気代の高騰に伴い210万円をこちらに拠出しております。

続いて、町民の皆様が使っておられます水道料金、上下水道の水道料金でございます。こちらのほうは280万円、今、上下水道の会計は2億円町は赤字です。本来であれば、西川町人口減少が少なくなってきた、本来であればほかの町のように水道料金を上げざるを得ない状況です。しかしながら、西川町はうまくそこに優先して、人口が少なくなって利用者が少なくなっても水道料金は維持しています。こちらにも使わせていただきました、280万円です。

続いて、低所得者世帯給付金、こちらは545世帯に対して昨年7月から11月までの間、1世帯3万円を支出しました。1,600万です。

続いて、同じように低所得者世帯給付金496世帯ございました。こちらは7万円を支出しております。3,500万、2月から4月までしっかりこちらも対応させていただきました。

また、今、いらっしゃらないですけれども、おととしの議会で伊藤哲治議員からご要望ありました高校生の就学支援、交通費、町外の方に対して、町外に通う通学支援として1人当たり10万円を支給しております。こちらは額が多くて1,100万円を若い世帯の方にお渡ししております。

続きまして、高齢者のほうです。除雪支援、こちらも佐藤大議員や佐藤光康議員、佐藤耕二議員から令和5年の定例会でご質問いただきました。この要望をしっかり受け止めて、高齢者の支援に充てております。

続いて、保育園支援、こちらは保育園支援と小中学校の支援600万円を支出、そろそろやめたほうがいいですか、分かりました、ちょっと待ってください、高齢者の話、もう一個。高齢者の、ごめんなさい、どこまで行きましたっけ。

保育園支援の電気代は600万円支出させていただきました。また、高齢者見守り移動、この前、番組にもなりましたが、移動販売支援、こちらのほうも後藤一夫議員からありましたので、私らしっかり対応させていただきました。3業者150万円支出しております。

また、デマンドタクシーへの支援、こちらのほうもさせて、90万円デマンドタクシーさせていただいています。

ほかにキャッシュレスの部分が2,300万円、合計1億800万円を私ら支援として充てさせていただきました。

以上、11項目、今、申し上げた11項目中10か目が町民の皆様に対して効果があった事業かなと思っております。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） キャッシュレス還元事業がどんなふうに町民に役立ったのか、そういう目的もあったと、さっき町長言われましたので、そのことでちょっと質問いたします。

特に去年は、1982年以来の41年ぶりの物価高騰があったという年でした。それで、物価高騰対策のお金が国や県から入ってきたと。朝日町は5,000円の商品券を配ったり、大江町も配った。そのキャッシュレス還元事業に町は3,000万の予算を組んで使いました。町民の方にどのように使われたのかということです。

商工会のアンケートさっきありましたけれども、そこにも大分出てきます。「町民に還元されるはずの補助金がほとんど町外の人に使われた」「または町外の知人から、家族で西川町から15万円くらいもらいましたと感謝された」とか、それから「急に店内のレジが込み出して、キャッシュレスも分からず使えずのお年寄りが並んで現金で支払う姿に胸が痛みました」ということも商工会アンケートに出ていました。

どのくらい町民がこのキャッシュレス還元事業を使ったのかということで、多分もう時間ないので、入間区で聞いてみました。今、入間区で世帯が今47世帯あります。高齢者だけの世帯65歳以上の高齢者だけで暮らしている世帯がどのくらい使われたのかということになると思います。47世帯中、入間では高齢者世帯は22世帯あります。その中で、利用した方は9世帯、利用しなかった世帯は13世帯、ですから全世帯の30%ぐらいになります。ですから入間地区で世帯と考えて、今回のキャッシュレス還元事業を使っていなかったところが大体30%ぐらいあると思われます。

いろんな意見を聞きました。悔しいと、ほかの町の人たちが私たちに来ているお金を使っているなんて許せないという声もありました。あと、やろうとしたけれども、説明会に行ったらスマホが古くて駄目だったという声もありました。あと、利用していない方、ある販売店に行ったら、駐車場に車がいっぱいあって交通整理していて、もう入れなかったと。庄内ナンバーもあったと。地元が恩恵を受けられないのはおかしいと言っていました。それから、る方、今さらPay Payなんてやりたくない、5,000円の商品券のほうがよかったという声がありました。それからある方は、町民みんなが助かるような施策をやってほしいとい

うこと言われていました。

町長は、よく誰一人取り残さないと言われます。本当にいい言葉だと思います。これからの施策でぜひ誰一人取り残さないようにお願いしたいということでもあります。もう時間もありませんので、次の質問にいきます。ごめんなさい。

今年の7月、町から入間地区に、旧入間小学校体育館、グラウンドを事業者売却したいという話がありました。話では、質問1はもう時間ないので、ある事業者さんに売りたいということありました。

質問2です。入間地区はホタルの里で頑張っています。6月30日、ホタル鑑賞コースオープニングイベントとして、町の地域づくり支援金を頂いて、旧入間小学校グラウンドでスカイランタン飛ばしを行うことになっています。町長も来てくださることになっています。それから、旧入間小学校は春祭り、夏のビアガーデン、区民が集まる場所でした。昨日はツール・ド・さくらんぼで旧入間小学校がエイドになりまして、野菜汁を提供しまして、本当に皆さんから喜ばれました。旧入間小学校グラウンドがなくなりますと、公民館だけでやるというのは非常に駐車場も狭くて、こういう取組は非常に困難になってきます。現在、入間地区は公民館などにイベントなどを移すためにどうしようかと悩んでいます。ぜひ公民館の改装、増築、駐車場の増設などをぜひ売却のときに、ぜひしっかりと町が交渉していただきたい。いかがでしょうか、町長。

○菅野議長 これってあれですか、1から3まで全部まとめて。

増築、改築というのは質問もないんだけど。

〔発言する者あり〕

○菅野議長 じゃ、質問3について、町長お願いします。

時間32分までになりますので、あと時間ないんですけども。

じゃ、3について。

○菅野町長 ありがとうございます。

ぜひせっかく入間区の皆さんもいらっしゃっているんで、時間配分をうまくしていただいで、私らは答弁の言われたことをお答えしているだけでございますので、ぜひちょっともう一回ご質問されたいのではないかなというふうに、今もう時間ないので申し上げます。

先般、入間のちょっと前提条件が飛ばされて質問されているんで、何のことかよく分からないと思いますけれども、一応答弁とすると、入間区の皆様お越しいただきまして本当にありがとうございました。役員の皆様と関係課長と共にお話しさせていただきました。進出さ

れる企業の方は、事業計画、整備計画が分かり次第、相手の了解を得て共有をすることにしております。先週もいろいろ事業者の方とお話をさせていただきました。

私は、1つだけ事業者の方にお約束したのは、決算書見せてくださいというふうに申し上げました。私は金融庁、議長もそうかもしれませんが、私も金融庁の職員でいましたけれども、過去3年分の決算書と損益計算書と貸借対照表、そしてキャッシュフロー計算書を見ると、大体正常先債権なのか、その他要注意債権なのか、要管理債権なのか、破綻懸念先債権なのか、実質破綻先債権なのか、破綻先債権なのか、そんなところを見る勉強を、仕事をしてまいりました。ですので、しっかりそこは経営が悪くならないように、入間の皆様が心配にならないように、私も責任を持って決算書を見ていかななくてはいけないなということをお約束いたします。

また、体育館がほかの機能を、できれば公民館のほうに充てたいということでもよろしかったと思いますけれども、ですのでそのために、例えば畳敷きだった、すみません、ご要望いただいているのが、説明会を実施してほしいというのはもちろんそれは随時させていただきます。売却するときに区の意見も入れてほしいというのはもちろん要望を、いただいた要望をさせていただきますと。また、体育館が使えなく、これは町に対してですけれども、体育館が使えなくなるので、機能拡充の支援をしてほしいということでございますので、例えば大広間のフローリングとか、ミニデイでも使えるように、また入間の夏祭りとか春祭りでカラオケなどもされております。そのカラオケも区民が集約できる範囲内でいろいろ椅子を買ったりとか、もしくは増設とかもしなくてはいけないかもしれません。そういったことを、今、私ら想定して緊急防災減災事業債、こういうのを発行して建てたりすると、公民館の事業というのは基本的に町の持ち出しで行わなくちゃいけないところを、緊急施設ですというふうにさせていただいて、入間の機能の、公民館の機能をしっかり、まずお金のことは気にしないで要望を言ってくださいというようなことを申し上げて、その中で、その事業債に合うもの合わないものというのがあると思います。そういったところを、町の財源があまり毀損することなく実施していきたいと思っております。

繰り返しになりますけれども、これめちゃくちゃ1番と2番を入間の区民の皆様に真摯に対応したいと思って、職員みんな頑張ってこれ書いているんです。職員みんな頑張って書いているんです。これを質問されないというのは、私ら事業者にも行って職員かわいそうです、事業者のほうに行ってこのホテルの件どうですかとか、入間の体育館の現地調査して、この絵をどうしよう、あの絵をどうしよう、小学校の記録が書いてあるこの大切なものをどうし

ようとか、そういうことを考えながら現地調査もして、事業者にも伺って対話を数回して、よしこれで入間の皆様や地元の光康議員に回答しようと思って用意したので、ぜひこれもう一回ちゃんとお話を一般質問でしてほしいなと思っています。これはちょっと入間の方々に私はもっと説明したいんです、本当は。ちょっといささか申し訳ないというふうに私は思っています。

○菅野議長 光康議員、時間になりました。

○6番（佐藤光康議員） 前向きな答弁、本当にありがとうございました。質問終わります。

○菅野議長 以上で、6番、佐藤光康議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 大 泉 奈 美 議 員

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

〔7番 大泉奈美議員 質問席へ移動〕

○7番（大泉奈美議員） 7番、大泉奈美です。よろしくお願いします。

今日は、西川町制施行70周年を迎え今後の事業はということについて質問を行います。

質問に入る前にですが、昨日の一般会計補正予算の説明にありましたように、带状疱疹ワクチン接種の補助について、補正予算に上程をしていただきまして、大変感謝を申し上げます。ここで上がってこなかったら、次の手は何かというふうに実は考えるぐらい、これは本当にありがたく思っているところでございます。補正予算でもありますが、今後どのように町民に方に周知していただけるかということもございますが、担当課長とお話をしながらやっていきたいというふうに思っているところです。

さらに、加えますれば、前回も申し上げましたけれども、带状疱疹ワクチン、財政規模の小さい市町村ではなかなかこういった予算化できないと思います。引き続き、国への要望を重ねてお願いしたいということでございますので、よろしくお願いします。

それでは、質問に入りますけれども、本町は、昭和29年10月1日に、西山村、川土居村、本道寺村、大井沢村の4か村が合併し、西川町が誕生しました。町にとって、町民にとっても、時代の移り変わりとともに激動の70年であったと考えます。記念事業につきまして、次の質問をします。

質問の1番です。

4月28日に、春の消防団の春季消防演習と同日、陸上自衛隊音楽隊の演奏会が行われました。令和6年度西川町行事日程表によれば7月27日に記念事業、10月1日には記念式典が予定されています。具体的にはどのような内容で行われるか、お聞きをします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 今、大泉奈美議員からご質問いただきました町制施行70周年事業について、今ある情報を、方針をお知らせさせていただきます。

西川町は、町制施行70周年を迎えまして、7月27日に花火大会を平成16年以来、20年ぶりに開催したいと考えております。なぜ花火大会なのかということを申し上げます。これまで4回わたって総合計画、町の中期計画をつくるために120名の町民の皆様が4回にわたってワークショップ、いろんな対話会をさせていただきました。付箋紙でやりたいことというのをいっぱい書いていただきました。ありがとうございます。この付箋を集計させていただきました。そうしたところ、一番多かったのは花火大会でございます。平成16年に終わりました花火大会、このメモを見ますと、あの頃の西川町はもっと人がいて住みやすかった。こんな店もあって、子どもたちがたくさんいた。あの頃をもう一度思い出したいというような、少し年代の高めの方の意見が多くございました。

花火大会だけではなく、日中はキッチンカーを出店するほか、西川町の伝統芸能の発表会、文化祭もありますので、小規模な発表会になりますけれども、そういったことや、また、国のお金も取れましたので、そこで頂いたお金で山形交響楽団による公演会などのイベント開催を企画しておりますので、ぜひお楽しみいただければと思います。

また、記念式典の開催日については、10月1日に町制施行を迎えますが、10月1日が火曜日、平日なものですから、こういった開催は決まり次第、お知らせしたいと思っております。

できれば、文化祭の日に合わせて11月に一緒に開催したりとか、そんなことも考えておりますが、いずれにしても、芸文協や対話会を開催していきたいと考えております。

10月の秋の式典では、町にゆかりのある著名人をお招きして、ゲスト講演などをいただきたいなと思っております。

7月27日土曜日のイベントについては、現在実行委員会や町有志による企画実行組織の立ち上げをこれから行うところでございます。議会が一段落しましたら、企画全体の関係者や地区の皆様にお声がけをさせていただきたいと思っております。

また、花火大会、たくさんお金かかるだろうというふうにご心配されるかもしれませんが、職員が、観光課の職員も頑張って取りました。財源は観光庁や内閣官房のデジタル田園国家構想実現会議事務局の交付金を使わせていただきます。内藤副町長も頑張りました。

このほか、連携先である町外の事業者様から、企業版のふるさと納税を見込んでおります。こちら山形県で1番取りました。2位山形市。こちらのお金も使っていきたい。また、協賛金なども頂ければなど。町内企業からの協賛金も集めていきたいと思っております。いずれにしても、町が予算化する部分に関しては、今議会の定例会の補正予算に盛り込んでおります。なお、町民の皆様や西川ファンの皆様には、6月中旬以降、イベントの詳細をお知らせしていく予定でございます。

第7次総合計画では、町と共に町民の結束を促し、町民のシビックプライド、これは郷土への誇りです、を高め、人と人をつなぎ西川ファンも町民の皆様も元気である記念事業をするということを具体的に掲げております。

さらに申し上げますと、6月30日には、場所の関係でございますけれども、6月30日には間沢地域に新たなにぎわい創出拠点T R A Sがオープンします。もう7月末となると、イベントの開催までは2か月余りですが、弱となりますが、準備期間も少なくなってきましたので、近隣住民の皆様、地権者の皆様と話し合っていこうと思っております。今のところ、花火などは、イベントは月山湖のほうではなく、間沢海味辺りの川を考えております。これは、今、月山湖で本当は開催したかったんですけども、カヌーセンターの工事を今まさにしておりますので、ここはちょっと集客が難しいということでしたので、あいべ、T R A S周辺を中心に開催していきたいと考えております。ぜひ町民の皆様にもご協力をいただきたいなと思っております。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） 今、町長のほうから説明がありまして、花火の場所が間沢海味地区

であると。花火といえば月山湖と私もそうやって育ってきましたので、あ、月山湖残念というふうに思いました。しかしながら、しょうがないというふうに、みんな町民もしょうがない、しょうがないなって思っていたらというふうに思うところです。

実行委員会はこれから立ち上げるということで、具体的には間沢海味、実は陸上自衛隊のときもそうでしたが、やっぱり駐車場に非常に困りました。どこに止めたらいいか。あとは、シャトルバス出していただいたんですけれども、これもちょっと直前の対応ということで、高齢者といいますか、免許返納した方に聞くと、「行くかや、何するや、でもあそこ何するや」って、いろいろすごいみんな迷っていた話は聞きますので、ぜひイベントをするならアクセス、これをしっかりと考えていただきたいというふうに思います。

あとは、イベントの時間といいますか、高齢者は夜はなかなか出らんねなという人もいるかと思いますが、日中に山形交響楽団のこともあるというふうには、今のところ、あとは伝統芸能の発表会とか、そういった発表会もあるということで、7月末ですから本当忙しいかとは思いますが、実行委員会の方に頑張ってくださいまして、ちょっと早めにお知らせをしていただきたいというふうに思うところです。

あとは、10月1日は火曜日だということで記念式典は予定されていない、予定ちょっとできないかなというお話もあって、ただ、誕生日と同じでその日じゃないと町できた日じゃないんじゃないのというご意見もあるかなというふうに思いますので、その辺については、記念日というのは、わざわざ声に出して今日は施行70周年記念だということがないと、ただの10月1日になってしまうというふうに思いますので、これちょっと課長ともお話しして、今、思いつきですが、入間で30日、ランタンを飛ばしますけれども、夜グラウンド辺りでランタンがぼうっと上がって、祈願とかお願いとか書いたのがぼんぼん上がれば、あ、10月1日、前も私、花火のときに質問言ったことあるんですけれども、いつも皆さん、下向いて生活していますよね。パソコンなり書類なり、上を見るってなかなかない。花火も上を見る、ランタンも上を見る。だから上を見て、ああ、いいなというこの感情がちょっと大事なかなというふうに思いますので、10月1日もちょっと何かイベントまではいかなくても、メッセージをタブレットで配信するとか、そんなことを考えていただけたらいいかなというふうに思うところです。

あとは、これも関連しているんですが、6月7日、町の駅伝大会について公民館長の対話会がされております。これも70回記念ということで、つまりは今年については何かやるなら70回記念とか、70回記念から予算を出せば70回記念って入れられるかとは思いますが、

も、ぜひ駅伝大会ももう70回、70、70を連発して、10月1日に向けその後の式典に向けて持っていていただければ、皆さん、ああ、70年だということになると思いますので、ちょっと通告にはないご意見ですけれども、こんな参考にしてはいかがということについて、ちょっと課長のご意見をお伺いしたいと思います。

○菅野議長 あれですか、大泉議員聞きます。駅伝のことですか。式典のこと、どちらでいいでしょうか。

○7番（大泉奈美議員） 70周年記念に関連してという意味で申し上げたところで、式典もなんですけれども、こういった駅伝大会も町が始まったときに記念の大会として第1回目が始まっているということもありまして、そういったことで、70という数字を意識させていただくと、みんな、ああ、町合併して70年になったんだなというふうに意識させるというふうに、ちょっと思ったところで、ちょっと……

〔発言する者あり〕

○7番（大泉奈美議員） じゃ、式典は式典で別だと思いますし、駅伝は駅伝でまなぶ課の担当になると思いますけれども、ぜひ進めていただきたいと思うことでお伺いします。

○菅野議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

ご質問の最初は大泉議員のほうから、4月28日に陸上自衛隊音楽隊の演奏会が行われたということでご発言がありました。取り上げていただいたことに感謝を申し上げますとともに、その演奏会においても町制施行70周年記念演奏会というようなことで、まさしく今、議員からご指摘ありましたように、町民の皆様方にも、春先から今年は町制施行70周年だというようなことを少しずつご認識いただけるように冠といいますか、それを付して演奏会を行わせていただいたと。これは昨年来、消防団関係者等々と町のほうの対話、話合いで進めてまいったというようなことで、そういった意識づけを行わせていただいて本年度がスタートしたところでございます。

先ほど具体的に、今度は10月1日を現在は予定しておりますけれども、11月の文化祭、そういった時期に合わせてと、町長のほうからは含めて検討を進めていくということで話し合った式典でございますけれども、当然誕生日だというようなことで、具体的にはメッセージをタブレットで配信するなり、今日は本当のいいですか、誕生日なんだよと、70歳だというようなことを、それこそ町民各位のほうに伝わるような方法というのは必要があるというふうにも考えておりますので、今後、先ほどの答弁のとおり、協議の中で検討を進めてまい

考えでありますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上、式典等については私のほうからは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○菅野議長 それでは、駅伝関係に関しては安達まなぶ課長お願いしたいです。

○安達まなぶ課長 駅伝のことにつきまして、ご質問ありがとうございます。

先日、対話会を行いまして、公民館の役員の方々でお話をしたときには、70周年記念の大会だというような意識を持つての対話会ではございませんでしたけれども、今後、貴重なご意見いただきましたので、そのような方向で進めるかどうか皆さんで協議して進めてまいります。ありがとうございます。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） 急な質問に答えていただきましてありがとうございます

ぜひこういった事業、大事だなというふうに、各年代にわたって大事だなというふうに思いますので、これから実行委員会が立ち上げて進めていかれるかと思いますが、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

続きまして、質問の2番になります。

町のホームページで西川町制施行60周年記念誌を見ることができます。表紙の写真を見れば、当時保育園に通っていた子どもたちも今では小学生高学年になり、中学生、高校生になり、大きく成長しています。高齢者福祉政策の観点からも、生活や町の動きなど振り返りによって話題の提供、認知症予防って何につながるんだなんていうふうに思うかもしれませんが、なると考えることから記念誌の作成をしてはいかがだと思います。記念誌って紙じゃなくてデータというか、今、タブレットがありますから、その配信、あとは町のホームページ、そういったことで作成してはと思いますが、見解をお聞きいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問ありがとうございます。

私も小学生のときには、町報で自分の名前が、一応ハードルとか、100メートルは早かったものですから、載るとすごうれしかったなというふうに、すぐばあちゃんに報告しに行ったなというのを思い出します。

今、申し上げたとおり、小学校、中学校で成長していったときに、振り返って西川町でこんなことをしていたなというようなことを残すことということは大切なことだと思っております。

ちなみに10年前の60周年誌、これは紙で発行したんですけれども、3,000部を全世帯にお

配りをさせていただきました。町内の公的公共施設の配布やホームページなども行っております。大泉奈美議員からと指摘のとおり、町制70周年を記念して、これまでの町の動きを振り返るというのは意義深い必要なことだと思っております。第7次総合計画に記載しているとおり、シビックプライド、地域の誇りを感じることを高める意味でも大切なことだと思っております。

一方、先ほどご指摘のあったとおり、本町では全世帯にタブレットの配付を行っております。このほか、町の強みとすると、タブレットのほかに映像作成を得意とする地域おこし協力隊を配置が任用職員として町にいらっしゃいます。こういった西川町が持つ強み、経営資源、こちらをしっかりと使っていききたいなと思います。具体的にご指摘いただいて、庁内で検討させていただいた結果、町からお知らせのイベントや情報配信をタブレットでは行っていますので、これをぜひ使いたいなと思っています。地域おこし協力隊は、映像を町民の皆様を主役にした年表も当然そうなんですけれども、そちらの資料も映したり、あと町民の皆様がこのとき何をしていたかとか、例えばこの日にこれが閉まってしまったとか、ここがオープンというか開業したなというときに、その人の話を時間短くですけれどもお話を聞いたり、こんなことを考えております。

以上のように、10年前とは、町の経営資源、強みというのが違ってきていると思いますので、必ず紙というわけではなくて映像のほうでもご紹介できるような企画を考えていきたいなと思います。制作する映像に議員の方から、もしご提案ありました園児であった子どもたちの成長を感じられるものとか、西川の風景の移り変わりが分かるような、こんなことは誠に必要だと思っています。なので、何か、例えばこれで西川町70周年おめでとうとか、そんなメッセージを町民の皆様から、入間の皆様、大井沢の皆様とか、前婦人会だった皆様とか、そんな感じで皆様が、ああ、あのときこんなに若かったんだみたいなお話になればいいなと思っています。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） ありがとうございます。

町長がおっしゃったように、今やもうタブレットもなんですけど、強みの映像作成ということで、段々とかこういったものがないかなというふうに思っています。実は、60周年記念誌を見ることができますということで、このタブレットで私もずっと実は見ました、改めて見ました。正直言いまして、紙はありませんでした。ですので、紙、冊子にさせていただいたんですけれども、やっぱりどこかしまっちゃったとか、そういった感じになるとは思いますけれど

も、こうやって映像で見ますと、ああ、そうだ、そうだというふうになると思いますので、やはりタブレットとか映像とか、そういった形で残して、あと、どこ見るのやって分からないときには教えていただければいいと思いますし、先ほど認知症予防と言いましたけれども、これを例えばミニデイのクイズ、はい、じゃじゃんって、昭和30年11月にはどんな事業がありましたかとか、昭和30年11月は第1回町駅伝マラソン大会が行われましたとか、昭和48年には何がありましたらって言ったら、2択でもいいんですけれども、役場本庁舎が建設されております。そういつてこれに関わった人たちはちょっと忘れていたとしても、ちょっとそこで話題性ができて、いろんな部分で婦人会もそうですけれども、女性の部分、男性の部分もありますけれども、こういった簡単なクイズ形式にすると、みんな脳がちょっと活性化されるのではないかなどとちょっと勝手に考えているわけです。

でも、これはやはり映像の中で、みんなこれから先のは分からないけれども昔のことは覚えていてという言葉よく聞きますので、ぜひこういった形でも使えるような記念誌といいますか、これはデジタルでも結構ですのでつくっていただきたい。町長もつくっていく方向であるということですので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

今回、最後になりますけれども、70周年記念について質問をいたしました、事業について。私、今回70周年記念ということを考え、60周年の記念誌を見たときに、やはりよく言われるのは、植物の丈に例えるならば、竹は節があるから強風に耐えながらもしなやかに成長すると言われます。その強固な節は、70周年の実はイベントではなくて、第7次総合計画にあると思います。先輩たちも、町が始まってから1次からずっと10年ごとにしっかりと計画を立てながら町の運営に当たってきてくださったかなというふうに思います。

菅野町長になりまして、新しく第7次総合計画、町はこの計画に沿って政策を行っていかれます。どこがどの世代に向けているのか、文章を見ただけではちょっと分からないという部分はあると思います。それを踏まえまして、私たちも町民と一緒に、何が困っていることなのかやって聞いたときに、あ、町の7次総合計画のここなら当てはまるんじゃないかと。これは町にお願いをしようという形で町民と一緒に解決に向け、役割を果たしていきたいなというふうに思っているところです。

今も町民の方からいろいろと私たちも宿題をいただいております。専門性がある宿題もあります。いろいろと人に聞きながら、勉強しながら、糸口を探しながら方向性を見つけていきたいなというふうに思っております。住んでいてよかったと思えるまちづくりのために役割を果たしていきたいと思ひます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○菅野議長 以上で、7番、大泉奈美議員の一般質問を終わります。

◇ 古 澤 俊 一 議 員

○菅野議長 続いて、9番、古澤俊一議員。

〔9番 古澤俊一議員 質問席へ移動〕

○9番（古澤俊一議員） 座高が低くて、座ると皆さんから見えないような形になりますけれども、9番、古澤でございます。

今回は、空き家対策について質問させていただきます。

今年の冬は、大変異例の雪が少ないということで、雪による住宅の災害もほとんどなく、一般の町民にとっては過ごしやすい冬を過ごされたと思います。

しかし、全ての建造物の経年劣化は避けられません。今後も自然環境のすばらしい町で住み続けられることや、多くの方々が来町されていることで質問をいたします。

町の空き家調査においては、172戸となっております。この調査項目の中で、老朽化、危険度のランクで4段階に分類されておりますが、その分類の中で、私の判断では、幾らか手を加えれば住める範疇に89戸あるように見受けられます。この調査を鑑みて、空き家バンク登録数がその割には少ないことをどのように考えられているのか、まずお聞きいたします。お願いします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 ご質問いただきましてありがとうございます。

空き家はたくさんあります。この状況を踏まえて、空き家バンクの登録数が少ないんじゃないかというようなご意見をご質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、そうですね、少ないというのはいいことなのか悪いことなのかということなんですが、3年前、私がここにいる前は、なかなか売れなかったよと。登録数も少なかったよということをお聞きしてまいりましたけれども、今はそんなことなく、むしろ提供いただく空き家が少ないからです。それは実績もあるからです。そのあたりも少しご説明をさせていただければなと思っております。

まず、議員おっしゃったとおり、空き家が172件という調査結果がございます。令和3年12月に実施した調査結果でございます。空き家172件でございます。うち、改修可能な損傷である空き家、ちょっと直せば使えるよというような空き家は172件中89件でございます。これは、何としてもぜひ空き家バンクに登録していただきたいなと思って、昨年度、区の役員の皆様に大変ご協力いただきまして、空き家バンクの掘り起こしをしていただきまして、登録をしようというような活動をしております。今、まさに空き家バンク少ないんで登録してもらおうということを区の役員の皆様にご協力いただいて頑張っているということでございます。

続いて、じゃ、今まではどうだったのということでございます。第7次総合計画目標では、令和12年までに活用できる空き家バンク登録数は、新規登録で20戸、令和12年、もう6年後だと思うんですけども、6年後までに20戸登録しましょうねというような目標を設定してまいりました。そして、空き家バンクの売買、賃貸が成立するのが、令和12年までに全部で41戸あればいいねというような目標設定をしました。ですので、繰り返しになりますと、令和12年度までに、6年後までに空き家バンクは20戸やろうね、売るほうは41戸頑張ろうねというような数字でございます。

まず、空き家バンク登録数20戸目標にしているものでございます。令和5年の新規登録数は、令和5年度は7戸、今年度、令和6年度はまだ数か月しかたっておりませんけれども、4戸ご登録をいただきました。2年間で11戸も登録をさせていただきました。20戸目標に、6年間で20戸ということに対して、もう2年間で11戸できたわけです。順調に登録のほうはうまくいっているかなと思っております。

空き家バンクの登録を通じた、今度売買です、売買、どれぐらい売れたんだろう、賃貸に至ったんだろうという数字は、2年間で25戸でございます。6年間で41戸活用できるように空き家をしていこうねというような目標に対して、2年間でもう25戸、半分以上がうまくいっているなということでございます。

なお、商談中、今、ちょっと交渉をしている案件は4戸ございます。このことから申し上げますと、目標値に対しては順調にうまくいっているなと思っております。

ご質問にあった、空き家バンクの登録数が少ないよというような、今ある空き家バンクが少ないよということは、必ずしも悪い状態ではなくて、今、申し上げたとおり、もともとあった空き家に対して11戸登録しました、11戸登録してもうそれ以上の25戸がもう使われるようになりましたというような、今までにない流れできているのかなと思っております。この

調子で西川町は頑張ろうというふうにも思うわけですが、現場を見ますと、これがやっぱり何ですか、仏壇もあるわけですし、畑などもあるわけです。もう町内にいないという方であっても、この住宅には思い出があるんだとか、そういった心の問題もあって、これは丁寧に対応しなくてははいけません。勝手に町が登録するわけにはいきませんので。

大体1件当たり契約が成立するまでに交渉する時間というのは、70時間ほどかかると、1件登録をしてもらって売れるというまでに70時間、職員の勤務時間10日分を1戸売買するのに使っちゃうわけです。そうすると、町の全体としては、ばんばん今のうち空き家登録頑張ろうというふうには、西川町の職員のマンパワーからすると、今、1人か2人を当てるのが西川町として精いっぱいな状況であることをご理解いただければと思います。

なお、1つだけ解決策、もうちょっと楽に解決するような方法を、今、私らは考えております。私も金融庁出身ですけれども、内藤副町長も内閣府の政策が詳しいのでございます。例えば、空き家改修に当たって、まちづくりファンドの造成資金というのを、国土交通省の補助金を得て行うこともできると思っています。しかし、このエリアの空き家を直すためには、町として優先順位高い、例えば海味のうなぎ湯から山竹さんの辺りまでのあの辺りをしたいというふうに、例えばそうやって指定すると、このファンドをつくって、ああ、じゃこの辺りなら売れそうだねと。だったらこれぐらい数千万の資金を金融機関も出すし、国交省からもお金も出して、それで売買をする障壁、どれぐらい直すのにお金かかるんだろう、そのお金の補助をこのファンドで出していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○菅野議長 9番、古澤俊一議員。

○9番（古澤俊一議員） ありがとうございます。

先月半ば、町長とちょっとお聞きしたところでは、4戸ということであったわけですが、よく本年になって4戸が増えたという分で、てっきり4戸だとばかり思っておりました。そういう中で、私の通告も5月24日、そしてまた、その後5月30日にタブレットによって眠っている空き家ありませんかなどの空き家バンク登録を促す発信もあり、そのようなことで空き家バンク登録数も徐々に増えてくるのではないかなと思って、大変よい傾向ではあると思っています。

私は、とにかく空き家が出るのはもう仕方がないと思っています。空き家が増える状況は様々でございまして、先ほど町長も申されておりますけれども、私の場合は親が亡くなり、相続された家屋等の物件、そしてまた、別の場所に世帯主が建築し住まわれたり、既存の住

宅を買い求めてまた別の場所に住まわれる。そんな中で、元の家が残されていることもございます。また、もう一つの理由においては、その中で、空き家バンクに登録しない、したくないことの理由には、長年住み慣れた住居には思い入れ、愛着があります。そしてまた、たまには泊まったりもしたいということもございます。そのほかに、また、今までの生活環境を他人に見られたくないということもございまして、なかなか空き屋バンク登録を控えていると聞いてもおります。

そのような中でありますけれども、次第に利用できなくなる、機会が少なくなりますと、経年劣化が進み住居として利用できない状況になってしまいます。今、これ以上悪化するような問題になると、多くの方々を迎える事業を多く行っている西川町として、今後の元気な町の運営、維持に大変心配されるところであります。

このような現状を打破していくには、私も含め、高齢世帯、核家族世帯が多い中、誰もがそうした状況、立場に遭うことも考えられますので、ぜひ事前に家族間や親戚などで話し合っておく必要があると思います。中には、手をつけられなくなった場合とか、相続がされないなど、ほかに相続放棄なども出てきているようなこともお聞きします。そのようなことが多くなると、結果、町でも多大なお金の放出以外に多大な影響は避けられなくなることと考えられますので、空き家放置などの状況が増えないように、起こらないように、皆さんに定期的に広報などでお知らせしておく必要もあると思いますが、お伺いしたいと思います。

○菅野議長 答弁は佐藤つなぐ課長。

○佐藤つなぐ課長 ただいまの古澤議員の質問に答えさせていただきます。

今、町長からも説明させていただきましたけれども、空き家バンクの登録につきましては、あくまでもその所有者の方、使っていただきたいというようなご意思に基づいての制度でございます。それについてはご理解のほどお願いしたいところでございますけれども、先ほどそういった空き家バンクに泊まりたいとか、まだ使用したい、そういったおうちも多々あるとはお伺いしておりますし、そういった方々、これから家族の方とこの家をどうしていこうか、そういったことを考えていただくためのきっかけづくりとして、今年度から健康福祉課さんのほうでミニデイとか、あとはお茶のみ会、高齢者の対話会とか、各地区において積極的に行っていただく事業がこれから増えていくと思います。そういった事業に、こういった空き家の制度、対話会というか説明、事業の説明などさせていただきながら、ご家族間のほうで、今現在あるあまり使っていない実家、そういったところとか、考えていただけるきっかけづくりを行いながら、あと先ほど議員のほうからもありましたけれども、町のタブレッ

ト、そういったもので情報は発信させて、いろんなところで情報は発信させていただきながら、家族間で、あと地域の方々のご協力も必要だと思いますので、地域の方々にもそういった情報を知っていただきながら、みんなで解決してく時間取っていただければと思います。

こちらのほうでは、まず先ほど順調に空き家バンクの登録はされている状況ですので、今後ともご協力のほど、お願いしたいところでございます。ちょっと拙い説明ですみません。

以上でございます。

○菅野議長 9番、古澤俊一議員。

○9番（古澤俊一議員） 拙い説明など、わざわざ言わなくても結構、大丈夫です。

ありがとうございます。いろいろ説明を行っておられるということでございます。本当に、これから何度も申し上げますけれども、やはり空き家等々において、景観と危険等々も重なって、本当に手をつけられなくなる、先ほど申したように、町運営に対しては大変重荷になるということでございます。回数を増やして未然に防ぐ、本当にこれは私は本当に将来のために大変心配される一番大事なことだと思っておりますので、今後とも、うるさいほど広報等々においてもやっておくべきだと思います。個人の所有物ということで、町がどうのこうのと結構言えるような立場であろうと思いますけれども、なかなか踏み込めないというものでございまして、今、172戸、町にあるという中でありますけれども、この所有者の方の所在等々においての連絡などまで判明されているのかだけ、まずはお聞きいたします。

○菅野議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

172戸、所有者、連絡先等については、私どものほうで把握しているという状況にあります。よろしくご理解ください。

以上です。

○菅野議長 9番、古澤俊一議員。

○9番（古澤俊一議員） 判明をしているという中で、所有者の方と連絡までは取れるという状況にあるのか、ただ住所分かる云々ではなくて、その方と連絡を取れる状況であるかということをお聞きします。

○菅野議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 再度、申し上げさせていただきます。

把握しておりますので、当然条例等に基づく行政手続の場面では連絡が取れるというふうになります。

以上でございます。

○菅野議長 9番、古澤俊一議員。

○9番（古澤俊一議員） 判明しているということで、大変いいことであると思います。分からないということにおけば、本当に大変なことになるなと思います。

様々、個人情報保護法などもあって、なかなか個人、権利、利益などの侵害に当たってしまうか、大変な法律で変に守られ、分からなくなっている方がいる場合は、本当に下手に考えれば逃げ得のようなことに思ってしまうわけでございます。本当にこの情報収集、途中で切れるようなことがないように、まず常日頃、やはり調査していただきたいと思います。

万が一、情報収集等々においては、今後この様々な一部改正等々も出てきて、今まで以上に探る権利等々も出ているようでもございますので、やはり処分していく状況になろうかと、将来は出ても安心だなと思っております。

次の質問に移ります。

質問2、空き家対策特別措置法の一部改正の法律が施行されました。現在、ONSEN・ガストロミーでは多くの方が町内を周遊されました。参加された方や、山菜取りなど、別の機会に町内を巡られたという方から、どうしようもない、管理されず見るに堪えない住宅を目の当たりにして、その近隣、地域内の方に対し、不愉快な思いでいる物件があることを大変心配されておりました。このように町外の方から心配されていることに対して、ご意見をお伺いしたいと思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 古澤議員、ご指摘ありがとうございます。

確かに、来週開催されますONSEN・ガストロノミーは、月岡本道寺地区を中心に月山沢に抜けていくような自然豊かなところと、また、旧六十里越街道を歩いていただきたいと思って開催させていただきました。ご指摘のとおり、本道寺地区にも議員がおっしゃるような空き家は残念ながらありますので、その場所を私らもやっぱり、本当はいい場所なんで通らせたいんですけども、やっぱり空き家もあるので迂回したりして、そうやって工夫をしているところが現状でございます。そのとおりでございます。その上で、空き家の対策をどのようにしていくかということで申し上げます。

空き家対策は全国的に多くの自治体が課題であると考えています。本町では、令和4年に観光で訪れていただいた方から、月山志津温泉の廃屋、2年前までありました。そちらの廃屋が景観が悪いということでしたので、補助金と企業版のふるさと納税を活用しましてなく

したりさせていただきました。

あと、観光の方が一番西川町いらっしゃるのが姥沢駐車場でございます。一番のところに、月山に行こうとすると2軒廃屋がありますというような状況でございました。こちらも同じような手法を使って、観光庁の空き家対策でもらえる補助金というのは国で多分これしかないんじゃないかなというような補助金にチャレンジいただいて獲得することができました。これによりまして、令和5年度からその姥沢の2つの除却を、なくなったということであります。一番人が集まるところになくなったというのは、まず私どもとしてほっとしているところだと思っています。ただ、これは最低限度のお話だと思っております。

空家対策特別措置法については、昨年度改正がなされました。このため、この改正によりまして、所有者の責任の強化のほか、空き家の活用、拡大、管理の確保、特定空家の除却等の3本柱の対応策の強化が示されております。

令和3年度に本町が実施した空き家対策調査、先ほどの件でございます。先ほどの調査によれば、管理不全空き家は76戸、特定空家に準ずる管理がちょっと難しいなというような案件は7戸でございました。これまで西川町においても、空き家等の適正管理に関する条例に基づいて、管理不能不全空き家に対する指導や、空き家の危害を予防するために最低限の措置を行ってはおります。また、適正な空き家管理を呼びかけてもおります。引き続き、管理不全空き家に関しましては、そういった発生の未然防止の広報をしっかりと指導、勧告を行ってまいりたいと考えております。

さらに、令和4年度に空き家を除却、解体するというような方を支援する補助金も創設しております。こちらは、令和4年度と5年度、2年で16件、16件が活用をしていただきました。今年度もこれまで3件の申請があり、少しずつ空き家を壊そうという意識が上がってきたのかなというふうに思います。

○菅野議長 9番、古澤俊一議員。

○9番（古澤俊一議員） ありがとうございます。

本当にこの空き屋解体等々においては、志津、そして姥沢等々に解体してもらって、本当に皆さんから大変喜ばれて、長年の本当に皆さんから問題視されているものを短期間で解体してもらって本当に喜んでおりますし、町の観光にも弾みがつくということでございます。

何度でも申したいと思うわけでございますけれども、西川町は本当に自然環境、景観が大変非常に大事な町でございます。町長も今、申し上げましたとおり、空き家対策特別措置法の中で指導を行ってきたわけでありまして、今回は一部改正等々においては、また周

囲に悪影響を及ぼす、住む目的のない空き家、特定空き家の対策をとにかく進め、管理不全空き家の危険になる建物にならないように、一步手前の空き家を管理していただくという、施しようのない物件を減少させる狙いが目的と言われております。

今、町の調査済み空き家件数の中で、廃屋同然の住めるようにするには多大なお金がかかる物件も把握されておりますけれども、今回改正された法律の下での調査、改めて今年あたり行うのでしょうか。そしてまた、この調査というものに対して、職員だけで行うのか、専門の方も同行していただく考えがあるのかなどもお伺いしたいと思いますけれども、よろしくをお願いします。

○菅野議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

昨年、空き家対策特別措置法が改正されたことの概要につきましては、ただいま町長が答弁の中で申し上げたとおりでございまして、主な改正の柱は、所有者責務の強化というものでございました。この一部改正の施行に伴いましての調査と、こういうことになりますが、空き家に係るポイント、ポイントといえますか、空き家の判断、これらの考え方というのは、従来から何ら変わるものではございません。先ほど来、申し上げておりますように、直近では令和3年の秋に実態調査を実施しておりまして、それらを基に第7次総合計画のほうに、当然7次総合計画の中でも、空き家バンク、そして空き家の危険防止等については注力していくということで掲げてございますので、これらの7年度の総合計画の中間年でもなります8年度あたりの調査というようなことも視野に入れながら、今のところは考えておるところでございます。

特段、議員も冒頭おっしゃられましたように、今年の冬はとりわけ暖冬であったというようなこともございまして、空き家に係る苦情というのは正直申し上げましてございませんでした、冬場は。したがって、そういったことも含めまして、いわゆる危険な管理、危険な状態にあるとか、当然景観もいろいろ思われているところはあるんだと思いますが、議員ご指摘のとおり、そういったことで、暖冬というのは、少雪というのは、空き家のほうの観点からいくと影響がなかったのかなというふうにも考えておるところでございまして、申し上げたような、今後の実態調査ということも考えておるところでございまして、

以上でございます。

○菅野議長 9番、古澤俊一議員。

○9番（古澤俊一議員） 雪が少なかったということで、本当に私もそういった立場の仕事も

やっておりましたけれども、大変分かります。ただ、やはり最初言ったように、建物というものは年々劣化してくるということで、本当に大変少ない雪でもやはり一旦軒が折れかかっても、また、それ以上に少ない雪でも変わってきます。これは本当に我々としては大変心配されるわけで、苦情等々においては、この辺の西川町の場合は、所有面積が隣り合わせて結構広いものでありますからそのように感じないかもしれませんが、やはりちょっと町場に行きますと、やはり近いすぐ隣となれば本当に飛散してくるのではないかと、そういった形も出ますし、やはり台風、これからの異常気象等々もございますので、やはり注意する気配はございます。

また、その中で、毎年調査の実行もかなわなければ、やはり区長会、町内会長会等々においてご意見を賜っているということでもあります。しかしながら、やはりこの町内会長、区長会、皆さんが集まっているところでは、なかなかその地域の事情というものがありまして、やはり逆に町の行政のほうから、各町内会長のほうにいろんな連絡をしていただいて、その状況を逆に聞くと、聞き取るという方向をしていただければ、逆に行政は、建物だけでなく、その周辺の皆さんの気持ち、いや、この空き家があつて大変なんだよという気持ちを、やはり直接皆さんのいる前で言えないものも多分ありますので、そういった情報を得られるような形もやっていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

ここでお昼になりますので、次の昼からとさせていただきます。

○菅野議長 古澤議員からもありましたので、ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後１時としますので、よろしくお願いします。

休憩 午前１１時５８分

再開 午後 １時００分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

９番、古澤俊一議員。

○９番（古澤俊一議員） 質問３に移らせていただきます。

人口減少、高齢化率、消滅自治体、空き家の対策など、国や民間組織が評価をされておりますが、一方、町は負けずに元気に自治体を運営すべく、様々な方々と締結し、多くの事業で関係人口を増やしております。

町が生き残る唯一は、町なかと自然環境を、景観を維持することが賢明であります。町の整備、清掃に、各地域の皆さんはじめ各ボランティアの方々が頑張る中、管理不全の空き家が増えないよう、今後対策を考え、実行のときではないかと思いますが、ご意見をお伺いします。

○菅野議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

答弁に際しましては、利活用可能な空き家への対策と、利活用ができない空き家、いわゆる管理不全空き家ないし特定空家に準ずる物件への対策とに分けて回答させていただきたいと存じます。

まず、利活用可能な空き家への対策につきましては、議員の先ほどの最初の質問、質問1でお答え申し上げさせていただいたとおりであります。さらに、利活用ができない空き家への対策については、質問2でお答えさせていただいたとおりでございますけれども、これまでも当然町民の方から、あるいは私どもの町の職員が町内を巡回した中で必要と思われるような空き家への対応については、指導等を行いながら改善を促すとともに、様々な場面でお知らせ、あるいは今年の場合は5月の中旬に発出いたしました固定資産税の納税通知書、そういったものにも、ここ10年ぐらいになりますか、適正管理の文書チラシを同封するなどして管理の徹底を呼びかけてまいったところでございます。

答えの最後になりますけれども、現在本町では、関係人口の拡大に注力しているという状況でございます。そういったことから、生活の本当の必要最小限に必要なものは、住まい、住宅ということで考えてございまして、空き家対策という行政の一つの分野で考えた場合には、質問1で回答させていただいたような利活用可能な空き家への対策、これを優先しながら取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○菅野議長 9番、古澤俊一議員。

○9番（古澤俊一議員） ありがとうございます。

長々、いろいろ申してきましたけれども、本当に改善策というものはなかなか見いだせないと思っておりますけれども、様々、これから方法を見いだしていくことが少しずつよい方向に向けられるものではないかなとは思っております。

本当にこの空き屋問題に対しては、本当に様々手がけるのは、私はここ数年が山場と思っております。逆に今、遅いくらいと思っておりますけれども、進む努力をしなければまずま

す遅くなるということでございます。この未来の方々のために、今、つけを残さないように、本当に人口が減れば、逆に空き家の量も逆に比率的に少なくなってくるのではないかと思いますし、利用できなくなるようなものは個人の責任であると。そして処分をしていただくということがやはり原則でございます。やはり皆さんに共有していただけるように、皆さんに申し上げていかなければいけないと思っております。ことわざにあるように「思ったらそのときが吉日」という、先延ばししないで、少しずつでも開拓の道を進めるべきと思っております。

あともう一点でございます。まだ、一昨年に手をつけられないような物件もCASEさんが買い求めいただき、町もきれいに完全になっていくのかなと大変喜んでおりましたけれども、いまだに手がかけられないところがございます。今現在、町とは離れた関係ということでございますけれども、これも何とか早めに手がけて進めていただかないと景観と環境と、そしてまた住民に危険を及ぼすところもありますので、早めに進めていただかないと、この町の持ち出しも出てくるのではと心配するところでございますが、ちょっとお伺いいたします。

○菅野議長 答弁は佐藤つなぐ課長。

○佐藤つなぐ課長 ただいまの議員のご質問でございますけれども、今現在、当課で把握しておりますのは、CASEさんの物件12件ぐらいあるのではないかなと思っております。3戸はまずそのまま使いたいということで、あとは空き家バンクないし売却、返却をしていきたいというような話は伺っておりますが、これからどういうふうになっていくかは注視してまいりたいと思います。

以上でございます。

○菅野議長 9番、古澤俊一議員。

○9番（古澤俊一議員） ただいまご回答いただいた中で、いろいろあるんでしょうけれども、返却等々においては、ある程度相手があって買い取って、それから返却などが出るのか分かりませんが、皆さんの手腕を期待するところでございます。

それでは、最後になりますけれども、ちょっと長いと思います。

廃屋同然の物件が目の前や地域内にあるところに住まわれている方は、生活環境や景観が非常に悪く、毎日憂鬱にも なり友達も呼べない、呼びたくもないので、何とか呼べるようにしてほしいが、行政に対しても近隣住民が所有者に改善を求めていただきたいが、密告したように思われることから、今まで支え合った中で波風を立てたくないなど、言えないためとなっております。その立場が自分であつたら早く改善できる方法はないかと思うばかりで

あります。そのような中、きれいにし隊山下さんを隊長に先頭にして参加されている方々、花いっぱい運動で植栽をしていてくれる方々、スイセンを植えていてくれる方々、待避所に花を植栽していてくれる町内会など、多くの皆さんが、西川町に多くの方々が来てくれる、喜んで楽しんでいただけるようにと頑張ってくれております。

そのような中で、町の本気度、自然、景観、人柄も調和し、多くの方々から見込まれる企業版ふるさと納税も県内一にもなっております。自然を売り物にしている西川町、住宅は個人のものであり責任を持つことが前提です。自身の所有物を生かすも生かせなくするのも自分自身であり、それが守られなくなりつつある空き家問題を後回しにはできません。住めない空き家になってしまう、このような難題を打開するには、町民の皆さんに協力をいただかないと進めることができないと思います。なぜなら個人所有物であるがゆえに町が深く関われないからでございます。こうした問題を共有し、様々なアイデアやご意見をいただける対話会や地区座談会の開催をする必要があると思いますが、お伺いします。

ますます増えるであろうと言われている空き家の減少、廃屋をなくし、人口が減少しても住み続けたい、住み続けられる町に、そして、移住者が多くなることを願って質問を終わりますけれども、先ほどの件、1点お伺いいたして終わります。

○菅野議長 答弁は佐藤つなぐ課長。

○佐藤つなぐ課長 ただいまの議員のご要望にお答えいたします。

ちょっと先ほど話しさせていただきました、これからいろいろな高齢者のサロンとか、そういった事業新たに行われる機会もありますので、そういったところの対話会、サロンじゃなくて、何だっけ……

〔発言する者あり〕

○佐藤つなぐ課長 そうですね、申し訳ございません。

地域のお茶飲み会、あと、すみません、ミニデイとか、そういったところで、こういった情報など流させていただきながら、対話会、そういったところで情報提供させていただければと思います。

以上になります。

○菅野議長 9番、古澤俊一議員。

○9番（古澤俊一議員） 終わりだと言いましたけれども。やはりこの対話会等々においては、やはり本当に開催していただいて、やはり皆さんから本当に個人的所有物でございますので、ご意見をいただいて、皆さんで、町民で、皆さんでこの廃屋をなくしていくという気持ちを

植え付けるような対話会をよろしくお願いします。

以上で終わります。

○菅野議長 以上で、9番、古澤俊一議員の一般質問を終わります。

◇ 佐 藤 耕 二 議 員

○菅野議長 続いて、8番、佐藤耕二議員。

〔8番 佐藤耕二議員 質問席へ移動〕

○8番（佐藤耕二議員） 8番、佐藤耕二です。

私は今回、産業振興複合施設T R A Sと月山湖カヌースプリント競技場まねきの丘艇庫の2つの新しい施設について質問いたします。

今回の質問に当たりまして、それぞれの名称が長いので、T R A Sとそれからカヌーセンターと統一して質問させていただきますので、よろしくお願いします。

定例会初日の町長の行政報告にもありましたが、令和5年度の人口移動で転入者と転出が同数になり、社会減がゼロになったということです。これは町にとっても非常に画期的なことではないかなというふうに思います。ちょっと調べてみますと、県内で社会減の1位は山形市のマイナス318人でした。その次は酒田のマイナス237人、人口のせいもあるんでしょうけれども、それから見ると社会減がゼロというのは非常に大きい出来事だったなというふうに思います。

ちなみに西川町、この40年間でちょっと調べてみますと48%減少しているんです、人口が。それに対して少しでも歯止めがかかるようにというふうに期待しております。このようなことを踏まえまして、次の質問をしたいというふうに思います。

最初の質問です。

T R A Sがほぼ完成しているかと思えますけれども、6月23日に完成見学会、また、6月30日にはオープニングイベントが予定されております。T R A Sにはコワーキングスペース、ミーティングルーム、テレワークブース、あるいはシェアキッチン、シェアオフィスなどがあります。関係人口や交流人口を増やすためにも、今後の活用方法についてお聞きします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 佐藤耕二議員のご質問にお答えさせていただきます。

間沢にできますT R A Sは、町民の皆様や起業家、アントレプレナーと申しますけれども起業家、西川ファン、そして民間企業など、人と人、また、人と企業をつなぐ、つなぐ役割が求められております。この施設には、企業様が働くコワーキングのスペースや、シェアキッチン、お父さん、お母さん、お母さんたちが料理をするキッチン、また、郵便がしっかり届く支店、シェアオフィスなど、複数の機能を持ち合わせ、町民の交流拠点とともに官民共創、共に創るなど、新たなイノベーションを生み出す施設だとなるよう活用していきたいと思います。イノベーションを生み出すということは雇用を増やすということにもつながります。

現在は、開館に向けた準備とともに、専用のホームページの立ち上げやSNSをフル活用して、リアルな情報を届けられるよう進めております。総合計画でも記載されているとおり、この施設を拠点にぜひ地域を超えた、地区を超えた町民同士の交流や、町民と関係人口との交流を進め、活力ある地域づくりにつなげていきたいと考えています。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） T R A Sが完成するまでに、対話会、ワークショップ、これは8回ほど開かれているかと思います。私もほとんど参加しましたがけれども、この施設には、いろんな方々の町民の思いが詰まった施設になろうかと思います。

この整備の目的を見ますと、今、町長からもありましたけれども、官民連携、共創のまちづくりを目指し、新たなビジネスが進行する中、全てのプレーヤーがつながり活躍できる場というふうに整備の目的にはあります。また、みんなでつくる、それからつなぐ、そして、つながる場所、これコンセプトにしてというようなことであります。

基本は町民がどれほど活用していくかということだと思いますけれども、この施設は、若者をターゲットにしているというふうにお聞きしております。観光、関係人口、そして、移住人口にどうやって結びつけていくのかということが非常に大事じゃないかなと思います。今、町長からもお話ありまして、コワーキングスペースの使い方、あるいはテレワークブース、シェアオフィスといろいろありましたけれども、それぞれの目的が違った使い方をしていくということになろうかと思います。

それで、これT R A Sのパンフレットをちょっと見ますと、この中に、全ての利用者が会員登録制で利用するエリアや時間に応じた利用料金をするというふうにあるわけですがけれども、この利用者が会員登録するというの、ちょっと私理解できなかったんですけども、そ

の辺の説明と、それから、町民と町民以外で利用料金を分けているわけですが、その辺の違いとか理由、その辺をちょっと教えていただければと思います。

○菅野議長 答弁は石川かせぐ課長。

○石川かせぐ課長 ただいまのご質問のほうにお答えをさせていただきます。

この施設につきましては、基本的には全ての利用者の方に登録をいただきたいというふうに思っております。その理由につきましては、先ほど町長のほうからお話ありました専用のウェブサイト、さらにSNSをフルに活用して情報発信を行っていきたいというふうに考えており、この施設については、できれば空きがあるか空きがないかを確認していただいたうちに、こちらのほうにご来場いただいてご利用いただくというふうに、利用者側の利便性を確保するためにも、一旦登録をいただきながら情報を共有できる、そういった手段を用いて利便性を確保したいというふうに考えており、皆様のほうには登録をお願いする予定であります。

2つ目ですが、既に条例のほうでお示しをさせていただいておりますけれども、町民と町外の方の利用料金は分けられております。それについては、メインのステージであるコワーキングスペースの利用料につきまして、町民の方は無料、町外の方には一定の使用料のほうを求めているということで、コワーキングスペースについては明確に町民、町外ということに分けております。そのほかの、議員おっしゃるミーティングルームほか、その施設については、町民、町外関わらず同じ……ごめんなさい、失礼しました。コワーキングスペースとシェアキッチンについては、町内と町外が分けられております。それ以外については、町民、町外の隔たりなく同じ料金というふうに設定しておりますので、よろしく願いをいたします。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） コワーキングスペースあるいはミーティングルーム、テレワークブース、シェアキッチン、シェアオフィス、これは会員制というのは分かりますけれども、それ以外の例えばキッズスペースとかあるわけですが、この辺は町民の方が自由に使っていていいという理解でよろしいのでしょうか。

○菅野議長 答弁は石川かせぐ課長。

○石川かせぐ課長 議員おっしゃるとおりでございます。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） このTRASは、かせぐ課の所管になっているかと思うんですけれ

ども、この利用料金を取って稼ぐのかなと思いますけれども、その辺はこの利用料金だけなのかどうか、その辺をちょっと教えていただければなと思います。

○菅野議長 答弁は石川かせぐ課長。

○石川かせぐ課長 質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、基本的には利用料が主になるかと思いますが、ワークショップの際にもいろいろご意見をいただいておりますけれども、エリアを占有するような形での使用ということも想定しております。条例上、オプションの使用については別に定めるというふうにしておりますけれども、独自のプログラムとして、コワーキングスペースを利用した体験会であったり、シェアキッチンを利用した料理講習会であったり、そういったイベントなども重ねながら、そういった利用者のほうの幅を広げながら、利用の拡大を図っていきたく考えております。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 分かりました。

2番目の質問になるんですけれども、このT R A Sの今後の運営方法、それと1年間のランニングコスト、つまり維持管理費、これは幾らぐらいかかるのかお聞きしたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は石川かせぐ課長。

○石川かせぐ課長 では、2つ目のご質問のほうにお答えいたします。

T R A Sの運営につきましては、基本的には町の直営でございます。こちらについては、地域おこし協力隊の方々のご協力をいただきながらも、町の関係機関の強みを生かして、利用者との円滑なコミュニケーションを図りながら、魅力的な空間をつくっていききたいというふうに考えております。

先ほど申し上げたエリアの占有に行う交流会であったり、講習会などについては、そういったノウハウのある事業者のほうに委託をして実施していききたいというふうに考えております。

一方で、ランニングコストにつきましてはですが、施設の規模、または設備の使用のほうに照らし合わせまして、光熱費、または保守費用などを見込んで予算措置をしております。この財源についても、デジタル田園国家構想交付金のほうの活用を図りながら充当しているというふうな状況でございます。今のところ、年間の見込みということでの予算立てというふうになっておりますが、基本的には、今、申し上げたとおり、光熱費を中心としたランニングのほうの見立てを立てております。

以上です。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） そうしますと、T R A Sの運営というか、町直轄なんでしょうけれども、基本的には地域おこし協力隊が主になって、そこに受付なんかも必要ですし、事務室もあるわけですが、そこには協力隊の方が常駐というか、いるという理解でよろしいのでしょうか。

○菅野議長 答弁は石川かせぐ課長。

○石川かせぐ課長 今、議員がおっしゃるとおりでございます。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） それから、維持管理費なんですけれども、維持管理費、光熱水費等もデジ田の活用しながらというお話でしたけれども、1年間の維持管理費、これからもずっと続くわけですが、そういうこともデジ田を活用しながらできるというお考えでしょうか。

○菅野議長 答弁は石川かせぐ課長。

○石川かせぐ課長 ご質問にお答えいたします。

現在、採択を受けている期間については、デジ田のほうを活用してそちらのほうの予算をうまく準用しながら進めていきたいというふうに考えております。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 分かりました。

このT R A S、最初の予定では、建設費が6億3,000万ぐらいということでしたけれども、これデジタル田園都市国家構想の交付金、それからあとは、過疎債か何か使っているかと思うんですけれども、その辺の内訳分かりましたら教えていただきたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は石川かせぐ課長。

○石川かせぐ課長 ご質問のほうにお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、予算立ては6億でしたけれども、実際の実施の総事業費につきましては、5億6,200万円となります。財源につきましては、お話ありましたとおり、デジ田の拠点整備タイプ並びに過疎債のほうで5億3,300万円を準用しております。

以上です。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 今の、このT R A Sの建設に関しましては、ほとんどが交付金等で

充当しているということなんで、町民にとっては新しい施設ができて、そして建設費もというか、一般財源からもそんなになくてということで、これから先、やはりその使い方、生きた使い方をしていくということだと思います。

ちなみに、このTRASの利用、若者がターゲットと先ほど私申し上げましたけれども、高齢者の方にはどのような利用の仕方があるのか、ちょっと分かりましたら教えていただきたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は石川かせぐ課長。

○石川かせぐ課長 若者だけがターゲットではございませんけれども、高齢者のみならず多世代の方々がお使いしていただければなというふうに思っています。

ただ、特に、高齢者の皆様というふうになれば、先ほどお話が出ておりますとおり、町長からありました地域を超えて交流できる場所としての利用ということが当然見込まれますし、先ほど来お話が出ている、そのお茶飲み会ですとか、ミニデイなどもこちらのほうでご活用いただければなというふうに思います。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 今、答弁がありましたけれども、いきいきお茶飲み会ということで、今回の補正予算にも500万円ほど出ておりますので、そのようなことで大いに活用していただいて、いろんな町民の方から活用していただければなというふうに思います。

次の質問に移ります。

まねきが丘のカヌーセンターなんですけれども、7月に実施設計が完了で8月に工事着工、来年の3月に工事完成、完了というような予定で進行中だと思います。この施設には、トイレとか、更衣室とか、あるいはトレーニングルームとか、会議室とか、そしてカヌー艇庫とか整備されているわけです。

今までも私のところにも、カヌー大会で出場している選手たちが多く宿泊しておりました。その皆さんおっしゃることは、会場のトイレの問題が一番大きい問題でした。今、全国大会ともなりますと、選手や役員の方、大勢集まりますし、やはり簡易トイレだけでは対応するのが大変難しかったというのが現状だったんじゃないかなというふうに思います。それと同時に、先ほど言いましたように、更衣室の併設ということもこれは選手たちから非常に喜ばれることだと思います。

今回の新しいカヌーセンターの新築、今後の全国大会の招致には大きな力になると思いますけれども、この大会が増えることによって、関係人口や交流人口の増大につながると思い

ます。今後、どのような方法で大会を誘致していくのか質問いたします。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 今後の大会の招致というふうなことでございますけれども、当然大会招致については積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。幸いこれまでの大会開催の実績から、全日本カヌー連盟、それから大学のほうの連名との人的なつながりもございます。そういったものを最大限に活用しながら、招致活動のほうを進めてまいる必要があるというふうに考えております。まずは、国のほうにデジ田のほうで約束している目標値を満たしていくということが重要だと考えております。具体的には、東北大会以上の大会を最終年度の2028年度には6件以上招致ということを目標に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 今、教育長のほうから、6件ほどの招致というようにお話がありました。1つの全国大会を開くとかなりの経済効果が生まれるんじゃないかなと思いますけれども、一つの例を取っていただければ幸いなんですけれども、どれくらい町にとってプラスになるものか、もし分かれば教えていただければというふうに思います。

○菅野議長 答弁は安達まなぶ課長。

○安達まなぶ課長 佐藤耕二議員の質問にお答えいたします。

例を挙げますと、全国中学生カヌー大会につきましては、およそ350名ほどいらっしゃるということを見込めば、約2,000万ほどの経済効果があると見込んでおります。

また、中学生ではなく大学生、全日本学生カヌースプリント選手権大会を令和3年度に開催しておりましたが、大会1週間の前に2週間程度の合宿をしてくださった大学もあるということで、合宿などの経済効果も大きいなと思っております。大学生の方の大会であれば400万程度の大会前の合宿で宿泊代ですとか、昼食代を見込めば、そちらのほうでもその程度の経済効果があるのではないかと考えて見込んでいるところです。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） カヌーセンターができることによって、今、課長のほうからお話ありましたように、経済効果非常に生まれるということで、非常に意義あるものだと思います。あと、それと同時に西川町の名前とかそれを売り出すところでもあろうかと思います。

それで、ちょっと1つお聞きしたいというか提案なんですけれども、このカヌーセンター、先ほど言ったように非常に長い名称になっていますけれども、何か今後、愛称の募集なんか

考えていく予定なんかあるかどうか、いかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 質問にお答えいたします。

現在はデジ田のほうの申請で使っている月山カヌーセンターという名称で私たちは進めておりますけれども、これからより多くの町民、それから町外の方に愛してもらえる形とするためには、どういうネーミングがいいかということも、今後協議をして固めていく必要があると考えております。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） T R A Sと同じように、いい愛称があって皆さんから親しまれる、あるいは全国のカヌーファンから親しまれる施設になればなというふうに思います。

最後の質問になるわけですが、カヌーセンターの今後の運営方法と、維持管理費、ランニングコストのことでお聞きしたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 質問にお答えいたします。

先ほどのT R A Sについても、コストというふうなことを佐藤議員のほうから話がありましたけれども、これからの持続可能な町ということを考えていった場合に、そのコストだけを重視して守りに入っては、なかなか持続可能性が高まらないのではないかというふうに考えています。

そのために、今の西川町に必要だと、それから、カヌーの町としての持続可能性を高めていくというふうな意味では、本町で育ったカヌーの選手が我が町で働けるという雇用の場を創出していくことが非常に重要だと考えております。このため、そのコストというのはまさに正義だというふうに考えているところです。

月山湖の運営方法につきましては、簡単に言えば、直営方式と、それから指定管理等が考えられますけれども、それぞれにメリット・デメリットがありますので、ハイブリッド、直営と指定管理のハイブリッド型の運営というものも含めて考えてまいりたいというふうに思っております。

月山カヌーセンターは、競技カヌーとレジャーカヌーの双方に視点を置きながら、今後の月山湖エリアの一層の活性化と、新たな関係人口の獲得を目指していく必要があると考えております。この事業は、観光や雇用創出、関係人口拡大の様々な側面を持つ事業となりますので、役場の課を超えた横連携チームにおいて協議を進めてまいります。

ランニングコストについては、安達課長のほうから回答いたします。

○菅野議長 追加答弁は安達まなぶ課長。

○安達まなぶ課長 ランニングコストにつきましては、現段階で考えておりますのは、人件費を除いた経費ですけれども、光熱水費や施設の維持のための点検業務などを維持費用といたしまして、年間300万程度見込んでいるところでございます。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 運営方法は、教育長のほうからお話ありましたけれども、直営と指定管理のハイブリッドで考えていきたいということで、その辺は具体的にまだ今からの部分が多いかなというふうに思います。やはりどうやって管理をするのか、運営をしていくのかというふうになりますと、やはりシーズン中の管理と冬分の管理とこれが違ってくるでしょうし、あるいは大会時のみなのかということでも違うかと思しますので、その辺は今後いろんなことで検討されていくのかなというふうに思います。一番いい方法といいますか、カヌーセンターが皆さんに使いやすいようにやっていただければなというふうに思います。

光熱費が年間300万と、当然これぐらいはかかるでしょうし、これはあれですか、先走ったことで申し訳ないけれども、やはりこれに関しては一般会計か何か出していくと、今後の問題でしょうけれども、来年の予算の問題でしょうけれども、今現在ではそんな感じになるんでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えさせていただきます。

一般財源を使うというのは簡単にできる話で、教育長からも雇用は正義だというふうにおっしゃっていただいたので、誠にそのとおりで、ランニングコストって考えるか、雇用で考えるかというのは、これはその人によって違うんですけれども、町によっては、人件費というのはもういいことなんだろうなというふうに私は思っています。

その上で、どうやって人件費を、あるいはこの電気料の300万を持ってこようかというのは、普通の自治体ならこれは一般会計です、間違いなく一般会計。でも私ら西川町においては協議会方式を取っておりますので、その協議会において、デジタル田園都市国家構想の交付金の中でこれから申請していったり、あるいは今あるデジ田の協議会を四、五件ありますので、その計画修正をしていって、デジタル田園都市国家交付金を取っていくと。つまり半額は国庫支出金を狙っていますということが一番いいかなと思っております。そうなれば、少なくとも3年は国からお金が来ることになります。また、人件費のほうは、今回の場合に

は集落支援員という制度にも該当いたしますし、外から来た方、地域おこし協力隊とか、もしくは地域おこし協力隊インターンとか、そんな方々でなるべく国の特別交付税をなくして、大体これぐらいもうかるとか、もうからないなというふうに分かったら一般財源で手当てる場合も、予定よりうまくいかなかったなというふうになれば一般財源での手当ても必要になってくるかとは思いますが、取りあえずは、そういう国から取れるものは取ってこうというふうなマインドで働いていきたいと思います。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 建設費に関しましてもデジ田で、今後の問題も人件費、集落支援員は今回町で予算化大分されておりますので、そのようなことでも十分できるというふうに思います。

できるものなら、思いきってやったほうがいいかと思しますので、今後の財源のこと考えますと、こういう方法もあるんだなというふうに理解しました。

ちなみに、先ほどTRASの建設費も聞いたんですけども、今回のカヌーセンターも当初6億7,000万ぐらいという話でしたけれども、その内のデジ田の交付金とか、町債とか、その辺の目安が分かればちょっと教えていただければなと思います。

○菅野議長 答弁は安達まなぶ課長。

○安達まなぶ課長 こちら、月山カヌーセンターにつきましては、4月の臨時会で契約のほうをご可決いただきました。契約金額6億6,550万でございました。そのうちの2分の1をデジ田のほうで頂くことになります。残りの半分につきましては、辺地債を活用いたしまして、辺地債につきましては、8割が後から交付税として戻ってくるということを考えれば、一般財源は6,700万程度ということで、今、見込んでいるところです。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） カヌーセンターに関しましても、先ほどのTRASと同じようにデジ田の交付金2分の1、3億ちょっとででしょうか、それから辺地債、多分今のお話だと2億幾らかになるかと思えます。町からの持ち出しが非常に少ないというようなことで、その後の運営に関しても、先ほどお話ありましたように、人件費等は集落支援員、あるいは地域おこし協力隊等々で賄っていききたいというようなことだと思います。

町のこの2つの施設なんですけれども、非常に新しい施設、新しい箱物を造るというところ非常に問題があるときが多いんですけれども、この2つに関しては、今、お聞きしたように建設費の問題、あるいは運営方法、あるいは維持管理費、ランニングコスト等々は、そういう面では非常に問題ないかなということで非常に安心しているところです。

ちなみに、ちょっとお聞きしたいんですけども、今現在、カヌー艇庫として使っている湖月山荘、これは今後どのように考えているのか、また、案がありましたら、なければならぬで結構ですけども、教えていただければなというふうに思います。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 湖月山荘の今後ということについてのご質問にお答えいたします。

月山カヌーセンターができるわけですので、艇庫としての機能は必要がなくなります。したがって、将来的には今の機能がなくなるといようなことですので、その在り方を考えていくことはこれから重要です。ただ、それは地権者との関わりもございますので、今の段階で明確にいつまでどうというふうには申し上げられない状況にあります。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 分かりました。

今、先ほど来お聞きしておりますT R A S、あるいはカヌーセンター、これからも関係人口や交流人口の増加や町の経済効果などに非常に大きな力になってくるかと思えます。また、さらに移住定住に結びついて人口動態にプラスになると、非常に今後明るい見通しがつくのかなと思えます。

町長、昨日の一般質問に答弁しておりましたけれども、2年後には生産年齢人口を増加していきたいと。さらに2030年には総人口の増加を目指していきたいというふうにありましたけれども、この2つの施設も、こういうことに、いろんなことに寄与できるというふうに思っております。また寄与できるように願っております。

これで私の一般質問を終わりたいというふうに思えます。

○菅野議長 以上で、8番、佐藤耕二議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○菅野議長 これで、本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時50分

令和 6 年 6 月 1 1 日

令和6年第2回西川町議会定例会

議 事 日 程（第4号）

令和6年6月11日（火）午前9時30分開議

- 日程第 1 報告第2号 第18期株式会社米月山の経営状況の報告について
- 日程第 2 報告第3号 第33期西川町総合開発株式会社の経営状況の報告について
- 日程第 3 報告第4号 令和5年度西川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 4 報告第5号 同意を得ない地方債の発行の報告について
- 日程第 5 報告第6号 損害賠償の額の決定についての専決処分報告について
- 日程第 6 議案の審議・採決
- 議第35号 令和6年度4災7251号町道濁又線道路災害復旧工事請負契約の締結について
- 議第36号 財産（路線バス車両）の購入について
- 議第37号 財産（スクールバス車両）の購入について
- 議第38号 西川町歴史文化観光施設条例の設定について
- 議第39号 西川町犯罪被害者等支援条例の設定について
- 議第40号 西川町かせぐ基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第41号 令和6年度西川町一般会計補正予算（第1号）
- 議第42号 令和6年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議員派遣について
- 日程第 8 閉会中の継続調査申出
- 追加日程について
- 日程第 9 議第43号 令和6年度西川町一般会計補正予算（第2号）

出席議員（９名）

1 番	佐 藤 大 議員	2 番	飯 野 幹 夫 議員
4 番	荒 木 俊 夫 議員	5 番	佐 藤 仁 議員
6 番	佐 藤 光 康 議員	7 番	大 泉 奈 美 議員
8 番	佐 藤 耕 二 議員	9 番	古 澤 俊 一 議員
10 番	菅 野 邦比克 議員		

欠席議員（１名）

3 番	後 藤 一 夫 議員
-----	------------

説明のため出席した者

町 長	菅 野 大 志 君	副 町 長	内 藤 翔 吾 君
教 育 長	前 田 雅 孝 君	総 務 課 長	佐 藤 俊 彦 君
つ な ぐ 課 長	佐 藤 晃 君	企画財政課長	大 泉 健 君
町民税務課長	吉 見 政 俊 君	健康福祉課長	荒 木 真 也 君
みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡 邊 永 悠 君	かせぐ課長	石 川 朋 弘 君
観 光 課 長	柴 田 知 弘 君	建設水道課長	眞 壁 正 弘 君
病院事務長	土 田 里 香 君	まなぶ課長	安 達 晴 美 君
監 査 委 員	古 沢 美代子 君	西 川 町 総合開発(株) 代表取締役	菅 野 大 志 君
株式会社 米月取締役 社長	高 橋 春 二 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	飯 野 勇 君	議 事 係 長	鬼 越 晃 一 君
書 記	柴 田 歆 那 君		

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○菅野議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、3番、後藤一夫議員から、会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

◎日程の追加

○菅野議長 菅野町長より追加議案、令和6年度西川町一般会計補正予算（第2号）の議案が提出されましたので、これを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

これを本日の日程に追加し、追加日程第9とします。

ここで、株式会社米月山の経営状況の報告を行うため、高橋代表取締役社長の入場を認めます。

〔株式会社米月山代表取締役社長 高橋春二君 入場〕

◎報告第2号

○菅野議長 日程第1、報告第2号 第18期株式会社米月山の経営状況の報告についてを議題とし、報告を求めます。

高橋代表取締役社長。

〔株式会社米月山代表取締役社長 高橋春二君 登壇〕

○高橋代表取締役社長 日頃、当農業法人株式会社米月山の事業運営にご指導、ご協力、またご利用いただきまして、この場をお借りしてお礼申し上げます。

第18期、令和5年度の経営状況についてご報告申し上げます。

令和5年産の山形県の作柄については、猛暑による高温障害などが要因で、県産米の1等米比率が前年同期比41.7ポイント減の54.7%にとどまりました。東北6県で最も低く、全国平均は59.6%で、同じ条件で調査を開始した2004年以降の最終値と比べ過去最低となりました。

県産米品種別の1等米比率は、はえぬきが最も低く43.2%で、つや姫は63%でした。一方、高温に強いとされる雪若丸は91.1%と高い水準を維持しました。

概算金については、燃料価格の高騰や米の需給バランスを踏まえ、昨年比で雪若丸とはえぬきは1,200円、つや姫は100円、それぞれ引き上げられ、3銘柄とも2年連続の増額となりました。

また、米の需要については、新型コロナウイルス禍が生活制限が緩和されたことによる外食需要の回復、その結果、業務用米の引き合いが強くなり、特にはえぬきが品薄状況になっております。

以上の米を取り巻く情勢の中、当社の取扱実績については、玄米、精米の販売取扱数量で572トン、計画対比109%、前年対比103%、売上金額で7,027万3,000円、計画対比97%、前年対比122%と、取扱数量、売上金額とも前年度を上回りました。

当社の主たる取扱事業でありますJAさがえ西村山帳合のふるさと納税については、西村地区に1市4町の精米実績は9,305俵で、前年対比107%の結果となりました。特に西川町が1,570俵と、前年対比235%の大幅な増額となりました。発芽胚芽米関係商品については、取扱数量で18トンと30キロ、売上金額で761万7,000円となり、ほぼ前年並みの実績となりました。

以上のとおり、今年度は全国的な米の需要減少と猛暑による高温障害などによる1等米比率の低下等と様々な影響を受けた状況の中ではありましたが、精米量拡大と収益性の向上を目指して事業展開した結果、経常利益は392万2,000円の黒字決算となり、税引き後の当期純利益は288万6,000円の黒字となりました。

詳細については、6月7日の全員協議会で説明申し上げたとおりであります。

今後とも米月山の事業運営にご指導、ご協力、またご利用をお願い申し上げまして、報告といたします。

○菅野議長　ここで、高橋代表取締役社長の退場を認めます。

〔株式会社米月山代表取締役社長　高橋春二君　退場〕

◎報告第3号

○菅野議長 日程第2、報告第3号 第33期西川町総合開発株式会社の経営状況の報告についてを議題とし、報告を求めます。

菅野代表取締役。

〔西川町総合開発株式会社代表取締役 菅野大志君 登壇〕

○菅野代表取締役 おはようございます。

西川町総合開発株式会社代表取締役社長の菅野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

去る6月3日月曜日、株主総会が開催されました。その中でも当期経営計画と経営方針をお話をさせていただきましたので、満場一致で可決することができました。こちらのご報告を基に、当社の経営成績の概要と今後の方針を申し上げます。

当期の県内の経済状況は、コロナウイルスの第5類化の流れをくんで、観光客の増加、またインバウンド増加により人の流れも徐々に増えてまいりました。しかしながら、国外での紛争に基づく燃料の高騰、上昇があり、経営にも少なからず影響してまいりました。

我が社の道の駅を中心とした来店客数は順調に増えてきています。特に昨年4月にリニューアルオープンいたしました水沢温泉館は、西川町や観光協会などの支援をいただきながら売上げを増加いたしました。ととのうなら西川の中心施設として県内外からこれまで利用の少なかった若い世代の利用者が各段に増えたことも、利用者の増加につながりました。

また、地域課題解決部門を創設し、町内の耕作放棄地の利活用を行い、皆様のご協力や町民の山菜収穫、整備のノウハウも教えていただきながら、全社を挙げて本格的な山菜等の栽培、管理に取り組んでまいりました。

また、製造部門の売上高は増加いたしました。

しかしながら、弓張平志津野営場の受託料がなくなったことに伴いまして、全体での売上高は微増にとどまりました。また、原価、材料費、人件費、燃料費が増加したため、今期の決算は減益となりました。

数字を申し上げます。当期売上高は4億5,200万円、前期に比べて400万微増いたしました。経常利益は980万円でございます。前年比マイナスの1,600万円ほどとなりました。増収、減

益でございます。

しかしながら、人件費の部分で我が社は積極的に雇用をつくってまいりました。新規採用を5名行いまして、確実に雇用を創出してまいりました。

その当期を受けての貸借対照表を申し上げます。

総資産は前年度80万円増加し、1億5,800万円となりました。設立当初、赤字が続き、純資産1億円を割り込む事態とは継続してまいりましたが、本年度の利益をもちまして1億円を回復した水準となります。純資産は1億300万円ほどに回復いたしました。

今後の経営方針を簡単に申し上げます。

今期の減益は、これまで総合開発に町からの受託、ふるさと納税の受託料をあえて回していただきました受託料の減、約1,000万円、また、県からの弓張平等の委託料6,000万円を失ったにもかかわらず、やや増収することができました。総合開発の今の背伸びをせずにした実力だと思っております。

今年度は、皆様からお認めいただいた負担金、町からの負担金により協議会を設立していただきました。この協議会からの事務受託料6,000万円ほど見込んでおります。こちらを総合開発、役場でこれまで実施していたことを総合開発に仕事を流していただいて、今年度以上、4名以上の新規採用を予定してございます。

今後、月山カヌーセンターや様々な施設の建築、増築が予定されています。こちらを見込んで今年度も積極的に採用しまして、今年と同じくらいの利益は残したいと考えております。

以上です。

◎報告第4号

○菅野議長 日程第3、報告第4号 令和5年度西川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とし、報告を求めます。

大泉企画財政課長。

〔企画財政課長 大泉 健君 登壇〕

○大泉企画財政課長 報告第4号 令和5年度西川町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、ご報告を申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和5年度か

ら令和6年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費について、繰り越しましたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

お手元の議案書の21ページの繰越明許費繰越計算書をご覧くださいと思います。

繰越計算書に記載しております9つの事務事業につきましては、令和5年度一般会計補正予算（第11号）の中で、繰越明許費として計上したものであります。

第2款第3項戸籍住民基本台帳の戸籍附票システム改修委託につきましては、戸籍附票システムの改修業務でありまして、財源につきましては国庫支出金、同じく住基システム改修委託につきましては、住民基本台帳のシステム改修業務でありまして、財源は国庫支出金で全てあります。

第3款第1項社会福祉費の物価高騰対応重点支援給付金につきましては、町民税均等割のみ課税世帯1世帯当たり10万円及び町民税非課税世帯及び町民税均等割のみの課税世帯への給付加算として、扶養されている18歳以下の子、1人当たり5万円の給付業務で、財源につきましては、全て国庫支出金であります。

第6款第1項農業費の米需給調整推進事業につきましては、さがえ西村山農業協同組合が事業実施主体の町内ライスセンターの再エネ整備に係る産地生産基盤パワーアップ事業補助で、財源につきましては、県支出金と一般財源であります。

第2項林業費の新たな森林管理システム推進事業につきましては、森林情報航空レーザー計測解析業務で、財源につきましては、県支出金と諸収入であります。

第7款第1項商工費の産業振興複合施設整備事業につきましては、産業振興復興施設の建設工事などで、財源になります非収入特定財源は町債、過疎債でありまして、あとは一般財源であります。

第8款第2項道路橋りょう費の社会資本整備総合交付金事業につきましては、町道舗装補修工事で、財源につきましては国庫支出金、あとは町債、過疎対策事業債、一般財源であります。

同じく道路メンテナンス事業につきましては、町道月岡・入間線大入間川橋橋梁架け替え工事などで、財源につきましては国庫支出金、それから町債、過疎対策事業債、一般財源であります。

第3款第3項住宅費の町営住宅整備事業につきましては、町営住宅の建設実施設計委託業務で、財源は一般財源であります。

以上、合計9つの事務事業、合計で繰越額3億868万300円、その財源内訳は、国・県支出

金が1億7,122万2,000円、既収入特定財源の6,300万円を合わせて、町債が7,590万円、諸収入1,729万2,000円、一般財源4,426万6,300円であります。

以上、報告いたします。

◎報告第5号

○菅野議長 日程第4、報告第5号 同意を得ない地方債の発行についてを議題とし、報告を求めます。

眞壁建設水道課長。

〔建設水道課長 眞壁正弘君 登壇〕

○眞壁建設水道課長 報告第5号についてご報告いたします。

令和5年度の公共下水道事業特別会計での地方公営企業法適用業務委託に当たり、地方財政法第5条の3第1項の規定に基づき、議会同意後に地方債発行額を変更した場合に、議会に報告するためご報告いたします。

山形県に協議した結果、下水道事業債を20万円発行しましたので、報告を行うものであります。

なお、本地方債の資金区分は銀行等引受資金、借入先はさがえ西村山農業協同組合であります。

以上、ご報告いたします。

◎報告第6号

○菅野議長 日程第5、報告第6号 損害賠償の額の決定についての損害賠償についての専決処分の報告についてを議題とし、報告を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

○佐藤総務課長 報告第6号のご報告を申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法の規定により報告をいたすものであります。

お手元の報告書、ご覧いただきたいと存じます。

事故発生日時は、令和6年2月27日午前11時、発生場所は西川町大字海味地内であります。

相手方は掛田貴子氏、原因、状況等は、デジタル推進委員が業務中、フレッシュマートシブヤ駐車場から公用車を後退させた際、後方確認を怠ったことにより、同駐車場から国道方面へ進行中の掛田貴子氏が運転する車両と衝突し、負傷及び車両を破損させたものであります。

事故の種類は人身及び物損、町の過失割合は100分の100、損害賠償の額は、人身が59万987円、物損が15万2,079円、合計74万3,066円。これにつきましては、全額保険金で補填したものであります。

以上のとおりご報告を申し上げます。

◎議案の審議・採決

○菅野議長 日程第6、これより議案の審議・採決を行います。

議第35号 令和6年度4災7251号町道濁又線道路災害復旧工事請負契約の締結についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

眞壁建設水道課長。

〔建設水道課長 眞壁正弘君 登壇〕

○眞壁建設水道課長 議第35号 令和6年度4災7251号町道濁又線道路災害復旧工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

本工事は、令和3年4月に確認した小山地内の町道濁又線の地滑りによる道路災害で、通行止めの規制をしている場所ではありますが、令和4年11月に公共土木施設災害復旧事業の災害申請を行い、決定を受け、工事を施工しているものであります。

冬期間は積雪により工事ができないため、2か年に分けて工事をする予定としており、今年度は2年目の最終年度となります。

株式会社佐藤建設、遠藤建設株式会社、株式会社石橋組、千成興業株式会社、月山建設株式会社、設楽建設興業株式会社、まるか菅野建設株式会社の7社を指名し、令和6年5月13日に指名競争入札を行った結果、西川町大字入間334番の1乙地、株式会社佐藤建設、代表

取締役、佐藤重信が9,850万円で落札いたしましたので、消費税込み1億835万円で契約を締結しようとするものであります。

指名業者、設計金額等は、議案参考資料1ページに記載しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

設計金額は消費税抜き9,855万円で、予定価格も同額となっております。

工事概要は、復旧延長112.7メートル、植生工280平米、軽量盛土工952立米、コンクリート舗装550平米であります。

工期は、降雪期前の令和6年11月29日までとするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第35号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第36号 財産（路線バス車両）の購入についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

吉見町民税務課長。

〔町民税務課長 吉見政俊君 登壇〕

○吉見町民税務課長 議第36号 財産（路線バス車両）の購入につきまして、補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、平成20年9月22日に購入いたしました29人乗りのしらゆき1号車が老朽化したことから、29人乗り町営路線バス1台の購入を行うものであります。

指名業者、予定価格につきましては、西川町議会第2回定例会議案参考資料2ページを併せてご覧ください。

財産の購入に当たり、太平興業株式会社山形支店、山形三菱自動車販売株式会社寒河江店、山形いすゞ自動車株式会社東根営業所、西東北日野自動車株式会社山形支店、山形トヨタ自動車株式会社寒河江店の5社を指名し、入札通知を行ったところ、太平興業株式会社山形支

店、山形三菱自動車販売株式会社寒河江店を除く 3 社から入札辞退届出の提出があり、5 月 22 日に 2 社で入札を行った結果、山形市大字漆山字北上原1358番地、太平興業株式会社山形支店が1,270万円で落札しましたので、消費税込み1,397万円で契約を締結しようとするものであります。

設計金額は、消費税抜きで1,370万円、予定価格も同額となっております。

納入期限は、令和 7 年 3 月 28 日としております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第36号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第37号 財産（スクールバス車両）の購入についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

吉見町民税務課長。

〔町民税務課長 吉見政俊君 登壇〕

○吉見町民税務課長 議第37号 財産（スクールバス車両）の購入につきまして、補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、平成23年 8 月 26 日に購入いたしました29人乗りのスクールバス 5 号車が老朽化したことから、29人乗りスクールバス 1 台の購入を行うものであります。

指名業者、予定価格につきましては、西川町議会第 2 回定例会議案参考資料 3 ページを併せてご覧ください。

財産の購入に当たり、太平興業株式会社山形支店、山形三菱自動車販売株式会社寒河江店、山形いすゞ自動車株式会社東根営業所、西東北日野自動車株式会社山形支店、山形トヨタ自動車株式会社寒河江店の 5 社を指名し、入札通知を行ったところ、太平興業株式会社山形支店、山形三菱自動車販売株式会社寒河江店を除く 3 社から入札辞退届出の提出があり、5 月 22 日に 2 社で入札を行った結果、寒河江市大字寒河江字古河江68の 3、山形三菱自動車販売

株式会社寒河江店が1,230万円で落札しました。消費税込み1,353万円で契約を締結しようとするものであります。

設計金額は、消費税抜きで1,350万円、予定価格も同額となっております。

納入期限は、令和7年3月28日としております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第37号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第38号 西川町歴史文化観光施設条例の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

柴田観光課長。

〔観光課長 柴田知弘君 登壇〕

○柴田観光課長 議第38号 西川町歴史文化観光施設条例の設定について、補足説明を申し上げます。

前段、本定例会の全員協議会におきまして、町からの回答として企画財政課長から説明させていただきましたとおり、国の平成31年の法改正に伴い、条例の設定により町長が文化財保護の事務を担当できることとなりました。

また、議会の皆様からは、来館者に喜ばれる運営の充実と運営体制の情報発信の強化による誘客増などを趣旨とする令和5年度の政策提言を頂戴したところです。

これらを契機といたしまして、町としては、第7次総合計画で掲げる生涯学習主要3施設の見直し案をまとめる中で、各地域とも対話を進めながら、新たな誘客を促す周知PRなどの事業展開にたけた職員を擁する観光課に所管を移し、その充実や強化を図ることといたしました。

なお、これまで実施してきた催事に関しては、引き続きまなぶ課が所管するとともに、観光課とも連携しまして、持続可能で実効性のあるものを開催してまいりたいと考えておりま

す。

本条例は、施設設置による本町の歴史・文化の発展及び円滑な継承に向けて、当該3歴史文化施設を積極的に活用し、観光を中心とした交流人口の増加から関係人口の拡大につなげることを目指して、入館に係る料金や利用方法などについて規定するため設定するものであります。

第1条では、第1項で前段ご説明しました目的を、第2項で施設の名称及び位置について規定するものであります。

同条第2項、別表第1で規定する歴史文化施設の名称及び位置につきましては、1つが西川町大井沢自然と匠館、西川町丸山薫記念館、西川町歴史文化資料館の3つの施設であります。

なお、大井沢自然博物館と西川町自然と匠の伝承館については、同様の位置にあり、一体的な施設として積極的に利活用を進めていくこととしまして、地元とも調整を図りながらですが、名称を西川町大井沢自然と匠館に変更することとしたところでございます。

第2条では、職員として各施設に館長などを置くことを、第3条では、入館料の徴収について規定し、同条別表第2で利用区分ごとの1人当たりの1施設入館料の上限額を規定するものであります。

また、第4条では当該入館料の不還付について、第5条では入館の制限を、第6条では入館者に対する損害賠償義務について、それぞれ規定するものであります。

最後に、附則の第1項では公布の日からとする施行期日を、附則第2項では本条例の設定に伴う関係4条例の廃止を規定するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 今、西川町歴史文化資料館で特別展をやっています。月山湖の過去資料、移転集積の記憶ということで、月山湖から移られた方々のいろんな写真とか思い出のたくさんのいろんな資料が入っています。私も見学しましたけれども、いかにこの資料の収集、整理、そういう保存の仕事が大事かということを痛感してきました。

文化財保存法も改正になりましたけれども、文化財の計画的な保存、そして活用ということで、保存が非常に大事だということも強調されております。文化財の保護の事務は、教育

委員会からどちらのほうに変わるのでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 変わっておりません。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 教育委員会ですっかりとやられるということですね。

それで、文化財保護法の改正では、文化財の保存、活用に総合的な計画をつくることだと。住民とも対話をしながら、学識経験者、商工会、観光団体のいろんな人たちで構成して協議会をつくって、しっかりと文化財を保存活用してほしいということが、文化財の保存活用、総合的な計画をつくることということが出ていますけれども、非常にこういうことは大事だと思います。町はこういうことをしっかりと考えておられるということによろしいでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 言わずもがなしっかり対応しています。

ちゃんと対話してから質問してください。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 議会は私たち、町民の代表として聞く場所ですから、今、お聞きしているわけです。

やはり文化財の保護を、今、どんどん西川町の人たち、代々家をつないできて、家がなくなるというのも結構増えてきています。文化財保護法では、文化財の滅失や散逸などの防止が緊急の課題だということが出ています。ぜひ町ですっかりと、西川町の非常にすばらしい財産、たくさんあります。しっかりと保存、収集しながらそれを観光に生かしてほしいと強く求めていきたいと思います。

○菅野議長 菅野町長、答弁。

○菅野町長 町の取組をご説明をさせていただく機会も、もし、お分かりじゃないと思うので、あえて申し上げさせていただきます。ぜひ光康議員、役場職員と対話をしてください。私らも対話しろ、町民の皆様と対話しろといつも言われている。隼より始めよという言葉があります。ぜひ対話を私たちだけに求めるのではなくて、対話をしていただければと思います。

文化財保護に関しては、私ども取組を強化しています。館長はこれまで旧生涯学習課の課長でございました。これを有識者に館長をお願いしておりますし、その分の責任を伴う給与もこちらのほうから支出しております。また、学芸員も増やさせていただきました。それか

ら、歴史文化資料館の求めに応じて、人員の強化もしております。若い世代も入っております。

また、三山電車のことも、本来であれば役場が関することは、ほかの通常のまちではないでしょう。しかしながら、私らは役場の職員も一緒になって広報して、目標金額の倍以上も集めることができました。こちらは、旧生涯学習課も頑張りましたし、つなぐ課を中心とした後方の部隊一丸となってなし得たものだと思っています。

こういった間もなくなくなろうと、もう取り返しのつかなくなるような三山電車の危機を、このぎりぎりのところで、これまでできなかったことができていることは、ぜひご評価いただきたいというふうに思っております。

それから、先ほど資料館のダムに沈んだ112戸の方の集落の展示は、これは私がぜひやろうというふうに申し上げました。その意を受けて歴史文化資料館や学芸員の皆様が頑張ってくださいました。こういったこともぜひ評価することも、正確な情報を得てご評価いただきたいというふうに思っています。

ぜひ対話しましょうよ、自分、人にばかり言っていないで。

○菅野議長 その他ご意見ございますか。

4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 今回、3施設をまとめて活性化を図っていくということでございますけれども、現在、歴史文化資料館については、地区からの要望もございました裏の駐車場を整備していただいております。

それで、今回の3条関係、別表2についてお伺いするんですけれども、大井沢の自然と匠の伝承館、これまで博物館と一緒にありましたけれども、これと丸山薫記念館については、現在入館料200円でございます。歴史文化資料館については、現在は無料でありますけれども、今後はこれを含めて3施設とも200円を入場料として徴収するということによろしいのかどうか確認をお願いしたいと思います。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長。

○柴田観光課長 ご質問ありがとうございます。

入館料につきましては、この条例上は3施設を一緒にしたということで、あくまで1つの条例にした形の中で、規定としては上限額を定めさせていただいたものになります。

ですので、今、ご指摘ありましたが、そのそれぞれの3施設の入館料は、今年度はそのまましていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） そうしますと、今年度はこのまま、来年度はどうかは今後、お話があるかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、せっかく一緒になりましたので、先ほどありましたように、この3施設が連携して、ぜひ多くの方が来場されるようによろしくお願ひします。

以上です。

○菅野議長 その他質疑ございませんか。

2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 今の質問にプラスでちょっと質問させていただきますけれども、この入館料の上限なんですけれども、私も今年に入って大井沢は孫を連れてとかいところを連れて3回もう訪問していますけれども、あの施設の中に入っている文化財というか、そういうものはすばらしいんですよね、剝製にしても何にしても。昔の大井沢の先生方、そしてまた子どもたちが授業の中であそこまで作ったと。あの剝製の数だけ見ても、もう東北ナンバーワンというか、すばらしい剝製の数だなというふうに思っております。

そこで、入館料なんですけれども、孫を連れていった際に、100円でこれ見られるのという言葉が子どもからも出た次第です。子どもは100円でいいと思ひますけれども、今年はこのままにしても、上限額、大人の部分をやっぱりもうちょっとアップしてもいいんじゃないかなというふうに思ったので、一応、一言意見として述べさせていただきます。

以上です。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長。

○柴田観光課長 飯野議員のほうからも入館料につきまして、大変ありがとうございます。

今、西川町、おかげさまをもちましてありがたいことに伝承館、歴史文化資料館、丸山記念館もはじめまして、いろんな観光客の方、合わせて関係人口の方、いらっしゃっていただいております。当然、入館料につきましては、今回の設定は現行4月から動いてからのお話でしたので、この上限額として設定させていただきましたが、飯野議員からありましたとおり、入場料の改定によって、その施設に使うお金というところも計算しながらですが、改定していくようなときも来るとは考えておりますが、その入館料につきまして、また改めるといった場合には、こちらの条例のほうに定めさせていただいておりますので、当然、条例改正として議会の皆様にもご提案させていただきますし、ご報告させていただく形で改めさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○菅野議長 その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第38号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第39号 西川町犯罪被害者等支援条例の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

荒木健康福祉課長。

〔健康福祉課長 荒木真也君 登壇〕

○荒木健康福祉課長 議第39号 西川町犯罪被害者等支援条例の設定について、補足説明を申し上げます。

犯罪被害者等基本法の趣旨に基づきまして、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、町、町民と及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減に向けた支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図るため設定するものであります。

それでは、お手元の議案書をご覧ください。

第1条では、今、申し上げましたこの条例の目的について規定をしております。

第2条は、この条例における用語の意義について、第3条は、犯罪被害者等の支援のための3つの基本理念を規定しています。

第4条は、町の犯罪被害者等の支援に関する責務を、第5条は、町民等の犯罪被害者等の支援に関する責務を、第6条は、事業者の犯罪被害者等の支援に関する責務のほか、第2項では事業者において犯罪被害者等がその被害に関する民事、刑事等に関する手続に適切に関与できるよう、その就労、勤務、休暇等について十分に配慮するよう努めることを規定しています。

第7条から第10条までについては、町が犯罪被害者等に対する住居の安定、日常生活、経済的負担の軽減に関する支援の内容を規定しています。

第11条は町が住民等及び事業者の理解の増進に関して、第12条は町の個人情報の適切な管

理に関して、第13条は支援の制限を規定しています。

第14条は、条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関する必要な事項の委任を規定しています。

附則は、本条例の施行期日を公布の日からとするものです。

なお、今後、本条例が施行されれば、本条例に関する要項を設定し、対応していくことを予定しております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） この条例、犯罪被害者支援条例ですけれども、私、今回の3月の議会の一般質問でお願いしたところ、早速取り上げていただきまして、本当にありがとうございます。

1つお聞きしたいんですけれども、この条例の中に見舞金の支給というのが項目ないみたいですが、その辺はどういうふうにお考えなのか、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は荒木健康福祉課長。

○荒木健康福祉課長 お答えいたします。

ただいま説明申し上げましたとおり、条例に委任規定を設けておりまして、詳細な中身については、要綱を設定してその中で見舞金を支給していくというような規定を設けていきたいというように考えております。

現在のところ、県内他自治体のほうの状況も見まして、遺族見舞金を30万円、障害見舞金を10万円というように予定したいというように考えているところでございます。

以上です。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 別の要綱でこれを定めるということですので、本当にありがとうございます。

やはり見舞金の支給というのは、あるとないのと全く違うというふうに、山形県の犯罪支援センターのほうでもおっしゃっておいりました。やはりこの見舞金、ぜひお願いしたいというふうに思います。

ちょうど、昨日、おとといですか、新聞見ていましたら、大石田町でも補正予算で見舞金の補正が出ておりました。それから、今日の新聞では、大江町でこの条例が検討されていくというふうなこともありました。全県的に広がっている条例だと思います。3月時点では、35自治体のうち22の自治体が設定されているということですけれども、これからますます増えて全自治体に波及していくことを願っております。

本当にありがとうございます。

○菅野議長 その他質疑ございませんか。

4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） この条例、本当にありがたいと思います。

そこで、これも要綱になるのかどうかあれですけれども、やっぱり、犯罪被害者のこと。被害者であります。被害者なんですけれども、世間的に風評被害とかいろいろあらゆる風評なんかも出てくる場合もございます。こういった方々に寄り添うことが非常に必要なわけでありまして、そのために相談の窓口とか、こういった点について、寄り添う形というのも要項で定めていくことになると思いますけれども、今、お考えがありましたら教えていただきたいと思います。

○菅野議長 答弁は荒木健康福祉課長。

○荒木健康福祉課長 お答えさせていただきます。

現在、要綱については、経済的負担の軽減に定めた見舞金を中心にして規定して準備を進めておりますが、議員ご指摘の寄り添うところについても十分な配慮がなされるよう、窓口は、実際の窓口は保健センターあたりが中心になって対処してまいりますが、総務課、危機管理や町民税務課などと連携して対応していく旨の要綱を設定、準備してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 犯罪はいろんな形があります。凶悪犯からいろんな犯罪、軽犯罪もあります。こういった面について、ぜひプライバシーの問題もありますので、寄り添っていただいてつくっていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○菅野議長 その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第39号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第40号 西川町かせぐ基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

石川かせぐ課長。

〔かせぐ課長 石川朋弘君 登壇〕

○石川かせぐ課長 議第40号 西川町かせぐ基金条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例は、西川町におけるNFTなどの販売事業による収益等を活用し、高齢者の福祉活動の促進、町立病院の健全経営の維持等に資することを目的としているものでございます。

今回の改正の内容については、ただいま申し上げました目的をより明確化するため、条例の名称を西川町高齢者支援等かせぐ基金に改めるものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 なしと認めます。本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第40号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

再開は10時45分とします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

議第41号 令和6年度西川町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

大泉企画財政課長。

〔企画財政課長 大泉 健君 登壇〕

○大泉企画財政課長 議第41号 令和6年度西川町一般会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,282万5,000円を追加し、総額を75億9,082万5,000円とするものです。

補正の内容は、急を要する事務事業の経費に係る補正及び地方債の変更であります。

初めに、主な歳出について申し上げます。

予算書の11ページ目、3、歳出をご覧ください。

第2款総務費1項1目一般管理費については、時間外勤務手当を減額、職員の公務災害補償費を追加、特定財源につきましては、公務災害基金繰入金1万3,000円を追加するものであります。

5目企画費につきましては、定額減税に係るシステム改修費、移住・定住者の増加を図るためのにしかわぐらし「ワクワク」魅力発見事業負担金、公民館などのWi-Fi環境などの施設整備を行うDXによる生涯学習・健康寿命の延伸事業負担金を追加、特定財源につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金310万4,000円及びにしかわぐらし「ワクワク」魅力発見事業補助金200万円を追加するものであります。

第3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、自立的で安全な地域を実現するための豪雪地帯の地域安全克雪方針策定事業委託を追加、特定財源につきましては、国土交通省の豪雪地帯安全確保緊急対策交付金500万円を追加するものであります。

2目老人福祉費については、地域住民が主体的に行う通いの場の立ち上げを支援するいきいきお茶のみ会負担金、老人福祉センター運営貸付金を追加、特定財源につきましては、西川町高齢者支援等かせぐ基金繰入金500万円及び老人福祉センター運営貸付金収入800万円を追加するものです。

次のページ、12ページです。

2項2目児童措置費につきましては、児童手当制度改正によるシステム改修費を追加、特定財源につきましては、子ども・子育て支援事業費補助金264万円を追加するものであります。

す。

第4款衛生費1項2目予防費につきましては、带状疱疹ワクチン接種業務を追加、特定財源につきましては、西川町高齢者支援等かせぐ基金繰入金110万円を追加するものであります。

第6款農林水産業費1項4目農業振興費につきましては、町特産品のPR経費を追加するものであります。

第7款商工費1項2目商工振興費につきましては、物価高騰対策事業委託料を追加、特定財源につきましては、地域経済活性化・物価高騰対策事業費補助金551万1,000円を追加するものであります。

次のページ、13ページ、3目観光費につきましては、旧入間小学校体育館売払いに係る不動産鑑定費用、特別な体験の提供事業実行委員会委託料等、温泉設備持続化負担金、町制施行70周年記念・花火大会実行委員会負担金、地域観光新発見事業に係る町負担金や貸付金などを追加、特定財源につきましては、観光庁の特別な体験提供事業補助金3,000万円、企業版ふるさと納税基金繰入金1,000万円及び地域観光新発見事業貸付金1,550万円を追加するものであります。

第8款土木費3項1目住宅管理費につきましては、海味の町浦公舎雨漏り発生による屋根修繕費を追加するものであります。

第10款教育費1項3目教育振興費につきましては、特定財源の振替でスクールバス購入事業などに係る町債150万円を増額するものであります。

14ページ、5項1目保健体育総務費につきましては、西川小学校大型冷蔵庫購入費を追加、特定財源につきましては、企業版ふるさと納税寄附金基金繰入金91万5,000円を追加するものであります。

続きまして、歳入について説明を申し上げます。

戻りまして、8ページ、2、歳入をご覧いただきたいと思います。

歳入につきましては、ただいま歳出の特定財源でご説明を申し上げました各事務事業の実施などに伴い、第14款国庫支出金4,074万4,000円、第15款県支出金551万1,000円、第18款繰入金1,967万4,000円、次、9ページに行きまして、第20款諸収入2,550万円、次のページ、10ページに行きまして、第21款町債150万円をそれぞれ追加しまして、それでもなお不足する財源につきましては、9ページの第19款繰越金1,989万6,000円を充てるものであります。

最後に、地方債の変更について説明申し上げます。

5 ページ目です。

5 ページ目の第 2 表、地方債補正をご覧いただきたいと思います。

地方債の補正につきましては、スクールバス購入事業及び高校生等就学支援事業の変更を行うものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

5 番、佐藤仁議員。

○5 番（佐藤 仁議員） 私からは 2 点お願いします。

まず、11 ページの 2 款 1 項 5 目の企画費で、今の説明で公民館等のほうの補修というふうな言葉がありましたけれども、前の 3 月の議会のときに公民館の補修関係で補正で上げますよというような話があったわけですが、これがここに該当するのか、もし該当する場合ですけれども、各地区の負担補助金というのは幾らか分かればお願いしたいというふうに思います。

あと、もう一点ですけれども、その上の一般管理費のところ、時間外手当の三角 390 万何がしと次のページの一番下、商工費のところでの時間外勤務手当のマイナス 170 万ちょっとというの、これの内容をお聞きします。

○菅野議長 最初は安達まなぶ課長、お願いします。

○安達まなぶ課長 佐藤仁議員のご質問にお答えいたします。

公民館の整備費につきましては、今回要望させていただいたものが、睦合公民館と原公民館と岩根沢公民館の改修工事になっております。こちらにつきましては、総事業費の 2 分の 1 を町のほうで負担するということになっておりますので、残りの半分につきまして、地元のほうで支出していただくというような内容となりますので、よろしくお願いいたします。

○菅野議長 2 番目の時間外については佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 ただいまございました質問の 2 番目、時間外、総務費と商工費の補正予算の中で計上しております時間外勤務手当、これについてお答えさせていただきます。

内容は、それぞれ予算書に記載になっております金額を今回減額すると、こういうものでございます。

なぜ、減額するのか、その理由について申し上げさせていただきます。

令和 6 年度予算編成、11 月から着手するわけでございますけれども、この段階では、町制

施行70周年記念事業の実施に伴う観光庁所管の補助金、これが未採択でありましたので、先般の一般質問の中でも質疑ございましたけれども、7月の70周年記念イベントの実施に際しまして、準備段階から職員を配置を予定しており、時間外勤務手当を当然のことながら当初予算に計上しておったと、こういうことでございます。

ご案内のとおり、このたび観光庁から補助金の内示がありましたので、記念事業、これらの実施に際しましては、おおむね業務の委託、業務を委託するということが可能と相なりましたので、当然、時間外勤務手当を現段階で減額すると、こういうものであります。

以上が補正予算の減額させていただいている事由ということで、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上であります。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 最初の回答ですけれども、2分の1かつ100万というのが上限だと思います、公民館とかそういった補助金ですね。ちょっと地元だけ話しさせて大変恐縮ですけれども、200万超えた金額の見積りで、一応申請をしております、そうすると100万というのは落ちるのかなと、補助を頂けるのかなということで、ちょっと地元でも心配をしているので、今回ならないとやっぱりまた9月とか10月頃になると気候的にもできなくなるのでということで、ちょっと心配していたものですから、そこら辺の当初、地元から要望があった金額は、言葉あれですけれども、満額というような形で考えてよろしいのか、それを再度答弁をお願いしたいというふうに思います。

あと、時間外に関しては、70周年記念の時間外が、それで予算がついたのもということで、すけれども、商工観光費のところにあります一般の390万ですか、そこら辺もそういう見込んでいたというようなことであればいいんですけれども、これがやっぱりやってもまた打切りとか、そういうのが必ずないように、やっぱり時間外は町の条例でも1時間当たり何ぼというのが決まってもありますので、やっぱり職員が一生懸命働くような意識がそがれてもうまくないので、そういうことを職員が取り違えないように、きちんと説明をしていただいて、誰も残業を好き好んでやる人はいないので、もしした場合はきちんと払うんですよというようなことはきちんと職員のほうにも通知をお願いしたいなというふうに思います。当たり前なのは分かっていて、一応それは確認のためお願いしたいと思います。

ただ、先ほどの公民館の件は、再度お願いします。

○菅野議長 答弁については安達まなぶ課長。

○安達まなぶ課長 公民館改修の地元負担金につきましては、これまで100万円を限度としておりましたが、このたび150万の限度とすることで、こちらのほうで確認しておりますので、総事業300万までにつきましては150万、こちらのほうからお支払いするようなこととしておりますので、どうぞご理解ください。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 私、当然、2分の1かつ100万だという認識していたので、これが150万まで上限だということですので、それを聞くともらう分が少し増えるということ、睦合の分は、それはきちんと区長のほうにも伝えておきますので、大変ありがとうございました。

以上です。

○菅野議長 その他質疑。

1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 今の公民館のことにちょっと関係しますけれども、先ほどの説明でDXによる生涯学習ということで、公民館のW i - F i 設備の設置というような話が出ました。そのW i - F i 設備の設置なんですけど、今言った改修する3公民館のことなんですか、それともほかにもW i - F i の設備というものを取り付けていく考えなのかということと、あともう一つですが、7款商工費の商工振興費なんですけれども、物価高騰対策事業委託というのがございます。これはどういう内容のものをやるということで考えていらっしゃるのか、それをお聞きしたいと思います。

○菅野議長 じゃ、W i - F i については大泉企画財政課長。

○大泉企画財政課長 今回の補正予算につきましては、全てまず予定としては予算上は17か所ということで考えております。公民館と高齢者の、それからということで考えております。

以上です。

○菅野議長 2番目の物価高騰は石川かせぐ課長。

○石川かせぐ課長 ただいまのご質問のほうにお答えをいたします。

物価高騰対策につきましては、今回、町内の世帯の方を対象にデジタルの商品券の配付を行って、町内の商店、飲食、宿泊、小売り等の店舗で使えるものを配付するということ、専門の事業者のほうに委託するという事で予定をしております。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 了解いたしました。

今回は商品券、ただデジタルという形で配付するという事で、これからいろいろアナウンスがあると思いますので、近々になりましたらまた質問するところあれば質問させていただきます。

あとWi-Fiのことですが、一応、全公民館対象ということでよろしいのでしょうか。

○菅野議長 答弁は大泉企画課長。

○大泉企画財政課長 そのとおりでございます。

○菅野議長 その他質疑ございますか。

4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 1点お聞きします。

11ページの3款1項2目の老人福祉費であります。老人福祉センターへの貸付金800万、歳入については諸収入でこの分の貸付収入というふうにございます。バランスが取れていますが、これについて、これまでは補助金であったわけですが、貸付金ということになりますと、相手方もありますので、これについて所有者である社会福祉協議会との話はどうなっているのかと、貸付金に今回措置をしたことについてお聞きをします。

○菅野議長 答弁は荒木健康福祉課長。

○荒木健康福祉課長 お答えいたします。

貸付金のことについてですが、当然、予算化する前に社会福祉協議会とは、会長、事務局長と話をしております。

当初予算で補助金をつけなかったことについては、議会のほうからこれまで政策提言、そして昨年、第3回定例会、9月議会で佐藤耕二議員からの一般質問でもご指摘あったとおり、社会福祉協議会は本来果たすべき業務をするべきではないかというようなご指摘をいただいております。ただ、その経営改善の具体的な計画策定には今のところまだ至っていないところでございます。

一方、海味温泉については、継続的な運営が求められておまして、こちらに対しては、入浴料収入だけでは賄いきれない状況がありまして、町の施設運営に関する補助金がない場合、継続的な運営ができない状況にあるということは承知しているところでございます。

これらの観点から、まずは社会福祉協議会の経営見直し、本来の業務がなされるような経営見直しを図っていただきたいということで、求償権を持つことができる貸付金、貸付けをして、その代わりにいろいろこういう改善をしてくださいというようなことで返して

いただけるような資金というようなことで予算化したところでございます。

それと、海味温泉を継続的に運営できるような資金の提供という2つの観点から、貸付金ということで予算化したところでございます。

このことについては、社会福祉協議会の会長、事務局長とも定期的なコミュニケーションの場を町長、副町長も同席した中で打合せなんかをさせていただいているところでありまして、その中においては、社会福祉協議会とも町民対話会の場でも申し上げているようでございましたが、社会福祉協議会としては、老人福祉センター並びに海味温泉を自力で運営できる体力、ノウハウ、知見を持ち合わせていない状況にあるということから、経営譲渡を前提にした改善、そちらのほうをやっていく協議の場、町も含めた協議の場、協議会を立ち上げてほしいというような要望を出される予定だということにも聞いてございます。

以上のことから、まずは求償権を持つ貸付金という形で予算化して資金提供を行い、しかるべき改善計画を町のほうに出していただくために予算化したというところでございます。

併せて、貸付金でございますので、返済という場面においては、こちらのほうは社会福祉協議会、返していただくような資産はあるというように町のほうでは認識してございます。ただ、万が一、それらの資産、資金化ができない場合については、何らかの形で減免などの対応を考えていかなければならない場合もあるのではないかなというようなことは想定しているところでございます。

以上です。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 今回の町長の挨拶の中でも海味温泉を継続していくというお言葉をいただいているので、海味温泉をご利用の方は安心をしているところであります。

ただ、やはり温泉を運営するというのは非常にお金がかかるものであります。これについても、町では水沢温泉の指定管理については、5年間で1億7,500万、年間3,500万、大井沢温泉については、5年間で1億4,250万、年間2,850万という、水ものといえますか、そういったものにはお金がかかる、熱をかけて水道で割らなきゃいけないというところもあって、非常に大変だというのは分かっています。

貸付金なので、今、課長言ったように、返してもらわなきゃいけないわけですね、当然。資産が、社会福祉協議会はもともと利益を求める団体ではありませんので、ただ、うちの町の特色としては、海味温泉を持っているというのが非常に一つの特色であります。そうしますと、この貸したお金を返していただける当てというのは、はっきり言って海味温泉の価格

なのかなと思ってしまったんですけれども、そのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○菅野議長 答弁は荒木健康福祉課長。

○荒木健康福祉課長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、温泉もそうですけれども、老人福祉センター施設そのものも現在のところ協議会の所有でございますので、その施設も合わせた一体的な資産という捉え方をしているところでございます。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 貸付金については、多分、年度末までの予定であると思いますので、これから3月末までこの予算についてどのような補正をかけていくかということは、今後になるかとは思います。

ただ、返済不能になって未収金になったというような形は、同じ町の中において社会福祉協議会が返済できなかった、そのために財産を押さえなきゃいけない、そういったことではなくて、その前にお話をしていただいて、目的である海味温泉の存続は行っていくけれども、その資産についてはどのように扱っていくかということについては、今後の補正の中で計上していただいて、うまく着地できればいいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○菅野議長 荒木健康福祉課長。

○荒木健康福祉課長 ご指摘ありがとうございます。

この件については、経過も含めて議会の全員協議会等々でご説明をさせていただきたいというように考えております。

以上です。

○菅野議長 その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第41号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第42号 令和6年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

荒木健康福祉課長。

〔健康福祉課長 荒木真也君 登壇〕

○荒木健康福祉課長 第42号 令和6年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算案をご覧ください。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,086万3,000円とするものであります。

7ページの3、歳出をご覧ください。

歳出からご説明いたします。

第1款第1項第1目の一般管理費につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修に係る役務費11万2,000円、委託料209万円を追加し、人事異動による職員手当等149万3,000円を減額、合計70万9,000円を追加するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

6ページ、2、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、第4款国庫支出金は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修に関する社会保障・税番号制度システム整備費補助金226万1,000円を追加し、第7款繰入金155万2,000円を減額するものでございます。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第42号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ここで日程の順序を変更し、追加日程第9、議第43号 令和6年度西川町一般会計補正予算（第2号）を議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、追加日程第9を直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第9、議第43号 令和6年度西川町一般会計補正予算（第2号）議案の提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

○菅野町長 先日の全員協議会においてお示ししました政策提言で、こちらがお示ししたご回答にご理解いただいたということで、改めて追加予算を提示させていただきます。

議第43号については、令和6年度西川町一般会計補正予算（第2号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ75億9,089万3,000円とするものでございます。

補正の内容は、6月7日の全員協議会において政策提言として回答を申し上げました熊野山環境林の維持管理経費6万8,000円を追加するものでございます。

財源につきましては、繰越金6万8,000円を追加するものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 なしと認めます。本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第43号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○菅野議長 日程第7、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しております議員派遣計画に基づき、派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認め、議員派遣については原案のとおり決定しました。

◎閉会中の継続調査申出

○菅野議長 日程第8、閉会中の継続調査申出を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付しております閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議・閉会の宣告

○菅野議長 以上で、本定例会に付議された事件は全て終了しました。

会議を閉じ、令和6年西川町議会第2回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時21分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員